

第十九回国会 衆議院 外務委員会 議録第三十四号

昭和二十九年四月十四日(水曜日)

午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 上塚 司君
理事今村 忠助君 理事富田 健治君
理事福田 篤泰君 理事野田 卯一君
理事並木 芳雄君 理事穂積 七郎君
理事戸叶 里子君
大橋 忠一君 北 吟吉君
佐々木露雄君 岡田 勢一君
須藤彌吉郎君 上林興市郎君
福田 昌子君 細追 兼光君
加藤 勘十君 河野 密君
西尾 末廣君

出席國務大臣

木村篤太郎君

出席府委員

法務局長官 佐藤 達夫君
檢察(法制局 第二部長) 野木 新一君
保安政務次官 前田 正男君
保安庁次長 増原 惠吉君
保安庁局長 (保安局長) 山田 誠君
外務政務次官 小瀧 彬君
外務事務官 (アジア局長) 中川 勲君
外務事務官 (条約局長) 下田 武三君

委員外の出席者

検事(刑事局 公安課長) 桃澤 全司君
専門員 佐藤 敏人君
専門員 村瀬 忠夫君

四月十四日
委員中曾根康弘君辭任につき、その補欠として須藤彌吉郎君が議長の指

第一類第五号 外務委員会議録第三十四号 昭和二十九年四月十四日

名で委員に選任された。

四月十日

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求めるの件(条約第一六号)
日本国における合衆国軍隊及び国際連合の軍隊の共同の作為又は不作為から生ずる請求権に関する議定書の締結について承認を求めるの件(条約第一七号)
の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

連合審査會開會に關する件
日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法案(内閣提出第一一四号)
日本国における國際連合の軍隊の地位に關する協定の締結について承認を求めるの件(条約第一六号)
日本国における合衆國軍隊及び國際連合の軍隊の共同の作為又は不作為から生ずる請求權に關する議定書の締結について承認を求めるの件(条約第一七号)

○上塚委員長 これより會議を開きます。

まず連合審査會開會の件についてお諮りいたします。日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法案について、法務委員會より連合審査會開會の申入れがありますので、これを受諾いたしましたものと存じますが、御異議ございませんか。

○上塚委員長 御異議がなければ、さ

ように決定いたします。

○上塚委員長 日本国における國際連合の軍隊の地位に關する協定の締結について承認を求めるの件並びに日本国における合衆國軍隊及び國際連合の軍隊の共同の作為又は不作為から生ずる請求權に關する議定書の締結について承認を求めるの件を一括議題といたします。政府側より提案理由の説明を求めます。小瀧外務政務次官。

日本国における國際連合の軍隊の地位に關する協定の締結について承認を求めるの件
日本国における國際連合の軍隊の地位に關する協定の締結について、日本國憲法第七十三條第三号但書の規定に基き、國會の承認を求める。

日本国における國際連合の軍隊の地位に關する協定
千九百五十一年九月八日に日本國內閣總理大臣吉田茂とアメリカ合衆國國務長官デイーン・アチソンとの間に交換された公文において、同日サン・フランシスコ市で署名された日本國との平和條約の効力発生と同時に、日本國は、國際連合が國際連合憲章に從つてとるいかなる行動についてもあらゆる援助を國際連合に与えることを要求する同意章第二條に掲げる義務を引き受けることになると述べられているので、

前記の公文において、日本國政府は、平和條約の効力発生後に一又は二以上の國際連合加盟國の軍隊が

極東における國際連合の行動に従事する場合に、当該一又は二以上の加盟國がこのような國際連合の行動に従事する軍隊を日本國內及びその附近において支持することを日本國が許し且つ容易にすることを確識したので、

國際連合の軍隊は、すべての國及び當局に対して國際連合の行動にあらゆる援助を与えるよう要請した、千九百五十年六月二十五日、六月二十七日及び七月七日の安全保障理事會決議並びに千九百五十一年二月一日の總會議決に從う行動に今なお引き続き従事しているのを、また、日本國は、朝鮮における國際連合の行動に参加している軍隊に対し施設及び役務の形で重要な援助を従来与えてきており、且つ、現に与えているので、

よつて、これらの軍隊が日本國の領域から撤退するまでの間日本國におけるこれらの軍隊の地位及び日本國においてこれらの軍隊に与えられるべき待遇を定めるため、この協定の当事者は、次のとおり協定した。

第一条

この協定に別段の定がある場合を除く外、この協定の適用上次の定義を採択する。

(a) 「國際連合の諸決議」とは、千九百五十年六月二十五日、六月二十七日及び七月七日の國際連合安全保障理事會決議並びに千九百五十一年二月一日の國際連合決議をいう。

(b) 「この協定の当事者」とは、日本國政府、統一司令部として行動するアメリカ合衆國政府及び「國際連合の諸決議に從つて朝鮮に軍隊を派遣している國の政府」として、この協定に受諾を条件としな

(c) 「派遣國」とは、國際連合の諸決議に從つて朝鮮に軍隊を派遣しており又は將來派遣する國で、その政府が「國際連合の諸決議に從つて朝鮮に軍隊を派遣している國の政府」としてこの協定の当事者であるものをいう。

(d) 「國際連合の軍隊」とは、派遣國の陸軍、海軍又は空軍で國際連合の諸決議に從う行動に従事するために派遣されているものをいう。

(e) 「國際連合の軍隊の構成員」とは、國際連合の軍隊に屬し現に服役中の人員で日本國內にある間におけるものをいう。

(f) 「軍屬」とは、派遣國の國籍を有し、且つ、國際連合の軍隊に雇用され、これに勤務し、又はこれに随伴する文民で、日本國內にある間におけるもの(日本國に通常居住する者を除く)をいう。

(g) 「家族」とは、次の者で日本國內にある間におけるものをいう。
(i) 國際連合の軍隊の構成員又は軍屬の配偶者及び二十一才未満の子

(d) 國際連合の軍隊の構成員又は軍属の父、母及び二十一才以上のの子で、その生計費の半額以上をこれらの者に依存するもの

第二条

日本国において、日本国の法令を尊重し、及びこの協定の精神に反する活動、特に政治的活動を慎むことは、國際連合の軍隊並びに同軍隊の構成員、軍属及び家族の義務である。派遣国の当局及び國際連合軍司令部司令官は、この目的のため適当な措置を執らなければならない。

第三条

1 本条の規定に従うことを条件として、日本国政府は、この協定の適用上、國際連合の軍隊の構成員、軍属及び家族に対し、日本国への入国及び日本国からの出国を許可する。國際連合軍司令部は、日本国政府に対し、入国者及び出国者の数、入国及び出国の日付、入国の目的並びに滞在予定期間を適切に通告しなければならない。

2 國際連合の軍隊の構成員は、旅券及び査証に関する日本国の法令の適用から除外される。國際連合の軍隊の構成員、軍属及び家族は、外国人の登録及び管理に関する日本国の法令の適用から除外される。但し、日本国の領域に永久的な居所又は住所を要求する権利を取得するものとはみなされない。

3 國際連合の軍隊の構成員は、日本国への入国又は日本国からの出国に当つて、次の文書を携帯しなければならない。

(a) 氏名、生年月日、階級及び番

号、軍の区分並びに写真を掲げる身分証明書

(b) その個人又は集団が國際連合の軍隊の構成員として有する地位及び命令された旅行の証明となる個別的又は集団的旅行の命令書

4 國際連合の軍隊の構成員は、日本国にある間の身分証明のため、前記の身分証明書を携帯していなければならない。身分証明書は、日本国の当局が要求するときは、呈示しなければならない。

5 軍属は、その旅券に自己の身分及び自己の属する機関の記載を受けていなければならない。家族は、その旅券に自己の身分の記載を受けていなければならない。

6 軍属及び家族は、日本国にある間の身分証明のため、日本国の当局が要求するときは、その旅券を相当な期間内に呈示しなければならない。

7 本条に基いて日本国に入国した者の身分に変更があつてその者が前記の入国の権利を有しなくなつた場合には、派遣国の当局は、日本国の当局にその旨を通告するものとす。また、できる限りすみやかにその者を日本国政府の負担にしなければならない。日本国から退去せなければならない。但し、その者が日本国の当該法令に従つて日本国にとどまることを許可される場合は、この限りでない。

8 日本国が正当な事由により國際連合の軍隊の構成員、軍属又は家族の日本国からの退去を要請したときは、当該派遣国の当局は、そ

の者を遅滞なく日本国から退去させる責任を有する。

第四条

1 この協定の適用上、國際連合の軍隊によつて、同軍隊のために又は同軍隊の管理の下に運航される船舶及び航空機は、第二十条に定める合同会議によつて合意される港又は飛行場に入港料又は着陸料を課せられないで出入する権利を与えられる。この協定による免除を与えられない貨物又は旅客がその船舶又は航空機で運送されているときは、日本国の当局にその旨の通告を与えなければならない。その貨物又は旅客は、日本国の法令に従つて日本国に入れなければならない。

2 1に掲げる船舶及び航空機、國際連合の軍隊及び軍属用の公用車両、同軍隊の構成員、軍属及び家族並びにこれらの者の車両は、第五条に従つて軍隊が使用している施設及び区域に入出し、これらのものの間を移動し、及びこれらのものと1に掲げる港又は飛行場との間を移動する権利を与えられる。

3 1に掲げる船舶が日本国の港に入る場合には、日本国の当局に適當な通告をしなければならない。その船舶は、強制水先を免除される。もつとも、水先人を使用したときは、應當する料率で水先料を支払わなければならない。

第五条

1 國際連合の軍隊は、日本における施設（当該施設の運営のため必要な現存の設備、備品及び定着物

を含む。）で、合同会議を通じて合意されるものを使用することができる。

2 國際連合の軍隊は、合同会議を通じて日本国政府の同意を得て、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基いてアメリカ合衆国の使用に供せられている施設及び区域を使用することができる。

3 國際連合の軍隊は、施設内において、この協定の適用上必要な且つ適當な権利を有する。國際連合の軍隊が使用する電波放射の装置が用いる周波数、電力及び類似の事項に関するすべての問題は、合同会議を通じて相互間の合意により解決しなければならない。

4 國際連合の軍隊が1の規定に基いて使用する施設は、必要でなくなつたときはいつでも、当該施設を原状に回復する義務及びいづれかの当事者に対する又はその者による補償を伴うことなく、すみやかに日本国に返還しなければならない。この協定の当事者は、建設又は大きな変更に関しては、合同会議を通じて別段の取極を合意することができる。

第六条

國際連合の軍隊、並びに同軍隊の構成員、軍属及び家族は、日本国政府が有し、管理し、又は規制する公益事業及び公共の役務を利用することとができる。その公益事業及び公共の役務の利用については、國際連合の軍隊は、日本国政府の各省その他の機関に当該時に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

第七条

1 日本国は、派遣国が國際連合の軍隊の構成員、軍属又は家族に対して発給した運転許可証、運転免許証又は軍の運転許可証を、運転者試験又は手数料を課さないで、有効なものとして承認するものとする。

2 國際連合の軍隊及び軍属用の公用車両は、明確な国籍の標示及び番号を付けていなければならない。

3 國際連合の軍隊の構成員、軍属及び家族の私有車両は、日本国民に適用される条件と同一条件で取得する日本国の登録番号標を付けていなければならない。

第八条

國際連合の軍隊は、同軍隊の構成員、軍属及び家族が利用する軍事郵便局を、日本国内にあるこれらの軍事郵便局間並びにこれらの軍事郵便局と派遣国が日本国外に設置し、及び運営する他の郵便局との間の郵便物の送達のため、同軍隊が使用している施設内に設置し、及び運営する権利を有する。

第九条

1 歳出外の資金による諸機関で國際連合の軍隊が公認し、及び規則するものは、同軍隊の構成員、軍属及び家族の利用に供するため、同軍隊が使用している施設内に設置することができる。これらの諸機関は、この協定に別段の定がある場合を除く外、日本の規則、免許、手数料、租税又は類似の管理に服さないものとする。

2 これらの諸機関による商品及び

役務の販売には、日本の租税を課さず、これらの諸機関による商品及び諸品の日本国内における購入には、日本の租税を課する。

3 これらの諸機関が販売する物品は、日本国の当局及び国際連合の軍隊が相互間で合意する条件に従つて処分を認める場合を除く外、これらの諸機関から購入することを認められない者に對して日本国内で処分してはならない。

4 所得税、地方住民税及び社会保険のための納付金を源泉徴収して納付するための義務並びに、相互間で別段の合意をする場合を除く外、賃金及び諸手当に関する条件その他の雇用及び労働の条件、労働者の保護のための条件並びに労働関係に関する労働者の権利は、日本国の法令で定めるところによらなければならない。

5 1に定める諸機関は、日本国の当局に對し、日本国の税法が要求するところにより資料を提供するものとする。

6 これらの諸機関は、第十一条に定める軍票の使用を認められる者との取引において、軍票を使用することが出来る。これらの諸機関は、日本国内の外国為替銀行に外国通貨の預金勘定をもつことができない。但し、合同会議を通じて別段の合意をする場合は、この限りでない。

第十条

1 国際連合の軍隊の構成員、軍属及び家族は、日本国政府の外国為替管理に服さなければならない。

2 1の規定は、外国為替又は外貨

証券で、派遣国政府の公金であるもの、国際連合の軍隊の構成員及び軍属がこの協定に関連して勤務し、若しくは雇用された結果取得したもの又はこれらの者及び家族が日本国外の源泉から取得したものの日本国内又は日本国外への移転を妨げるものと解してはならない。

第十一条

1 派遣国によつて認可された者は、同派遣国が使用している施設内における相互間の取引のため、軍票を使用することが出来る。但し、その使用に當つては、その軍票を発行した国で、自国通貨をもつてその軍票を表示しているものの規則に従うものとする。国際連合の軍隊は、軍票を発行した国の規則が許す場合を除く外、認可された者が当該軍票を用いる取引に従事することを禁止するよう適当な措置を執らなければならない。日本国政府は、認可されない者が軍票を用いる取引に従事することを禁止するため必要な措置を執らなければならない。また、要すれば国際連合の軍隊の援助を得て、軍票の偽造又は偽造軍票の使用に關与する者で日本国の当局の裁判権に服すべきものを逮捕し、及び処罰しなければならない。

2 国際連合の軍隊は、認可されない者に對し軍票を行使する同軍隊の構成員、軍属又は家族を法の正当な手続に従つて逮捕し、及び処罰しなければならない。また、日本国内における軍票の許されない使用の結果として、その認可されない者又は日本国政府若しくはその機関に對していかなる義務をも負うことはない。

1 国際連合の軍隊は、同軍隊が日本国において保有し、使用し、又は移転する財産について租税又は類似の公課を課せられない。

第十二条

2 国際連合の軍隊の構成員、軍属及び家族は、これらの者が同軍隊に勤務し、又は同軍隊若しくは第九条に定める諸機関に雇用された結果受ける所得について、日本国政府又は日本国にあるその他の課税権者に日本の租税を納付する義務を負わない。本条の規定は、これらの者に對し、日本国の源泉から生ずる所得についての日本の租税の納付を免除するものではない。また、派遣国の所得税のために日本国に居所を有することを申し立てる当該派遣国の市民に對し、所得についての日本の租税の納付を免除するものではない。

3 2に掲げる者が国際連合の軍隊の構成員、軍属又は家族であると認める理由のみによつて日本国にある期間は、日本の租税の賦課上、日本国に居所又は住所を有する期間とは認めない。

4 国際連合の軍隊の構成員、軍属及び家族は、これらの者が一時的に日本国にあることのみを基いて日本国に所在する有体の動産又は証券に化体された財産の保有、使用、これらの者相互間の移転又は死亡による移転についての日本国における租税を免除される。但し、この免除は、投資者若しくは事業を行うため日本国において保有される財産又は日本国において登録された無体財産権には適用しない。本条の規定は、私有車両による道路の使用について納付すべき租税の免除を許与する義務を定め

るものではない。

第十三条

1 国際連合の軍隊、同軍隊の構成員、軍属及び家族並びに第九条に定める諸機関は、この協定に別段の定めがある場合を除く外、日本国の税関当局が執行する法令に服さなければならない。

2 国際連合の軍隊又は第九条に定める諸機関がもつばら同軍隊若しくはこれらの諸機関の公用のため又は同軍隊の構成員、軍属及び家族の使用のため輸入するすべての資料、需品及び備品は、関税その他の課徴金の免除を受けて日本国に入れることを許される。

3 2に掲げる物を輸入するとき、は、国際連合の軍隊は、合同會議が決定する形式を有し、権限のある者により署名され、且つ、これらの物が2に述べる目的のために輸入されるものである旨を証する証明書と日本国の税関当局に提出しなければならない。

4 国際連合の軍隊の構成員、軍属及び家族に仕向けられ、且つ、これらの者の私用に供せられる財産には、関税その他の課徴金を課す

る。但し、次のものについては、関税その他の課徴金を課さない。

(a) 国際連合の軍隊の構成員若しくは軍属が日本国で勤務するため最初に到着した時に輸入し、又は家族が同軍隊の構成員若しくは軍属と同居するため最初に到着した時に輸入するこれらの者の私用のための家具及び家庭用品並びにこれらの者が入国の際持ち込む私用のための身回用品

(b) 国際連合の軍隊の構成員又は軍属が自己又はその家族の私用のため輸入する自動車両及び取替用品

(c) 国際連合の軍隊の構成員、軍属及び家族の私用のため軍事郵便物を通じて日本国に郵送される合理的な数量の衣類及び家庭用品

但し、その衣類及び家庭用品は、これらの者が属する派遣国において日常用として通常購入される種類のものに限る。

2及び4で許す免除は、物の輸入の場合にのみ適用するものとし、関税及び内国消費税が既に徴取された物を購入する場合に、当該物の輸入の際税関当局が徴取したその関税及び内国消費税を払いもどすものと解してはならない。

6 税関検査は、次のものの場合には行われないものとする。

(a) 命令により日本国に入国し、又は日本国から出国する国際連合の軍隊又は同軍隊の構成員の公用の封印がある公文書

(b) 政府の船舶証券により船積される軍事貨物及び軍事郵便物

上にある郵便物

7 この協定に基き関税その他の課徴金の免除を受けて日本国に輸入された物は、日本国及び国際連合の軍隊の当局が相互間で合意する条件に従つて認められる場合を除く外、この協定に基き関税その他の課徴金の免除を受けて当該物を輸入する権利を有しない者に対して日本国内で処分してはならない。

8 2及び4に基き関税その他の課徴金の免除を受けて日本国に輸入された物は、関税その他の課徴金の免除を受けて再輸出することが出来る。

9 国際連合の軍隊は、日本国の当局と協力して、本条に従つて同軍隊、同軍隊の構成員、軍属及び家族に与えられる特権の濫用を防止するため必要な措置を執らなければならない。

10 (a) 日本国の当局及び国際連合の軍隊は、日本国の税関当局が執行する法令に違反する行為を防止するため、調査の実施及び証拠の収集について相互に援助しなければならない。

(b) 国際連合の軍隊は、日本国の税関当局によつて又はこれに代つて行われる差押を受けるべき物件がその税関当局に引き渡されることを確保するため、可能なすべての援助を与えなければならない。

(c) 国際連合の軍隊は、同軍隊の構成員、軍属又は家族が納付すべき関税、租税及び罰金の納付を確保するため、可能なすべての援助を与えなければならない。

(d) 国際連合の軍隊に属する財産で、日本国の関税又は財務に関する法令に違反する行為に關連して日本国の税関当局が差し押えたものは、その財産が属する軍隊の当局に引き渡さなければならない。

第十四条

1 現地で供給される国際連合の軍隊の支持のために必要な資材、需品、備品及び役務でその調達に日本国の経済に不利な影響を及ぼす虞があるものは、日本国の権限のある当局との調整の下に、また、望ましいときには日本国の権限のある当局を通じて又はその援助を得て、調達しなければならない。

2 国際連合の軍隊による又は同軍隊のための資材、需品、備品、役務及び労働の調達に関する契約から生ずる紛争でその契約の当事者によつて解決されないものは、調停のため合同会議に付託することが出来る。但し、本項の規定は、契約の当事者が有することのある提訴の権利を害するものではない。

3 国際連合の軍隊又は同軍隊の公認調達機関が同軍隊の当局の適当な証明書を附して日本国で公用のため調達する資材、需品、備品及び役務は、日本の次の租税を免除される。

(a) 物品税
(b) 通行税
(c) 揮発油税
(d) 電気ガス税

最終的には国際連合の軍隊が使用するため調達される資材、需品、備品及び役務は、同軍隊の適当な証明書があれば、物品税及び揮発油税を免除される。日本国及び国際連合の軍隊は、本条に明示しない日本国の現在の又は将来の租税で、同軍隊が調達する資材、需品、備品及び役務の購入価格の重要な且つ容易に判別することが出来る部分をなすと認められるものに関して、本条の目的に合致する免税又は税の軽減を認めるための手続について合意するものとする。

品、備品及び役務は、同軍隊の適当な証明書があれば、物品税及び揮発油税を免除される。日本国及び国際連合の軍隊は、本条に明示しない日本国の現在の又は将来の租税で、同軍隊が調達する資材、需品、備品及び役務の購入価格の重要な且つ容易に判別することが出来る部分をなすと認められるものに関して、本条の目的に合致する免税又は税の軽減を認めるための手続について合意するものとする。

4 3に掲げる租税の免除を受けて日本国で購入した物は、日本国の当局及び国際連合の軍隊が相互間で合意する条件に従つて処分を認める場合を除く外、当該租税の免除を受けて当該物を購入する権利を有しない者に対して日本国内で処分してはならない。

5 国際連合の軍隊の構成員、軍属又は家族は、日本国における物品及び役務の個人的購入について日本国の法令に基いて課せられる租税又は類似の公課の免除を本条を理由として享有することはない。

6 現地の労働に対する国際連合の軍隊の需要は、日本国の当局の援助を得て充足されるものとする。

7 所得税、地方住民税及び社会保険のための納付金を源泉徴収して納付するための義務並びに、相互間で別段の合意をする場合を除く外、賃金及び諸手当に関する条件その他の雇用及び労働の条件、労働者の保護のための条件並びに労働関係に関する労働者の権利は、日本国の法令で定めるところによらなければならない。

らなければならない。

第十五条

日本国に国際連合の軍隊を維持することに伴うすべての経費は、この協定の存続期間中日本国に負担をかけるないで同軍隊が負担しなければならない。但し、日本国政府の所有する施設で日本国政府により国際連合の軍隊の使用に供せられるものは、日本国によつて賃賃料その他の対価の免除を受けて提供されるものとする。

第十六条

1 本条の規定に従うことを条件として、

(a) 派遣国の軍当局は、当該派遣国の軍法に服するすべての者に對し、当該派遣国の法令により与えられたすべての刑事及び懲戒の裁判権を日本国において行使する権利を有する。

(b) 日本国の当局は、国際連合の軍隊の構成員、軍属及び家族に對し、日本国の領域内で犯す罪で日本国の法令によつて罰することが出来るものについて、裁判権を有する。

2 (a) 派遣国の軍当局は、当該派遣国の軍法に服する者に對し、当該派遣国の法令によつて罰することが出来る罪で日本国の法令によつて罰することができないもの（当該派遣国の安全に関する罪を含む。）について、専属的裁判権を行使する権利を有する。

(b) 日本国の当局は、国際連合の軍隊の構成員、軍属及び家族に對し、日本国の法令によつて罰することが出来る罪で日本国の法令によつて罰することができないもの（当該派遣国の安全に関する罪を含む。）について、専属的裁判権を行使する権利を有する。

することが出来る罪で当該派遣国の法令によつては罰することができないもの（日本国の安全に関する罪を含む。）について、専属的裁判権を行使する権利を有する。

(c) 本条2及び3の適用上、国の安全に関する罪は、次のものを含む。

(i) 当該国に対する反逆
(ii) 妨害行為（サボタージュ）、
ちよう報行為又は当該国の公務上若しくは国防上の秘密に關する法令の違反

3 裁判権を行使する権利が競合する場合には、次の規定が適用される。

(a) 派遣国の軍当局は、次の罪については、国際連合の軍隊の構成員又は軍隊に對して裁判権を行使する第一次の権利を有する。

(i) もつぱら当該派遣国の財産若しくは安全のみに対する罪
又はもつぱら当該派遣国に属する国際連合の軍隊の他の構成員、軍属若しくは家族の身体若しくは財産のみに対する罪

(ii) 公務執行中の作為又は不作為から生ずる罪

(b) その他の罪については、日本国の当局が、裁判権を行使する第一次の権利を有する。

(c) 第一次の権利を有する国は、裁判権を行使しないことに決定したときは、できる限りすみやかに他方の国の当局にその旨を通告しなければならない。第一

次の権利を有する国の当局は、他方の国がその権利の放棄を特に重要であると認めた場合において、その他方の国の当局から要請があつたときは、その要請に好意的考慮を払わなければならない。

4 前諸項の規定は、派遣国の軍当局が日本国民又は日本国に通常居住する者に対し裁判権を行使する権利を有することを意味するものではない。但し、これらの者が当該派遣国に属する国際連合の軍隊の構成員であるときは、この限りでない。

5 (a) 日本国の当局及び派遣国の軍当局は、日本国の領域内における国際連合の軍隊の構成員、軍属又は家族の逮捕及び前諸項の規定に従つて裁判権を行使すべき当局へのこれらの者の引渡について、相互に援助しなければならない。

(b) 日本国の当局は、派遣国の軍当局に対し、当該派遣国に属する国際連合の軍隊の構成員、軍属又は家族の逮捕についてすみやかに通告しなければならない。

(c) 日本国が裁判権を行使すべき派遣国軍隊の構成員又は軍属たる被疑者の拘禁は、その者の身柄が当該派遣国の手中にあるときは、日本国により公訴が提起されるまでの間、当該派遣国が引き続き行うものとする。

6 (a) 日本国の当局及び派遣国の軍当局は、犯罪についてのすべての必要な捜査の実施並びに証拠

の収集及び提出（犯罪に関連する物件の押収及び相当な場合にはその引渡を含む）について、相互に援助しなければならない。但し、それらの物件の引渡は、引渡を行う当局が定める期間内に還付されることを条件として行うことができる。

(b) 日本国の当局及び派遣国の軍当局は、裁判権を行使する権利が競合するすべての事件の処理について、相互に通告しなければならない。

7 (a) 死刑の判決は、日本国の法制が同様の場合に死刑を規定していない場合には、派遣国の軍当局が日本国内で執行してはならない。

(b) 日本国の当局は、派遣国の軍当局が本条の規定に基いて日本国の領域内で言い渡した自由刑の執行について派遣国の軍当局から援助の要請があつたときは、その要請に好意的考慮を払わなければならない。

8 被告人が本条の規定に従つて日本国の当局又は派遣国の軍当局のいずれかにより裁判を受けた場合において、無罪の判決を受けたとき、又は有罪の判決を受けて服役しているとき、服役したとき、若しくは赦免されたときは、政府がこの協定の当事者たる他の国の当局は、日本国の領域内において同一の犯罪について重ねてその者を裁判してはならない。但し、本項の規定は、派遣国の軍当局が当該派遣国に属する国際連合の軍隊の構成員を、その者が日本国の当局

により裁判を受けた犯罪を構成した作為又は不作為から生ずる軍紀違反について、裁判することを妨げるものではない。

9 国際連合の軍隊の構成員、軍属又は家族は、日本国の裁判権に基いて公訴を提起された場合には、いつでも、次の権利を有する。

(a) 遅滞なく迅速な裁判を受ける権利

(b) 公判前に自己に対する具体的な訴因の通知を受ける権利

(c) 自己に不利な証人と対決する権利

(d) 証人が日本国の管轄内にあるときは、自己のために強制的手続により証人を求める権利

(e) 自己の弁護のため自己の選択する弁護人をもつ権利又は日本国でその当時通常行われている条件に基き費用を要しない若しくは費用の補助を受けて弁護人をもつ権利

(f) 必要と認めるときは、有能な通訳を用いる権利

(g) 当該派遣国の政府の代表者と連絡する権利及び自己の裁判にその代表者を立ち合わせる権利

10 (a) 国際連合の軍隊の正規に編成された部隊又は編成隊は、同軍隊の施設において警察権を行う権利を有する。国際連合の軍隊の軍事警察は、これらの施設において、秩序及び安全の維持を確保するためすべての適当な措置を執ることができる。

(b) 前記の施設の外部において、前記の軍事警察は、必ず日本国の当局との取極に従うことを条件とし、且つ、日本国の当局と連絡して使用されるものとし、その使用は、国際連合の軍隊の構成員の間の規律及び秩序の維持のため必要な範囲内に限るものとする。

11 千九百五十二年二月二十八日に東京で署名された日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の行政協定の千九百五十二年九月二十九日東京で署名された議定書により改正された第十七条の規定が更に改正される場合には、この協定の当事者は、協議の上、本条の対応規定に同様の改正を行うものとする。但し、当該派遣国に属する国際連合の軍隊が、その更に行われた改正をもたらした事情と同様の事情の下にある場合に限る。

12 千九百五十五年十月二十六日に東京で署名された日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書及びその附屬書は、日本国政府と同議定書に署名したこの協定の他の当事者との間において、この協定が当該当事者について効力を生ずる日に効力を失う。

第十七条 この協定の当事者は、国際連合の軍隊、同軍隊の構成員、軍属及び家族並びにこれらのものの財産の安全を確保するため随時必要となるべき措置を執ることについて協力するものとする。日本国政府は、日本国の領域内において国際連合の軍隊の工作物、備品、財産、記録及び公務上の情報、十分な安全及び保護を確保するため、並びに適用されるべき日本

国の法令に基いて犯人を罰するため、日本国政府が必要と認めるところに於て、立法を求め、及びその他の措置を執るものとする。

第十八条

1 この協定の各当事者は、その軍隊の構成員又は文民たる政府の職員が公務の執行に従事している間に日本国において被つた負傷又は死亡については、その負傷又は公務執行中のこの協定の他のいずれかの当事者の軍隊の構成員又は文民たる政府の職員によるものであるときは、その他方の当事者に対するすべての請求権を放棄する。

2 この協定の各当事者は、日本国において所有する財産に対する損害については、その損害が公務執行中のこの協定の他のいずれかの当事者の軍隊の構成員又は文民たる政府の職員によるものであるときは、その他方の当事者に対するすべての請求権を放棄する。

3 契約による請求権を除く外、公務執行中の国際連合の軍隊の構成員若しくは被用者の作為若しくは不作為又は国際連合の軍隊が法律上責任を有するその他の作為、不作為若しくは事故で、非戦闘行為に伴つて生じ、且つ、日本国において第三者を負傷させ若しくは死亡させ、又はこれに財産上の損害を与えたものから生ずる請求権は、日本国が次の規定に従つて処理するものとする。

(a) 請求は、請求権が生じた日から一年以内に提起するものとし、日本国の被用者の行動から生ずる請求権に関する日本国の

法令に従つて審査し、且つ、解決し、又は裁判する。

(b) 日本国は、前記のいかなる請求をも解決することができるものとし、合意され、又は裁判により決定された額の支払を日本円で履行ものとする。

(c) 前記の支払(合意による解決に従つてされたものであると日本国の権限のある裁判所による裁判に従つてされたものであるとを問わない)又は支払を認めない旨の日本国の権限のある裁判所による確定した裁判は、拘束力を有する最終的のものとする。

(d) (a)、(b)及び(c)に従い請求を満たすために要した費用は、この協定の当事者が次のとおり分担する。

(i) 一派遣国のみが責任を有する場合に、合意され、又は裁判により決定された額は、その七十五パーセントを当該派遣国が、及びその二十五パーセントを日本国が分担する。

(ii) 二以上の派遣国が共同に責任を有する場合に、合意され、又は裁判により決定された額は、当該派遣国の分担額がこれらの国の間において均等となり、且つ、日本国の分担額が当該派遣国の一の分担額の半分となる割合で分担する。

(iii) 負傷、死亡又は財産上の損害が二以上の派遣国の国際連合の軍隊により生じ、且つ、

その責をいづれかの国際連合の軍隊に特定の帰すること不可能である場合には、すべての当該派遣国は、その負傷、死亡又は財産上の損害の原因について責任があるものとみなされ、前記の(ii)の規定が適用される。

(e) 日本国が本項に従つて承認した又は承認しなかつたすべての請求の明細、各事件についての認定及び日本国が支払つた額の明細は、定められるべき手続に従つて、当該派遣国が支払うべき分担額の支払の要請とともに、その派遣国に定期的に送付する。その支払は、できる限りすみやかに日本国で行わなければならない。

4 この協定の各当事者は、前諸項の実施に当り、その人員が公務の執行に従事していかどうかを決定する第一次の権利を有する。その決定は、当該請求権が生じた後できる限りすみやかに行わなければならない。他のいづれかの当該当事者がその決定に同意しなかつたときは、その当事者は、協議のためこの問題を合同会議に付託することができる。

5 日本国内における不法の作為又は不作為で公務執行中に行われたものでないものから生ずる国際連合の軍隊の構成員又は被用者に対する請求権は、次の方法で処理するものとする。

(a) 日本国の当局は、当該事件に関するすべての事情(損害を受けた者の行動を含む)を考慮し

て、公平且つ公正に請求を審査し、及び請求人に対する補償金を査定し、並びにその事件に関する報告書を作成する。

(b) その報告書は、当該派遣国の当局に交付するものとし、その当局は、遅滞なく、慰し、料の支払を申し出るかどうかを決定し、且つ、申し出る場合には、その額を決定する。

(c) 慰し、料の支払の申出があつた場合において、請求人がその請求を完全に満たすものとしてこれを受諾したときは、当該派遣国の当局は、自ら支払をしななければならない。且つ、その決定及び支払つた額を日本国の当局に通知する。

(d) 本項のいかなる規定も、支払が請求を完全に満たすものとして行われたものでない限り、国際連合の軍隊の構成員又は被用者に対する訴を受理する日本国の裁判所の裁判権に影響を及ぼすものではない。

6 (a) 国際連合の軍隊の構成員及び被用者(日本の国籍のみを有する被用者を除く)は、3に掲げる請求については、日本国において訴を提起されることがないが、その他のすべての種類の事件については、日本国の裁判所の民事裁判権に服するものとする。

(b) 国際連合の軍隊が使用している施設内に日本国の法律に基き強制執行を行うべき私有の動産(国際連合の軍隊が使用している動産を除く)があるときは、

当該派遣国の当局は、日本国の裁判所の要請に基き、その財産を差し押えて日本国の当局に引き渡さなければならない。派遣国の当局は、当該派遣国に属する国際連合の軍隊がその差押及び引渡を行う法律上の権限を有しない場合には、日本国の当局が日本国の法律に従つて前記の財産を差し押えることを許容しなければならない。

(c) すべての派遣国の当局は、本条の規定に基き請求の公平な審理及び処理のため証人及び証拠を提供することについて、日本国の当局と協力しなければならない。

第十九条

この協定の当事者は、この協定の実施のために必要な立法上、予算上その他の措置をできる限りすみやかに執らなければならない。

第二十条

1 この協定の解釈及び実施に関する事項についての日本国政府とこの協定のその他の当事者との間の協議及び合意の機関として、合同会議を東京に設置する。

2 合同会議は、日本国政府を代表する者一人及びこの協定のその他の当事者を代表する者一人の二人の代表者で組織し、各代表者は、一人又は二人以上の代理及び職員団を有するものとする。合同会議は、その手続規則を定め、並びに必要な補助機関及び事務組織について取りきめる。合同会議は、いづれか一方の代表者の要請があつたときはいつでも会合することが

できるように組織するものとする。

3 合同会議がなんらかの問題について合意に達することができないときは、その問題は、政府間の交渉によつて解決するものとする。

第二十一条

1 この協定は、日本国政府及び統一司令部として行動するアメリカ合衆国政府が署名するものとし、また、国際連合の諸決議に従つて朝鮮に軍隊を派遣しており又は将来派遣するいづれの国の政府も署名することができるものとする。この協定は、その最初の署名からその最初の効力発生までの間、日本国政府の同意を条件として、前記の諸決議に従つて朝鮮に軍隊を派遣しており又は将来派遣する他のいづれの国の政府のためにその署名のため開放されるものとする。

2 この協定は、日本国政府がこれを受諾する日の後十日で、日本国政府について、及び、日本国政府による受諾の日以前に、この協定に受諾を条件としないうで署名し、又は「受諾を条件として」署名の上これを受諾する政府について効力を生ずる。この協定は、日本国政府による受諾の日の後に、この協定に受諾を条件としないうで署名し、これを受諾し、又は「受諾を条件として」署名の上これを受諾する各政府については、その政府がこの協定に受諾を条件としないうで署名する日の後十日で、又はその政府が「受諾を条件として」署名の上これを受諾する日の後十日

で効力を生ずる。

3 この協定の受諾は、受諾書を日本国政府に寄託することにより行うものとする。日本国政府は、この協定の当事者たる各政府にすべての署名の日及び、受諾書の寄託が行われるときは、その寄託の日を通告するものとする。

4 この協定の規定は、第十六条の規定及びその性質上それが不可能である規定を除く外、日本国政府及び、この協定の最初の署名の日又はその日の後六箇月以内に、この協定に受諾を条件としないで署名し、又は「受諾を条件として」署名の上これを受諾する他の各政府については、千九百五十二年四月二十八日から適用するものとする。

第二十二條

1 第二十一條2に従つてこの協定が最初に効力を生じた日以後においては、国際連合の諸決議に従つて朝鮮に軍隊を派遣しており又は将来派遣する国の政府でこの協定に署名していないものは、日本国政府の同意を条件として、日本国政府に加入書を寄託することによりこの協定に加入することができるとする。

2 日本国政府は、この協定の当事者たる各政府にすべての加入書の寄託の日を通告するものとする。

3 この協定は、加入政府については、それぞれその加入書の寄託の日の後十日で効力を生ずる。

4 この協定の規定は、第十六条の規定及びその性質上それが不可能である規定を除く外、この協定の

最初の署名の日の後六箇月以内に加入書を寄託する各加入政府については、千九百五十二年四月二十八日から適用するものとする。

第二十三條

1 この協定の各当事者は、いずれの条についてもその改訂をいつても要請することができ、その要請があつたときは、日本国政府と、統一司令部として行動するアメリカ合衆国政府（この場合、当該派遣国と協議し、且つ、その派遣国を代表するものとする。）とは、交渉を行うものとする。

2 千九百五十二年九月二十九日に東京で署名された議定書により改正された千九百五十二年二月二十八日東京において署名の日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の行政協定のいずれかの規定が改訂されるときは、第十六條1に定める場合を除く外、日本国政府と、統一司令部として行動するアメリカ合衆国政府（この場合、当該派遣国と協議し、且つ、派遣国を代表するものとする。）とは、この協定の対応規定について同様の改訂を合意するため交渉を行うものとする。

第二十四條

すべての国際連合の軍隊は、すべての国際連合の軍隊が朝鮮から撤退していなければならない日の後九十日以内に日本国から撤退しなければならぬ。この協定の当事者は、すべての国際連合の軍隊の日本国からの撤退期限として前記の期日前のいずれかの日を合意することができ、

第二十五條

この協定及びその合意された改正は、すべての国際連合の軍隊が第二十四條の規定に従つて日本国から撤退しなければならぬ期日に終了する。すべての国際連合の軍隊がその期日前に日本国から撤退した場合に、この協定及びその合意された改正は、撤退が完了した日に終了する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から署名のために正当に委任を受け、この協定に署名した。

千九百五十四年二月十九日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書一通を作成した。この原本は、日本国政府の記録に寄託する。日本国政府は、その認証原本をすべての署名政府及び加入政府に送付するものとする。

岡崎勝男（署名）

受諾を条件として
統一司令部として行動するアメリカ合衆国政府のために
J・グレイム・パース
ンズ（署名）

国際連合の諸決議に従つて朝鮮に軍隊を派遣している国の諸政府
カナダ政府のために
R・W・メイヒュー（署名）

受諾を条件として
ニュージーランド政府のために
R・M・ミラー（署名）

受諾を条件として
グレート・ブリテン及び北部ア

イルランド連合王国政府のために
エスラー・デニング（署名）

南アフリカ連邦政府のために
エスラー・デニング（署名）

受諾を条件として
オーストラリア連邦政府のために
F・ロナルド・ウォーカー（署名）

フィリピン共和国政府のために
ホセ・F・イムベリアル（署名）

日本国における合衆国軍隊及び国際連合の軍隊の共同の作為又は不作為から生ずる請求権に関する議定書の締結について、日本国憲法第七十三條第三号但書の規定に基づき、国会の承認を求める。

日本国における合衆国軍隊及び国際連合の軍隊の共同の作為又は不作為から生ずる請求権に関する議定書

千九百五十四年二月十九日に東京で署名された日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の当事者及びアメリカ合衆国政府は、アメリカ合衆国及び前記の協定にいう派遣国が、日本国にあるこれらの国の軍隊の作為又は不作為の結果たる負

傷、死亡又は財産上の損害で請求が生ずるもの原因について、共同で責任を負うことがあることを考慮し、且つ、
アメリカ合衆国及び前記の派遣国の相互間における並びに日本国に対する各自の責任を定めることを希望して、
次のとおり協定した。

第一條

この議定書において、
(a) 「国連軍協定」とは、千九百五十四年二月十九日に東京で署名された日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定をいう。

(b) 「行政協定」とは、千九百五十二年二月二十八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基づく行府協定をいう。

(c) 「派遣国」とは、アメリカ合衆国及び国連軍協定にいう派遣国をいう。

(d) 「国際連合の軍隊の構成員」とは、国連軍協定にいう国際連合の軍隊の構成員をいう。

(e) 「合衆国軍隊の構成員」とは、行政協定にいう合衆国軍隊の構成員をいう。

(f) 「この議定書の当事者」とは、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び、この議定書に署名した他の各政府で国連軍協定の当事者であるものをいう。
(g) 「第三者」とは、国連軍協定及び行政協定の双方にいう「第三者」をいう。

第二條
契約による請求権を除く外、公務

執行中の合衆国軍隊の構成員若しくは被用者及び国際連合の軍隊の構成員若しくは被用者の双方の作爲若しくは不作爲又は合衆国軍隊及び国際連合の軍隊の双方が法律上責任を有するその他の作爲、不作爲若しくは事故で、非戦闘行為に伴つて生じ、且つ、日本国において第三者を負傷させ若しくは死亡させ、又はこれに財産上の損害を与えたものから生ずる請求権は、日本国が次の規定に従つて処理するものとする。

(a) 請求は、請求権が生じた日から一年以内に提起するものとし、日本国の被用者の行動から生ずる請求権に関する日本国の法令に従つて審査し、且つ、解決し、又は裁判する。

(b) 日本国は、前記のいかなる請求をも解決することができるとし、合意され、又は裁判により決定された額の支払を日本国で行うものとする。

(c) 前記の支払（合意による解決に従つてされたものであると日本国の権限のある裁判所による裁判に従つてされたものであるとを問わない。）又は支払を認めない旨の日本国の権限のある裁判所による確定した裁判は、拘束力を有する最終的なものとする。

(d) (a)、(b)及び(c)に従い請求を満たすために要した費用は、この協定の当事者が次のとおり分担する。

(i) アメリカ合衆国を含む二以上の派遣国が共同に責任を有する場合に、合意され、又は裁判により決定された額は、当該派遣国の分担額がこれらの国の間

において均等となり、且つ、日本国の分担額が当該派遣国の一の分担額の半分となる割合で分担する。

(ii) 負傷、死亡又は財産上の損害の原因についてその責を合衆国軍隊及び国際連合の軍隊のいずれかに特定のに帰することが不可能である場合には、すべての当該派遣国は、その負傷、死亡又は財産上の財産上の原因について責任があるものとみなされ、前記の(i)の規定が適用される。

(e) 日本国が本条に従つて承認した又は承認しなかつたすべての請求の明細、各事件についての認定及び日本国が支払つた額の明細は、定められるべき手続に従つて、当該派遣国がそれ／＼支払うべき分担額の支払の要請とともに、その派遣国に定期的に送付する。その支払は、できる限りすみやかに日本国で行わなければならない。

第三条

この議定書の各当事者は、第二条の規定の実施に当り、その人員が公務の執行に従事していたかどうかを決定する第一次の権利を有する。その決定は、当該請求権が生じた後で、その限りすみやかに行わなければならない。他のいづれかの当該当事者がその決定に同意しなかつたときは、その当事者は、協議のためこの問題を合同会議に付託することができる。

第四条

この議定書の条項に該当する請求権は、この議定書の規定に従つて処理するものとし、行政協定第十八条

3及び4又は国連軍協定第十八条3及び4に基いて処理してはならない。

第五条

1 この議定書は、日本国政府及びアメリカ合衆国政府がこの議定書に署名の上これを受諾し、並びにこの議定書の他のいづれかの署名政府について国連軍協定が効力を生ずる場合において、そのいづれか遅い時にそのすべての政府について効力を生ずる。その後において、この議定書は、この議定書の他の各署名政府については、国連軍協定が当該政府について効力を生ずる時に効力を生ずる。

2 この議定書の受諾は、受諾書を日本国政府に寄託することにより行ふものとする。日本国政府は、この議定書の当事者たる各政府にすべての署名の日及びすべての受諾書の寄託の日を通告するものとする。

第六条

1 第二条及び第三条の規定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び、この議定書の他の当事者で、国連軍協定の最初の署名の日に又はその日の後六箇月以内に、受諾を条件としない署名し、「受諾を条件として」署名の上これを受諾し、又はこれに加入するものについては、千九百五十二年四月二十八日から適用するものとする。

2 この議定書が日本国及び当該派遣国について効力を生ずる前に生じた請求権については、この請求は、第二條(a)の規定にかかわらず、

ず、日本国と当該派遣国との間にこの議定書が効力を生ずる日から一年以内に提起しなければならない。

第七条

この議定書は、国連軍協定に署名し、又は加入するすべての国の政府に対してその署名のため開放されるものとする。

以上の証憑として、下名は、各自の政府から署名のために正当に委任を受けて、この議定書に署名した。千九百五十四年二月十九日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書一通を作成した。この原本は、日本国政府の記録に寄託する。日本国政府は、その認証原本をすべての署名政府に送付するものとする。

日本国政府のために

岡崎勝男（署名）

受諾を条件として

カナダ政府のために

R・W・メイヒュー（署名）

ニュージーランド政府のために

R・M・ミラー（署名）

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府のために

エスラー・デニング（署名）

南アフリカ連邦政府のために

エスラー・デニング（署名）

オーストラリア連邦政府のために

E・ロナルド・ウォーカー（署名）

アメリカ合衆国政府のために
J・グレイサム・バース
ンズ（署名）

受諾を条件として

フィリピン共和国政府のために

ホセ・E・イムペリアル（署名）

○小龍政府委員 ただいま議題となりました日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求めるの件並びに日本国における合衆国軍隊及び国際連合の軍隊の共同の作爲又は不作爲から生ずる請求権に関する議定書の締結について承認を求めるの件につきまして提案理由を御説明いたします。

政府は、国連軍のわが国における地位及び同軍隊に与えられるべき待遇を規定する協定を締結するため一昨年七月閣僚国政府と交渉を開始いたしました。本交渉は、刑事裁判権及び若干の財政経済問題等について双方の主張が対立したため一時停頓するやむなきに至りましたが、幸い昨年八月NATO協定の効力発生に伴つて日米行政協定の刑事裁判権条項がNATO方式に改訂されましたので、国連軍についてもわが方の主張通り方NATO方式による刑事裁判権条項を合意し、昨年十月とりあえずこれに関する議定書を締結いたしました。

よつて、残る財政経済問題について、すみやかに妥結をはかり国連軍に関する諸懸案を解決することは、わが国の国連支持の建前から緊要と認められましたので、極力折衝に努めました結果、国連軍側においてもわが方の立場を了解いたしました。與、広地区

における相当数の施設の返還、労働調達における間接雇用方式の採用を認める等の譲歩を行う意向を示して参りました。これにこたえて、わが方大局的見地から米軍との均等待遇の方針をもつて財政経済関係諸懸案の解決をはかりました結果、交渉は、円滑に進捗し、一年半余にわたる本協定交渉も妥結いたしましたので、去る二月十九日にわが国と統一司令部としての米國政府並びに英連邦諸國及びフィリピン共和國政府との間でこの協定に署名を行った次第であります。

なおこの署名と同時に、日本國における合衆國軍隊及び國際連合の軍隊の共同の作為又は不作爲から生ずる請求権に関する議定書の署名を行いました。これは、國連軍協定が在日米軍を規定の対象としておりませんので、民事上の請求権事項において二以上の派遣國が共同に責任を有する場合の請求権の処理について、その關係派遣國の一致が米國である場合に対処するため、米國政府が統一司令部として行動するアメリカ合衆國政府としてではなく、アメリカ合衆國政府自身の資格において別個にとりきめられたものであります。

右の協定及び議定書のいずれに対しても、わが國は受諾を条件として署名いたしましたので、すみやかにその受諾を行うことにより、この協定及び議定書を締結することとしたしたい所存であります。つきましては、その締結について國会の御承認を求めらる次第であります。慎重御審議の上、本件につきすみやかに御承認あらんことを希望いたします。

○上塚委員長 ただいまの両件に関する國会にお出ししますことがかえつて

の質疑は、審議の都合上後日に譲ることとしたします。

○上塚委員長 この際緊急質問を許します。戸叶里子君。

○戸叶委員 けさほどの新聞にMSAで小麦、小麦を買いつけたというふうな記事が出ておりました。その中にMSA協定の暫定措置に関する交換公文で協定批准前の輸入契約に對し」と交換公文」という言葉が出ておりました。この交換公文というものは別に國會にかけないでもいいものかどうか。これは國際的な、日本とアメリカとの關係のものでありますから、當然國會にかけなければならないかと思ひます。私もこの内容を知りませんが、國會にかけないでいいものかどうか、外務省の方にお伺ひいたします。

○下田政府委員 MSAの小麦の買付協定を署名するにあたりまして、日米兩國とも政府の権限内でできることは、ただちに実施しようという趣旨の交換公文を行ったのであります。そのねらいは、小麦でも米でも何でも買ひつけることは政府の権限でできるわけなのであります。買ひつけました結果いろいろ義務を生ずる点は、國會の御承認がなければ履行できないわけでありまして、物の買付という調達行為は、政府自身でできることでございまして、その政府自身でできることだけは先にやろうという趣旨の交換公文を行ったのであります。しかしながらこれは政府自身でできることをやろうということでありまして、國會の御承認を経るまでもなく政府の當然の権限でできることでありますから、これを國會にお出ししますことがかえつて

おかしなことになるので、政府限りでやりました次第でございします。

○戸叶委員 そうしますとこの種の交換公文というものは、いろいろの場合に國會の承認を経ずして出し得るといふふうに承知していいわけですね。

それから今度の小麦は、先に日本から立てかえてドルで買われたようだけれども、もしも批准されなかつた場合には、輸入契約は一般の商業取引に切りかえらると思ひます。そうすると日本からドルをそれだけ持ち出したことになると思ひますが、そういうふうになりましたらいいわけですか。

○下田政府委員 第一点に關しましては仰せの通りでございします。先ほど政務次官から提案理由の御説明のありました國連軍協定なども、調印の際に同時にその仮実施に關するプロトコルを署名いたしております。でありますから免稅でありますとか、固有財産をただで貸す予算的措置、そういうようなことは國會の承認が得られまして初めてなし得ることでありまして、それ以外の便宜供与その他の政府の権限内でできることは、國連軍協定の御承認を経る前から仮実施の議定書によつて行え、それと同様の法律的關係であります。

それから第二の点は、これも仰せの通り協定がまだ発効いたさないのでありますから、他のアルゼンチンやカナダから買ひます小麦と同じように、一時手持ちのドルで立てかえて出すわけでありまして、そこで協定が御承認になりますと、そのドルが今度アメリカから返つて来るということになるわけでございます。

○戸叶委員 そのことはわかつておる

のですけれども、まだ參議院で審議中ですから、もし批准されなかつた場合には、ドルが返つて来るということはないかと思ひますが、そう丁承していいかどうか。もしそうだとすれば、けさの新聞にも出ておりますように、カナダなりほかから買った場合よりも、運賃が高くて買つた場合より、そこで私もか言はせておるわけですが、安い方から買ひよるべきではないか、こういう点が第二点。もう一点は、MSAによるために、日本の船を使わないうで、半分アメリカの船によつて買ひのだと思ひますが、批准されない場合にはアメリカの船でなく、日本の船でいいはずだと思ひますが、その点についてお伺ひいたします。

○下田政府委員 もし不幸にして協定の御承認を得られせん場合には、この立てかえたドルは返つて来ないことは當然でございします。また協定が承認されるかどうかかわらないのに、ドルを立てかえて、高い小麦を、しかも半分はアメリカ船を使つて、その運賃をなぜ払わなければならぬかという点でございしますが、高いという点は、前に經濟局長から御説明いたしましたように、決して高くございせん。また運賃の点もアメリカのみならず、アルゼンチン、カナダ、すべて日本船だけではとも輪送しきれないので、どのみち外國船を使つてある程度外貨は払つておるわけでありまして、しかしながらこれらのリスクは、協定の御承認を得ましたら、すべて円で購入になつてしまふわけでありまして、調達といたしましては當然御承認を得られるとの予想のもとに、これらのほとんどとるに足らないリスクを賣して立てか

えて買ひということ、むしろ當然の措置であらうと存する次第でございします。

○戸叶委員 私も政府が批准を得られるだらうという想定のもとになさつたとは思ひますが、もしも、この新聞の中には、わざ／＼批准が行われないうちは、輸入契約は一般の商業取引に切りかえらるというふうなことをいわれておられますので、批准を予想してなら、何もこういうことを言わなくてはいいのじやないか、なぜこういうことを言われたかということですか。

○下田政府委員 これは言はずもがなこのことでございしますが、日米双方の當局におきまして、非常に几帳面にそういう場合のことを心配される向きがございしましたので、万一の場合に備えて、処置に困るということがないための予防線を張つたわけなのであります。實際問題としては、その事項が適用を生ずることではないと私も予想しております。

○戸叶委員 私はこの問題を打切りまされども、ただMSA協定の中にも、當然私もどが不審に思ふ挿入すべき言葉を挿入しないで、何にも役に立たないことを挿入してあります。またこの言葉を新聞で見ましたときに、何かしらそれでは政府はこういうことを予想して發表されたのかしらと思つたので、私は質問したわけなのであります。

もう一点次にビキニの問題でお伺ひしたいのです。やはりけさほどの新聞によりまして、今まで被害を受けた漁夫の方々の病状やその他についての發表をされておりましたのを、今度は大學の教授が發表することを禁じられた

ということが書いてありましたが、それはどういふ理由で発表を禁じられたか、その点を承りたい。

○小瀧政府委員 私の承知しておりますところは、けさの新聞の情報によりますと、その理由としては、患者が非常に心配するから、そういうことは患者にも悪い影響がある、一方的にこいういふ発表があつて悪い影響があつてはいけなから合同でやろうというふうには了解いたしておりましたが、別段特別な理由があるとは私も解しておりません。

○戸叶委員 そうしますと、大学の教授がそれを発表しても、政府としてはどういふことをおつしやらないわけであり、そしてまた発表してもいいというふうには承なされるわけですか。

○小瀧政府委員 この発表はいろいろ意味で非常に大きな影響を与えます。不必要な心配を与えるような場合もあるし、またそのために、たとえば日米間の貿易、まぐろの輸出というふうなことも影響があつて、大きく発表してかえつて貿易に阻害を来すというふうな場合もありますので、お互いに慎重を期さなければならぬ、そういう悪い影響のないように十分注意をしなければならぬといふことは、各省の打合せなどでも言われておるところでございます。絶対に発表してはならないといふようなとりきめがあるわけではございません。相互に注意しようといふ申合せであるにすぎないのであります。

○戸叶委員 そうしますと、発表する場合には、お互いに話し合った上でなければ発表できないといふふうになつたわけですか。

○小瀧政府委員 そうではないと思ひますが……ちやうど今厚生省の係官が来ておりませんから、次の機会になつたらお答えできると思ひます。

○戸叶委員 この問題は非常に重大な問題だと思ひますし、また秘密保護法の問題と関係いたしますので、はつきりとした御答弁をなるべく早くいただきたい。外務省といひましては、今小瀧政務次官がおつしやいましたように、これは重大な影響があることだから各省で話し合つた上発表した方がいい、こいういふふうにお考えになつていられるわけですか。

○小瀧政府委員 先ほど申しましたように、発表してはならないというふうな決定は全然ございません。しかしあまりアライミングなことを病院または学者によつて全然違つたような発表をいたしますと、日本の大衆にとつても非常に迷ひを与えるというふうなことになると思いますから、お互いに慎重にやろうという話し合いが関係者の間に行われておるといふのが私が先ほど申した点であります。

○戸叶委員 そうしますと、やはりその学者なり何なりが見た上で、事實は事實として発表してもかまわない、政府はそれにタッチしない、こいういふふうには承してもいいわけですか。

○小瀧政府委員 外務省は指令も何にも出しておりません。しかしできるだけ正確な、そしてまたまづた意見が発表せられることが望ましいといふ意見を持つております。

○戸叶委員 それではあとから厚生省の方からはつきりした意見をお伺いしたいのです。これに関連しまして木村保安庁官に一点だけ伺いたいのです

が、たとえば秘密保護法に關係して來るのですけれども、原子爆弾なり水素爆弾、そつちつたものが日本にありまけんから、その情報があつたらから秘密として来るような場合はないと思ひますが、日本の学者が今回の被害などを通していろいろなことを知り、また研究を通していろいろなことを知つた場合に、これを公表しますと、その公表がアメリカの好ましからざることとなり、あるいはアメリカの秘密を守つてもらいたいことであるかもしれない。こいういふ場合に、アメリカからそれは困るから発表するなといふことを言われた場合に、やはりこの秘密保護法が適用されるかどうかといふことを承りたい。

○上塚委員長 戸叶君に申し上げますが、今すぐ秘密保護法に關する質問を許すことになりまから、その際にゆつくりお聞きを願ひたいと思ひます。

○戸叶委員 それはビキニに關係していたのですから、一言だけ伺つたのです。あとはしません。

○木村國務大臣 お答えいたします。この秘密保護法で対象になつてゐるものは、アメリカから供与を受けるものうちに限定されておるのであります。日本で研究したものはこのうちに包含されません。さうな場合には適用はありません。

○上塚委員長 次に日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法案を議題といたします。質疑を許します。並木芳雄君。

○並木委員 私の方の党はMSAの協定に賛成しております關係上、この秘密保護法についても好意的に検討して

参つたのであります。しかし今までのところどうも疑問が多いのでありまして、にわかに賛成できない節がございます。そこで私は率直にお尋ねをいたしたいのでありますが、第一に船舶協定のときに同じような措置をとるべきことを政府はアメリカと約束をしてあります。しかるに今日まで私どもの関知する限りでは、立法措置のとられたことを聞いておりませんが、船舶協定のときに、どういふような措置をもつて秘密の保持に當るようになつておる、今日まで来たものでありましようか、まずそれをお尋ねいたします。

○木村國務大臣 船舶協定の場合におきましては、御承知の通りアメリカから借り受けましたフリゲートのごく小部分、いわゆるレーダー装置その他通信機等にアメリカで秘密になつておるものがあつたのであります。これは今申し上げました通り、フリゲートに搭載されておるきわめて局部的のものでありますから、内部的に乘組員に十分にその点を了解せしめて外部に漏れないうような処置をとれば、いわゆる秘密保持の手段を講じ得られたので、内部の行政措置でまかなつていたわけでありま。今度の法案の対象となつてゐるものは、それよりかむしろ広範囲で、しかも船の一部に搭載されてゐるものに限らないで広く用いられるものでありますから、外部的に影響を及ぼすものなので、法案として提出したわけでありま。

○並木委員 内部の行政措置でまかなうことができるならば、私はそれが一番いいのではないかと思ひます。その点をお尋ねしたかつたわけで、今度の場合に秘密保護法といふ法律をつくつ

てしまつて、一般國民にこの影響を及ぼすことは、時節柄私には非常に慎重に行ふべき問題ではないかと考えます。そこで今度の場合にやはり内部的の行政措置でまかなえないものでしやうか、そんなにたくさん秘密保持を要するような新鋭兵器が来るのでしやうか、私どもは大体そこにも疑問を持つわけでは、おそらくあんまり来ないのじやないかと思ひますが、いかがでしやうか。

○増原政府委員 フリゲート關係につきましては、現在まではまだいゝゆる修理等に出ず段階でなかつたわけでありまが、これからだんだんと修理等にも出して外部の人にその秘密区分についての分解、結合、修理等をやらせる必要も出て来るわけでありま。こいういふことで、これはやはり、法的措置をとるがよろしい。しかしもととはいゝゆるMSA協定に基きましてこいういふ法律措置をすることが適當であるといふことに政府として考えましたので、一括して船舶貸借協定の分も、將來は外部の方に修繕等のごことで秘密区分のものを取扱はせることになつていくことで、これを一緒に法的措置をとることがよろしいといふ判断をしたわけでありま。

○並木委員 そうすると、主としてこれは修理の場合に必要である、こいうふうには、管弁からはとられますけれども、修理の場合に秘密が漏れるおそれがあるといふところに重点がある、こよう解釈してよろしいでしやうか。

○増原政府委員 修得の場合に重点があるといふと、少し語弊があるかもしれませんが、今ただちに予想されるのは、こいういふことであります。

○並木委員 そうすると、修理の場合、いわゆる政府から委託を受けたというものに入つて来ないでしょうか。

このMSA協定の附屬書Bに「日本政府の職員又は委託を受けた者以外の者にその秘密を漏らしてはならない。」とありますが、修理をする者はこの「委託を受けた者」という範疇に入つて来ないでしょうか。

○増原政府委員 「委託を受けた者」というものに入つて参ります。MSA協定によるものはそれで参りますが、MSA協定でなくともつた、いわゆる船舶貸借協定でもつたものは、これをつたいまさんと、そこに入つて来ないということでもあります。

○並木委員 そうすると、内部の行政的措置で間に合ふのではないのでしょうか。そういう疑問を持つわけですが、一般国民大衆に影響を及ぼすような法的措置を講じないで、内部でもつて、これは機密事項であるから注意をしてもいいという行政措置だけで少くとも当座は間に合ふのではないのでしょうか。

○増原政府委員 現在までのいわゆるフリゲートについていいますと、修理、修繕等に出さない段階のフリゲートの秘密区分でありますと、ほとんどいわゆる隊員がこれに關与するわけですから、内部措置でまず十分やれる、しかし外部に修理に出すということになりますと、やはり秘密の保全のためには法的措置をとることが適當であるという判断になるわけでありま

す。

○並木委員 それから私はこの協定から受ける点で一つ大きな疑問を持つてゐるのです。ただいま引用しました附

屬書Bの「日本国政府が第三条1に従つて執ることに同意する秘密保持の措置においては、アメリカ合衆国において定められている秘密保護の等級と同等のものを確保するものとし、日本国が受領する秘密の物件、役務又は情報については、アメリカ合衆国政府の事前の同意を得ないで、日本国政府の職員又は委託を受けた者以外の者にその秘密を漏らしてはならない。」という書き方を讀んでみますと、この義務を負つてゐるのは、主体は日本国政府である、そう感ずるわけです。従つてこの協定から生ずる義務というものは日本国政府が、その秘密を政府の職員または委託を受けた者以外に漏らさないような措置をすればいいのであつて、それを漏らした者はどうするつもりかということに対してで、罰則まで設けてこれを取締れという趣旨ではないといふふうにとれるのでありますけれども、この点についての見解はいかがで

しょうか。

○増原政府委員 今お読みになりましたものは、執ることに同意する秘密保持の措置においては、アメリカ合衆国において定められている秘密保護の等級と同等のものを確保するものとし、という書き方をしてあるわけでありま

す。もとより秘密保護法をつくり出すことは、外務大臣からしばしば申し上げてあると思いますが、条約上の義務でありません。しかしそうした秘密保護を適切に行いますためには、たとえMSA協定でいふ援助を受けてゐる各国の例を見ても、これはその際に法律措置をとつたものではありませんが、いずれもこういう秘密保護の法律を持つてゐるということでありまし

て、やはり法律措置をした方がよろしい。そういう秘密保護をする約束をしたのは、アメリカ合衆国と日本国政府で、もちろん日本国政府の責任であります。しかしその責任を適當に充足するためには法律措置をとつた方がいいといふふうに政府は判断をした、こういうことでもあります。

○並木委員 協定自体からは、先ほど私が申しましたような疑問が生ずると思うのですが、条約局長はこの点はいかがですか。私はなるべくこの協定に基く措置というものの範圍を狭めて、日本国民に影響を及ぼさないようにしたいという趣旨から質問してゐるのでございます。

○下田政府委員 ただいま増原次長のおつしやいましたように、附屬書Bに掲げられてゐる二つの義務は、いずれも政府の義務でございます。

第一点は「秘密保護の等級と同等のものを確保するものとし」とありまして、物件にタッチいたします者は保安隊員であり、あるいは一般国民であるわけでございますが、それらの者をして秘密を漏らさしめないように確保するということ、これは政府の義務でありますし、それから後段の、日本国が受領する秘密の物件その他のものの秘密を漏らしてはならないということとは、たとえば新聞記者からフリゲートにあるレーダー装置を見たという申し出に接した場合に、これをアメリカ側の同意を得ないで、日本政府当局限りで第三者に見せたりすることをしてはならないということも、これまたひとしく政府の義務でございます。それを確保する措置としまして、ただいま

増原次長の申されましたように、何も立法義務を負つてゐるわけではないのであります。並木さんの御意見通り、日本がすみやかに優秀な装備、武器をもちうためには、もし確保をする措置が立法手段によつて十分に詰ぜられておりません場合には、アメリカは不安心で、優秀なものとはよきさぬといふことになると思ひます。でござい

ますから、日本政府の独自の見解といひましては、どうしても英仏その他の諸国並に立法措置を講ずることが、この協定の精神から見まして適當であると判断いたしましたような次第でござい

ます。

○並木委員 アメリカの立法措置は、今度のこの秘密保護法と大体同じようなものですか。罰則なども、十年以下の懲役に処すといふふうには足並はそろつておりますか。

○山田政府委員 アメリカの罰則關係につきましては、お手元に参考資料(一)というのを御配付いたしてございまして、アメリカの法令は、罰則の点は平時においてはおよそ二十年以下ということ、罰則の量刑の点については、必ずしもアメリカ側と今回の日本側の法案との足並はそろつておりません。

○並木委員 内容は……

○山田政府委員 内容は法体系が違つておりますので、軽重の比較はつきりできませんけれども、アメリカの方の規定はだまかの規定のやり方になつております。

○並木委員 秘密保護法というものでがっちり固めておかないと、優秀な兵器が来ないかもしれないという客弁でありますけれども、この秘密保護法を成立させて、MSA關係の協定が成

立しますと、先ほども私質問したのですが、秘密保護法を必要とするような優秀な兵器が相當来る見通しはあるのですか、ことに先般來交渉してあります千五百トン以上の艦艇についてその後の交渉の経過はどうなつておりますか、こちらの申出通り先方は承諾して、早急に艦艇貸与の実現が期せられるのでありますかどうか、これらの点についてお聞きしたい。

○増原政府委員 向うからMSAに基いて借受けますものにつきましては、先般來他の機会にお話をしたように思ひますが、陸については大体二管区分といふことで、二管区分の砲、戰車、機關銃、自動銃、小銃といふようなもので下相談を今やつておる段階であります。船の方は十七隻、二万七千トンばかり、これも先般來こまかく申し上げたと思ひますが、航空機が百四十

三、そしてこれについてはまだ話合いが大いに進捗しておるという段階に行つております。陸の方はこまかい問題を含め詳細目についての技術的な話合いは大いに進捗しております。が、しかしその中にどういふいふゆる秘密区分のあるものをのぞくかといふふうなこともまだ明らかにはなつておりません。なお船についての御質問がありました。これもいろいろ法律手續においても考えなければならぬ点が若干あるようにございしますが、まだわれわれの期待しておるものについてどの分は確かに差上げるが、どの分は差上げられないといふふうなところまでは参つておりません。ある部分について相當これは大丈夫であらうといふ見通しを向うの係官が述べておるものが数隻あるという程度で、まだこの話

合いはこれから進捗をさせるべき段階であります。

○並木委員 その数隻はどれですか。

○増原政府委員 まだ向うの係官が申しておる段階ですから、ここで申し上げることは差控えたいと思います。

○並木委員 この交渉は割に簡単にいくと思つておつたのですけれども、案外難色があるようでございます。ただいまの答弁ではやや抽象的であつてわからないのですが、はかどらない原因をもう少し詳しく知らしてもらいた

○増原政府委員 特に予期に反してはかどらないということでもありませんですが、交渉の途中であるという段階であります。

○並木委員 見通しとしては大体その通り行きそうなのですが。

○増原政府委員 われ／＼としては、われ／＼の期待するものだけは、ぜひもらおうというつもりで、鋭意折衝を進めておるのであります。

○並木委員 陸の方で使うものの中に砲、戦車というものがあげられましたけれども、砲と戦車の中に秘密部分を含むようなものがありますか。

○増原政府委員 先ほど申ししたように、まだその点明確ではございません。そうしてこれは秘密区分があるものについて一應想像をしてみまして、たとえば全体が秘密区分になるというようなものではなくて、その撃発装置であるとかいうふうな一部分に、秘密区分があるというふうなことも考えられるわけでありまして、まだどういうものであるかは今のところ明らかになつておりません。

機なんか多いのじやないかと思うのです。航空機の方の交渉はどういうふうになつておりますか。そしてまたその交渉をして航空機の中に秘密部分を含むと思われるものがあるかどうか、そういう点をお聞きしたい。

○増原政府委員 航空機につきましても、秘密区分があるかどうかということについてまだよくわかりません。もたらいたいという飛行機は、大部分は練習機であります。想像しますのに、練習機にはおそろく秘密区分はないものと思ひます。もつともよく混同されることがありますが、パテントの分はたくさんありますので、製造業者がやたらにこれを見てもねえというのでは、きないものが非常に多い。これはパテントであります。秘密区分のものについては、練習機等にはおそろくなからうと思ひますが、少数のジェット機等も期待しておりますし、秘密区分のあるものがあるかもしれません。またその点明らかではありません。

○並木委員 ただいままでの答弁ですと、特に秘密保護法を設けなければならぬという対象になる秘密については、政府としての確かなものを把握しておらないようでございます。そういたしますと、今までは行政措置で行けたけれども、今後はこれでは間に合ひそうもないということ、またたく政府としては臨測の域を出ないと思ひます。もう少し的確に、高度の秘密を要するものが相当あるという見通しが立つてから、こういう立法措置をしておそくはないのじやないですか。

○増原政府委員 今まで申し上げたのは、どういふ秘密区分のあるものが来るか明らかでないということを申し上げたので、今まではたとえば保安隊が使つておりますようなものには秘密区分はないということ、また先般来申し上げてある通りであります。今までは使つておる保安隊のものについては秘密保護法はいらないわけでありまして、これからM S A協定に基いてもらふものに適用しよう、そうして砲にしても、戦車にしても、秘密区分のあるものが米國にはあるわけでありまして、それから、そうした秘密区分のあるような優秀な能力の高いものをわれ／＼としてはおそろく。数多くもらふといふよりも、そういう優秀なものをもつて少数、精鋭といひますが、そういう方式をとりたいと考えておるわけでありまして、制度としてはこういう法律を整へまして、アメリカ側としてもそういうものを輸出しやすい態勢をとることが、日本國としても適当であらう、こういうふうな考えるわけでありまして。

○並木委員 フリゲート艦の場合に、秘密保持の行政措置に処れて処罰をされたら、あるいはまた処分を受けたやうな者があつたかどうか。

○増原政府委員 ないと記憶しております。

○並木委員 アメリカでアメリカの秘密保護法に処れて処罰をされた者に対しての事情をこの際知つておきたいと思ひます。

○下田政府委員 米國において米國の兵士なり一般市民が米軍のどういふ武器、装飾の秘密を漏らしたかという実情は、お答えする資料をたいたいま持ち合せておりません。

○並木委員 それを私どもとしてはぜひ参考を知りたい。それは向うで裁判は公開でどういふ処罰を受けたとか、

実績がわかつておるはずで。なぜ私にそれを知らたいかという、今後この秘密保護法の実施によつて処罰を受ける者がちよい／＼出て来るかといふんなわけでありまして、アメリカでは実際どういふふうになつておるかということは参考になりますから、お尋ねしておるわけでありまして、わかつておりませんか。

○下田政府委員 おそろく米國でも軍のそういう秘密が漏れたことを発表いたさないと思ひます。これは軍自体につきましても名譽なことでもございまいせんし、決して発表すべき性質のものではないと思ひます。それからまたこの漏れることがないようにする予防的効果があるからいふのでございまして、先ほど増原次長がフリゲート艦につきまして今までのこととおつしやいました、なかつたことがつこうなものでありまして、人を罰するのが目的でございまいせん、予防的効果が目的であるという点を御了承願ひたいと思ひます。

○並木委員 現在日本に在る米軍の駐留の秘密保持に関する特別法がございまして、それに処れて処罰を受けたものがありますかどうか。

○桃澤説明員 いわゆる刑事特別法の第六條に今回の法律と同様の罰則がございまして、一昨年の公布施行いたしましてから、今日まで起訴した事件は一件もございせん。内偵程度のもものはございせんが、起訴した事件は一件もありません。

○並木委員 内偵程度のもものは何件くらいございせんか。

○桃澤説明員 正確な統計は手元を持つておりませんが、たしか五、六件程度だと思ひます。

○並木委員 報道関係でその中に含まれてゐるものがありますか。

○桃澤説明員 報道関係のものにはございせん。

○並木委員 日本でつくられる兵器に對して適用される秘密保持の法規は、現在全然ないと思ひますが、いかがでしょうか。法規ないし内部的な行政措置といふものは全然ないと思ひますけれども、その通りでございませんか。

○増原政府委員 この法律ができました、これから日本でもつくられるものに全然適用がないかといふと、第一條の三項の二号、「日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆國政府から供与される情報、装備品等に関する前号イからハまでに掲げる事項」このうちには装備品そのものはもつていないが、装備品等をつくり得る写真、真、それによつてそのつくり方を情報として供与されるというものがあつて得るわけ。その情報に基いて日本で武器をつくることはあり得るわけでありまして。

○並木委員 これは保安庁長官にお尋ねをするのでありますが、自衛隊の充実に伴つてだん／＼日本で新しい兵器をつくり、また修理をする場合が出来ると思ひます。その場合に、長官としては将来秘密保護法のようなものをつくる御意思があるのかどうか。先般この秘密保護法を立案されるときにも、長官としては、一挙に保安隊の行動までも含めて大きくわくを一本にして立法しようと思つたやに聞いておりますが、その計画はどうしてこのたびは放棄されたのでございまして、将来そういう大きな行動をも律する立法措置をお考えになつておるのか

どうか、お尋ねしておきたいと思ひます。

○木村国務大臣 私、一國が独立國家として、将来日本の防衛の全きを期するためには、いわゆる國家機密を保持しなければならぬという信念は持つております。その國家機密をいかに防衛保護して行くかという事は、十分検討を要する問題であります。従いましてそれは今後の十分なる検討にまかなければならぬ。さしあたりアメリカのMSA援助によつて受入れる裝備のうち、秘密に属する部分については、わが方といたしましても國家防衛上これを保持する必要があると考えて、この法案を制定したのであります。今お尋ねの点については、將來十分検討を要すべきものだ、私はこう考えております。

○並木委員 法案の中で二、三お尋ねをいたします。第三条の第一項の二号のところに「防衛秘密で、通常不當な方法によらなければ探知し、又は収集することができないようなものを他人に漏らした者」ということについては、不當な方法によらなければ探知できないもの、あるいは収集できないようなもの、どこから手に入れないければ他人に漏らすことはできないわけなのです。私いろいろな場合を考えてみたのですけれども、これはどういふ場合でしょうか。本で読むとか映画で見るとか、そういうことならばすでに公にされているものだし、不當な方法によらなければ探知し、または収集することのできないようなものであるかどうかをいわば第三者である者に判断させることは、ずいぶん無理じやない

でしょうか。つまり私がどういふルートでこれ入手するかということを増第一にお尋ねするのです。かりに増原次長から私が聞いたとする。聞いた私は、増原さんともある者が話すのなら、これは不當な方法によらなければ探知したり収集することができないものではない。だれに話してもかまわないものであるというので、善意、無過失で他人に漏らしたら、この二号でばかつとやられる。これは少し範圍が広過ぎるし、酷だろうと思う。どういふ場合にこれが適用されるか。酷ではないかという点についてはつきり答弁をいただきたいと思ひます。

○桃澤説明員 ただいま御設例の増原次長から並木委員がお聞きになった。保安庁次長から聞いたことなのだから、そういうふうなことは秘密でないだろうというふうにお考えになつて、他に話をされた。この場合には防衛秘密であることの認識がないということ、第三条の第一項第二号には該当いたすまいと存じます。ただもしも保安庁の当該係官から、これはアメリカから供与された裝備品であつて、この部分、こういう点が機密なのだ、絶対によそに漏らすことができないものだという説明があつて、それをたま／＼聞かれた。しかもその係官から聞いたから、御存じになつたのであつて、もしもその係官から聞かずにその秘密を探るといふ観点からこれを見ますと、ここに書いてあります通常不當な方法によらなければ探知し、または収集することのできないものという認識がその聞かれた人にあるが、しかもこれを他に漏洩した場合には、やはりこの三条の第一項第二号の違反になる、かような

關係になると思ひます。

○並木委員 ただいまの答弁の前段は、三号の「業務により知得し、又は領有した防衛秘密を他人に漏らした者」というのでひつかつて来ますから問題でないと思ふ。しかし後段の場合に、不當な方法によらなければ探知し収集することができぬのか、できないのかという判断が普通一般の國民にはできない。そこで原則として、不當な方法によらなければ探知または収集することができぬか、できないかわからないという場合には、全部これに觸れて来ないのかどうか、觸れて来なければ結果はずいぶん簡單になるわけですが、しかしながら取調べられる側から見ると、これはまた別の問題でありますけれども、ずいぶんやつかしい問題が出て来ると思ふ。話を聞く方から見ると、これは一々不當な方法によらなければ探知することができないものかどうかという判断が、むづかしいのじやないですか、その点をどうお考えになりますか。

○桃澤説明員 ただいまの御質問でございますが、私も考えておりますのは、第一条で防衛秘密といふものを相対限定しておるのであります。従いまして通常人が簡単にこの防衛秘密に觸れるという性質のものはないのでございませう。その多くの場合に、「通常不當な方法によらなければ探知し、又は収集することができないようなもの」に該当すると思ひますが、そうでないものを今設例してみますと、たとえば第一条の第三項の第一号のうちの二、ここに「品目及び数量」というのがあります。ある種類の裝備品がどれだけ日本に入つたか、これをたとえ

埠頭で陸揚げされているを見ていれば、数が勘定できるというふうな場合には、これは通常不當な方法によらないものであるとございませう。そういうものを第三者から聞いた、あるいは係官から聞いたという場合にも、それはただちに不當な方法でなければ探知収集できないものには該当しないということになりまして、それを漏洩しても第三条の第一項第二号には該当しない、かような關係になるかと存じます。

○並木委員 今までの説明でも、まだ少し私は納得が行かないのですけれども、ここまで範圍を広げて、第三者といふものを神経質にさせる必要があるかどうかという問題と、そこでやることは、いわゆる憲法の言論の自由あるいは思想の自由といふところに、抵触して来るおそれもあるのじやないかと思ふのであります。幸い法制局長官が見えておりますので、この点について私の率直な疑問を解いていただければ無理だと思ふのです。どうもこれは無理だと思ふ。不當な方法によらなければ探知し、または収集することができないようなものを、その人が他人に漏らしたような場合に、初めて発動されるべきものであつて、そういう見地から言いますと、その前の第一号の「不當な方法で、防衛秘密を探知し、又は収集した者」それだけで罰するところ、少し私は重過ぎやしないかと思ふのです。収集した者が他人に漏らしたような場合に、その当事者だけが罰せられればいいので、その話を聞いた相手方、あるいは今のようないふ場合、陸揚げをしている数量を説んだような場合、そういう場合に適用するとなる

と、これは實際において相當の影響を及ぼすのじやないかと心配せられるのであります。

○佐藤(達)政府委員 大ざつばな頭で答へるわけでありまして、要するにこの法律が恐れていることは何かというところから考へて参りますと、防衛秘密といふものを人に探られるということがこわい、また探られたもの、またはそういう機密そのものが、よそへ漏れるといふことがこわい。この二つがなぜこわいのかといふことは、結局日本の防衛に大きな影響を来し、公共の福祉に侵害を生ずるということから、それを恐れて、その道をここで罰則をもつてとさそうといふところであらうと思ひます。従いまして探知収集はちろん、お話にも出ておりませんが、一号によつて嚴罰に処せられることになつておる。そこで漏らす場合、これも恐れることでありますために、二号と三号にわけて、二つの形でこれを制限禁止しておるわけでありませう。そこで問題は「通常不當な方法によらなければ探知し、又は収集することができないようなもの」といふようなややこしい表現をしておるといふところに、話の手がかりが来ると思ひますけれども、われ／＼は実は今のうちに何が恐ろしいかといふことを素朴に考へて行けば、昔の軍機保護法のように「御承知のように昔の軍機保護法では、偶然の事由によつて知つたことを漏らした場合、または業務によつて知つたことを漏らした場合、簡単に二つにわけて書いてあります。今の二号に當るものは、偶然の事由で簡単にやつつけてしまつておるわけでありませう。ところが今のお話にもうかがえますよう

に、今日においては法律の建前として、できるだけこれを限定して行かなければならないという精神が出来てくるのは、当然だろうと思うのです。そこで通常の方法によらなければ探知収集することができないようなものを漏らすことがいけないのであつて、よく／＼のところをこでしぼつて入れたということを考へていただかないと、われ／＼の趣旨が貫かれない、その氣持でできておるといふことを御了解をお願いしたいと思います。

○上塚委員長 並木君に申しますが、もう相当の時間を与えておりますから、次の質問者にお譲り願いたいと思ひます。

○並木委員 あと五分間です。その点で私は一号に「わが国の安全を害すべき用途に供する目的をもつて」とはつきり「目的」と書いた点はいゝと思ふのです。今度の取締りの対象になるものは、遺憾ながら目的がないのであります。機密保持という性格から、何のために罪を犯すのだというその目的がはつきり出ていないのも、無理からぬことであらうと思ひますけれども、やはり何のために機密を収集し、何のために漏洩するかの目的がはつきりした場合に、やはり処罰というものが發動されるべきものである、こういうふうに私は考へる。その点では第一号の「わが国の安全を害すべき用途に供する目的をもつて」と書いてある点は、これはよろしうございませう。しかし二号、三号にその点が全然触れてないのであります。まして三号の「業務により」というこの業務というものは、非常に漠然としておりまして、いかなる業務をさすのか、これはおそら

く政府の職員またはその委託を受けた者というふうに、はつきり書きかえる必要があるのじやないかと思ひます。そうでなくて、この業務というものは、英語でビジネスと書いてあるのですか何ですか知りませんけれども、いかなる業務によるかといふことをはつきりしておかないと、問題を起す。それが一点。

それから、第一号の「わが国の安全を害すべき用途に供する目的をもつて」といふのを、全部第二号、第三号にも入れたらどうか、こういうふうにも入れます。そうして第一号の「目的」をもつて、「で切つちやつて」又は「不当な方法で」といふのを省いたらいかでしよう。わが国の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、防衛機密を探索し、又は収集した者」そういうふうにしぼつた方がその目的に沿つて来るのじやないか。「不当な方法」といふことがまた非常な問題を起すと思ふのです。これは不当であつたかどうかといふことは、もつぱら主観的な判断になりまして、これによつてどうなる国民の迷惑といふものは、判決の結果においてはたとえ白となる場合があるにいたしましても、それまでの拘束を受ける犠牲は、今から考へますと、思ひ半ばに過ぎるものがあるのです。以上の点について政府の見解を明確にしたいだきたいと思ひます。

○佐藤(通)政府委員 一応私からお答えいたします。非常に機密な御議論で敬服いたしますが、今のお尋ねの重点をなしております「目的をもつて」といふ言葉を一号だけにどめず、他にも及ぼすというお考えは、一応わかります。しかし翻つて事柄の実体を考

えて、先ほど私の前提に申し上げました、何がこわいのかといふことに結びつけて考へますと、一号の場合は、これは探知収集した者、すなわちその人のふところをただそれが入つてしまふ、その段階までをとおしておるわけであり、従ひましてその場合には、その人が安全を害すべき用途に供する目的をもつてといふことで、これは悪性を持つておるといふことでしぼつて、一向さしつかえない、それはお話の通りであると思ひます。ところが二号の方は、これは他人に漏らす方であつて、こわいのは、それをさらに知つた他人といふものがこわいわけであり、漏らす方の人がいかなる目的をもつて、あるいはかりに安全を害するよう

な目的がないにしても、今度は漏らした相手方の利用関係はどうなるか。恐ろしいのはむしろその方であるわけであり、それから、こゝへ漏らす方の目的を書くといふことは、制度としては非常に底抜けになつてしまふといふふうに私は考へるわけであり、業務の点では、これは詳しく書けばあるいは書けないこともないかもしれせんけれども、御承知のようにこの言葉はあらゆる法令において、ことに刑罰法令等においてはもう使われて、客観的に基準ができておる言葉でございしますから、これはこのままでさしつかへはないといふふうに考へます。

○並木委員 これは保安庁関係になると思ひますけれども、その業務の方はどの辺までを含めるつもりですか。修理工場とか、もう少し具体的に説明をしておいていただきますと、たとえば報道関係なんかも、それに関係のある報道に携わつてゐる者がやりますと、ここにいろいろゆる業務の中に入つて来るかどうか、そういう心配がこの言葉からは出て来るわけですか。詳しくひとつ……

○増原政府委員 「業務により」といふのは、ただいま法制局長官からも申されたように、判例その他概念としては大体きまつておるものであります。この業務により知得するといふのは、たとえば保安庁の職員はそれじや全部かといふと、そうではないのであります。保安庁の職員であつても、こういう機密を知る職務権限のある者がこの業務に該当するわけであり、今御設例になりました工場等で修理をするといふふうなところはこの業務のうちに入りませんが、その中でも修理することに職として當る者でありまして、それに関係ない工場の工具は、この業務によつて知得した者には入りませんので、そういう業務という言葉の解釈は現在までに定まつておると御承知を願ひたいと思ひます。

○並木委員 今の場合ですと、どちらかて筆証責任といふか、こゝまで入りますといふことを先に指定してやらなと非常に困るのではないでしようか。そういうふうに入つて来る者といふと、これに入つて来る者といふと製造工場においても、入つて来る者といふと来ない者といふとある。一々の場合に、具体的にこゝまでは入るのだ、この業務にひつかつて来るから御注意を願ひたいといふその注意がなければならぬと思ふのです。それをどういふふうに入つておいて、善意の工場の職員がうつかりして漏らすような場合に、

ちよつと来いで調べられる。こういう場合がなきにしもあらずでございしますので、それを機密保持の責任当事者である政府がやるべきである。政府から特別にそういう指定がなかつた場合はこの業務の中に入つて来ない、こういうふうに入つて来ない、国民は安心するわけなのです。注意がなかつたからその業務の中に入つて来ないのだ、だからそれによつて知得し、または領有した防衛機密を他に漏らした者といふ中に入つて来ないのだといふことになつてゐるわけであり、それを今後どういふふうに入つて来ないか、実際の行政措置について伺ひたい。

○山田政府委員 この点につきまして、この法案の第二条に「防衛機密を取り扱う国の行政機関の長は、政令で定めるところにより、防衛機密について、標記を附し、関係者に通知する等防衛機密の保護上必要な措置を講ずるものとす」とありますので、かりにこれが保安庁でございしますれば、保安庁長官から防衛機密に關係する部、課、局その他に對し御注意がなされたいと思ひます。また一般の工場につきましても、防衛生産を所管する通商産業大臣から、その特定の工場に對しまして、これ／＼こういう品は防衛機密に屬するから、扱いを嚴重にするようにという注意がなされ、なおその注意に基いて、その工場の責任者から直接その修理なり生産なりを相當する従事者にその旨が徹底されたいと思ひます。以上が、われ／＼が今日考へております行政措置であります。たゞ／＼その機密に關係ある生産に従事しておる従事員がその通告を受けておりませんでも、その仕事は防衛機密に屬するも

のであるという認識がありますれば、この通知が行政的に欠けておつたからといつて、その筋から阻却をされるといふことは、要するにその者に認識があれば、秘密を犯すという事に出る場合があるかと思ひます。しかしながらその認識が通知がなかつたためになつたという場合には、もちろんそこには認識、犯意がございせんので、その罪に犯れるようなこととはなからうと考えております。

○上塚委員長 加藤十君。

○加藤(勲)委員 この秘密保護法が日米相互援助協定の第三条に基いたものであるといふことは言うまでもありませんけれども、単独立法として立案される場合においては、もはや防衛協定そのもののひもつきではなくして、国内法として単独に立法されるものであると思ひますが、もしもそうであるとするならば、この秘密保護法に規定する諸般の事項が、日本の憲法との関係においてどういふ関係を持つておるかといふことが重要に考えられなければならぬと思ひます。

この条項の主要なる点である第二、第三等を見ますと、いずれも憲法に保障された国民の権利義務に關して重大なる制圧を加へることになるのであります。ところが、そういう点から見ますと、私どもは根柢に裏切られ、微に入り細をうがつて、將來この適用にあやまちなからしめんためにも、この点を明白にしておかなければならぬと思ひます。

まず第一に国内法として立法される場合に、その主要なる点である、アメリカと日本との両国の合意による秘密保持の方法を講ずる防衛協定といふ第

三条の規定と本法との関係はどうなるのか。その点を法制局長官にお伺ひしたいと思ひます。

○佐藤(達)政府委員 この法律の大きな目標は、要するに日本の防衛上漏れることの困るもの、その中で特に必要度の強いものを拾つたといふことに尽きると思ひます。そこでたゞいまお話の相互協定についておる箇条とこの法律はどうなるかといふことであります。これは表裏の關係に立つておると申し上げてよろしいと思ひます。

○加藤(勲)委員 防衛協定の審議にあたりましては、主として軍事援助という点から、日本の憲法の第九条との關係において憲法違反の疑ひがある、こゝういふ点が質疑の焦点になつたのであります。ところが本法の審議にあたりましては、各条項に規定されたものと、日本の憲法の十條から四十條までに規定された権利義務との關係は重大だと思ひます。ことに憲法十九條、二十一條、二十三條等の規定とは切り離して考えることはできない点であると思ひますが、そういう点についてどういふ考慮が払われたか、この点をお伺ひしたい。

○佐藤(達)政府委員 お言葉にありましますように、この法律の規定しておりますところは、憲法に掲げております基本的人權の保障に各種の關係を持つておると思ひます。それに対する一種の制約になつておるといふことは事実であると思ひます。そこで結局基本的人權そのものの問題でございまして、これはあらゆるその他の法制について同じ共通の問題を持つております。うに、われ／＼として基本的人權といえどもいゆる動物的自由といふ

ようなものではないのであつて、おのづからなるそこに限界が憲法上予定されておる、言いかえれば公共の福祉といふものが限界のもとにあるものであります。そこをこの法律のねらいから申し上げますと、このねらいは要するに日本の防衛のために漏れることがあぶないといふことを抑えておるわけであり、これが漏れるといふことは、日本の防衛上に大きな障害を生ずる、防衛上に障害を生ずるといふことは、結局八千万國民の幸福追求に大きな影響を及ぼすといふ關係を持つておるわけであり、その角度からやむを得ざる制約を加へようといふことで出ておるわけであり、先ほど私が触れましたように、元の軍機保護法においてはほん少し手放しな、ずつと広い制約が加へられておつたわけであり、す。ただいまお話の出ましたような観点から、い／＼と必要最小限度の限界線を見出すことに苦心をして、おる、その結論から申しますと、要するに一般の人々が良識をもつて行動せられる限りにおいては、大体御心配いらないといふところに食いとめておるといふことでこの氣持を御了承願ひたいと存じます。

○加藤(勲)委員 申し上げるまでもなく、公共の福祉のために若干の制約を自分自身に受けなければならぬことは言うまでもありませんけれども、旧憲法によりまして、憲法十八條から三十條までの國民の権利義務を規定したものは、ほとんど例外なく一條々々に法の定める範圍内であるとか、あるいは法律の定めるところによりとかいふ

ように、一々そういう法律が主になつて國民の権利義務が規定されておるわけであり、新憲法におきましては、十條から四十條に至るまでの間に「公共の福祉に反しない限り」という規定のしてありますのは、三十三條の納税義務に關する点だけであります。ことに十二條のごときは、國民はあらゆる不斷の努力によつてこの憲法に保障された國民の基本的自由、權利等は保持しなければならぬ。ただこの權利を濫用してはならぬといふことが定めてあるだけであります。法律は國民の基本的自由を主として憲法に規定するものを、むしろ助長するように定めることが新憲法の立法の精神でなければならぬと思ひます。そういう点から見ますと、旧憲法の概念をもつて立法される場合と、新憲法によつて立法される場合とは非常に内容において異なる場合と、是非に於いて思ひます。こゝういふ点についてどのようにお考えになつておるか。

○佐藤(達)政府委員 根本の精神はお話しやる通りに考えております。お話しにも出ましたように、旧憲法時代はすべて法律の制約するところにまかしておる。言いかえれば、むしろ立法措置の問題にすべてを白紙委任したような形になつておつたわけであり、現在の憲法におきましては、さういふ形の部分は、お話しに出ましたようにごく少部分であつて、その他の部分は絶対的保障の形をとつておる。そこで絶対的保障といふことは一体どういふことかといふ問題になるわけであり、基本が、先ほども触れましたように、基本

的人權といふものはある行動をする人ばかりではなしに、その周囲におる人もまた基本的人權を持つておるわけであり、多数の國民はおの／＼幸福追求の權利を持つておるのであります。たとえばこの防衛の問題でいいますと、防衛に大きな障害を及ぼすといふことは、多数の國民の基本的權利たる幸福追求の權利がそこで失われるといふ恐ろしい場面をまた引起すわけであり、この防衛秘密をめぐつて行動しようとする個々の人々の基本的權利と、その行動によつて被害をこうむるべき多数の國民の幸福追求の權利といふものとの調整をどこに求めるかといふことは、今のお言葉にも出て参りましたように、まさに憲法第十三條はその根本を述べておるといふふうに考へます。このことはわが憲法ばかりでなしに、御承知のように世界人權宣言を見ましても、二十九條、三十條等におきましても、さういふ趣旨を明らかにしておるわけであり、こゝういふ角度から個々の人の持つておる基本的人權といふものは、おの／＼からなる限界、制約といふものがある。そこでその制約を、あくまでも公共の福祉という限定に限定しつゝ、そのやむを得ざる限度における立法措置を許されておるといふのが、憲法の趣旨であらうと考えておるわけであり、

○加藤(勲)委員 私どもは、どうも法制局長官の御説明では得心が行かないのですが、御承知の通り憲法十九條は「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」、二十一條によりまして「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」、二番目には「検閲は、これをし

る。」「二番目には「検閲は、これをし

てはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。こういう規定があります。二十三条は「学問の自由は、これを保障する。」そしてこれらの条項には公共の福祉に反しない限りという断り書きがつけられていないのであります。従つて今法制局長官がおつしやつたように、絶対に保障されておる、ただわれ／＼は総括的にはお互いの社会生活の安寧平和を維持する上から、お互いの自衛によつてある程度の制約を受けるということとはもとよりでありますけれども、このいやくも十九条とか二十一一条とか二十三条とかいうような純粋に基本的人権に関するものを制約するような立法は、狭い解釈から行けば、理由はいろいろあると、それは違憲立法である、こう言われても私はやむを得なかつたと思つてあります。従つて違憲立法と言われるような重大な性格を持った立法をする場合においては、これが完全に他の面から保護される、違憲立法の名を削り得るほどの重要な保護が、一方において与えられるような立法措置が講じられなければならないと思つてあります。この点についてどのようにお考えですか。

○佐藤(達)政府委員 先ほど触れましたように、要するにこれは基本的人権といふものは、おの／＼の国民が全部持つておるわけでありまして、共同体をなして生活をしておる以上は、基本的人権の相互間の境界線といふものはどうしてもなければ成り立たぬのである。きわめて素朴にいえば、おの／＼が動物の自由を發揮しては迷惑をする人がたくさん出て来る、隣の人がある動物の自由の發揮によつ

て迷惑を受ける、その人は基本的人権を侵害されるというやうな面が、必ず出て来る事柄である。と本質的には考へられます。そういうことを根拠にして、素朴な考え方でありまして、やはり公共の福祉といふものは一つの大きな基本的人権に対する境界線を引いておるというところは、これは何としても考えざるを得ないことであつて、それを憲法は十三条において包括的に宣言しており、先ほど触れました世界人権宣言等においてそのことをうたつておるということであると思ひます。ところがただいまのお話に出ておりましたように、表現の自由、言論の自由、これが職業選択の自由等と比べて違つた形をとつておるということはおつしやる通りだと思ひます。おつしやる通りではありますけれども、さてその言論の自由にしましたところで、今のやうな大きな角度からの境界といふものは、これは理論上なければならぬものであるはずであります。最高裁判所の果次の判例におきまして、言論の自由といへども公共の福祉のもとにおける制約はあるのだということを、たび／＼判決に示しておるわけでありまして、これはまた当然のことであると思つてあります。ただその憲法のもとにおいてこういう立法をする際には、今のお話のやうな趣旨を心に深く体して、必要やむを得ざる限度にその線を引かなければならぬ。この点はまことにその通りであります。われわれもその趣旨に沿つて立案をしておるということでございます。

○加藤(勲)委員 憲法十三条の規定する「公共の福祉に反しない限り」とい

うことは、具体的には最高裁判所の判例等にまたなければならぬということになりましようが、これはこの憲法の趣旨からいふならば、法律によつて制約を加へるということではなくて、各人の良心の反省によつて各自が加へるべき趣旨が私はこの文字になつて表れておると思つてあります。そうでなければ公共の福祉に反しないといふ言葉のかわりに、旧憲法にあつたやうに法律の定めるところにより、こう書いても少しもさしつかへないわけでありまして、それを旧憲法の法律の定めるところによりということのかわりに、公共の福祉に反しない限りといふやうに定めてあるといふことは、もつと非常に広い意味の、人権をむやみに法律で制約してならないという趣旨が織り込まれておると思つてあります。そのことは十二条の公共の福祉を守るなければならぬが、同時に自分の権利のために個人的に濫用してはいかぬけれども、国民が不斷の努力によつてこの憲法で保障された権利、自由といふものは保持されなければならぬ、こういうやうに規定してある、この十二条と十三条の規定から行きますと、私は基本的人権に制約を加へるやうな法律といふものは、嚴重な上にも嚴重に、明確な上にも明確に定めて、いやくも解らなければならぬと思ひます。そういう点からいつて本法のごときは解釈上に相当疑問が起つて来る余地があると思ひます。ことにこの種の立法といふものはえてして一度法律になりますと、これを適用する行政官はやもすれば拡張解釈をする危険が十分あります。治安維持法等の解釈においても実にかつて

な、でたためな解釈のもとに——現に私もその被害者の一人であります。私は何も治安維持法に触れぬけれども、治安維持法によつて疑義があるといふだけで二年も未決に入れられておる、私はもしこういうものが出て来て、悪意をもつて解釈すれば、解釈はどうにでも拡張解釈できると思ひます。従つていやくも拡張解釈ができないやうに嚴重な制約を法律の条文の上に明らかにしておくということが、私はこの種立法の重要な点であると思つてあります。この点についてどのようにお考えになりますか。

○佐藤(達)政府委員 根本の御趣旨についてはまったく同感でありまして、その趣旨のことを先ほど来申し上げておるわけでありまして、まさに立法の理想はたゞいまお述べになりましたやうにきわめて具体的に、極端なことを申しますと、われ／＼として裁判所もいらない、あるいは弁護士さんもないといふやうな法律があつたならば、これはほんとうに望むべき法律の姿であらうと思ひます。しかしそこにわれ／＼立法に携わる技術者としての、やはり技術上の制約といふものがあるわけでありまして、裁判所もいらないといふやうな極端な立法といふものは望むべくもありませんけれども、そのくらい意気込みをもつて、できるだけ正確なものをこしらへて行きたい、これはわれ／＼のふだん念願しておるところであります。

○加藤(勲)委員 それでは一歩進めまして、この法律でいふ秘密といふものの内容についてであります。内容の指定はどうやつてこれをきめるか、この条文によりますれば第一三項の第

一号のイからニまでの各号数が刻まれて、これに関するものだけのやうに限定してありますけれども、私は先ほども申しましたやうに、すでにこの法律が日本の国内法として立法されるのでありますから、一々外国のさしずを受ける必要はないと思ひます。先ほど法制局長官は防衛協定第三條の日米兩國政府の合意により云々といふ言葉とかんがみて表裏をなすものである、こうおつしやいましたけれども、われ／＼はむしろこれは切り離されたものと見ることを方が妥當でないかと思ひます。なるほどそこに淵源は発しておりますけれども、すでに国内法として制定される以上は、外国の条約のひもつきであつてはならぬ、この防衛協定によりますれば、日本はアメリカに対してきつ／＼な義務を負つており、その義務の一つとして秘密を保持しなければならぬ、その秘密を保持するといふ義務から本法が生れたといふことは、これはもう明確な点でありますけれども、少くとも国内法として立法される場合においては、この条約とは切り離されて純粋に国内法としてやらなければならぬし、またこの法律の条文を見ましても、「わが國の安全を害すべし」云々といふやうな言葉がありまして、わが國の安全であつて、条約上のいわゆる秘密の保持とは、私は性格が、この立法においてかわつて来ておると思ひます。この点は法制局長官はどのようにお考えになつておるのでしょうか。

○佐藤(達)政府委員 条約との関係において表裏一体といふ言葉を使ひましたが、それに近いやうな関係のあることはこれは率直に認めざるを得ません

事実であろうと思ひます。ただ私も
がりくつて頭で考へておりますところ
で、間違つておれば保安庁から訂正し
ていただきますが、私も考へてお
りますのは、およそ日本の防衛のため
の秘密というものを広く考へてみた場
合に、かりにアメリカも持たないよう
な、あるいはその国も持たないよう
な日本独自の非常に高度な秘密兵器を
持つておつたというやうな、国力がそ
の程度のものであつて、非常にすばら
しいものを持つておるといふやうなこ
とであるならば、また考へるべ
きことは出て来るでございましょう。と
ころが今度のMSA関係の兵器をもち
つた場面において、そのやうな角度で見渡
した場合に、それらの高度のものとは
やはり、はなはだ残念なことでありま
すけれども、借りもののものが一番高
度のものでなつてしまふといふことにな
つてしまふといふことで、そこに表
裏一体の関係が出て来る、そういうふ
うな気持ちで私は見ておつたわけであ
ります。

○加藤(勸)委員 今も申しますよう
に、この法律の条文の中に、「わが国の
安全を害すべき」云々、こういう言葉
がはつきり書かれておるわけでありま
す。とすれば当然わが国の安全であり
ますから、武器の内容はどうあると
も——武器の点についてはアメリカの
通報に従つてきめられるわけでありま
すけれども、わが国の安全という以上
は、その秘密の内容というものは、当
然わが国独自の意思によつて決定され
なければならぬものであると思ひので
す。それが防衛協定の表裏一体をな
す関連を持つておるとすれば、勢い今
度はこの内容を決定する場合におい

てもアメリカ側の意見を聞かなければ
ならぬ、こういうことになるかと私も
は国内立法が外国の意思によつて、た
とい参考程度にしろ動かされるといふ
ことは、独立国として耐え得るべきこ
とではないと思ひます。この点につ
いてはどのようにお考へになります
か。

○佐藤(達)政府委員 臆なくいえ
ば、そも／＼大事な兵器そのものをよ
その国からもちやうといふことが、独立
国としてどうだろうかといふ気持はこ
れはあると思ひます。あると思ひます
が、先ほど申しましたようにきわめて
残念ではありますけれども、事態は、
現実には現実としてわれ／＼は認めざる
を得ないといふことであるわけでは
ありません。そこではその兵器は何のため
に使用しようかといふことは日本の防衛のた
めに使用することは事実であります。防衛
上の必要から、日本の独自の必要性か
らこれを保護しなければならぬといふ
ことも、これもまた事実であるわけ
であります。そこで今の借りものの関係
が、その方の裏面において結びつく
といふこともまた、これは論理からた
どつて行きますと、当然のことではな
く考へております。

条文としては得心が行かないのであり
ます。もつとこれを具体的に「必要な
措置」ということを明記される必要が
あるのではないかと、こゝと思ひますが、
この点は保安庁の方からお伺ひしたい
と思ひます。

○山田政府委員 第二条についての御
質問でございしますが、本条は、国民が
予期せずして罪に問はれることがないよ
うに措置するほか、またあわせて防衛
秘密の漏洩または漏洩の危険を防止す
るために、政令で定めるところにより
まして、防衛秘密を取扱う国の行政機
関の長が防衛秘密に属する文書、図画
または物件にそれ／＼標記を付しまし
て、あるいは関係者に通知する等、秘
密保護上必要な措置を講ずべきことを
規定しておるのであります。ここで
「防衛秘密を取り扱う」とは、防衛庁、
通商産業省、特許庁等の政府機関が、
日本政府の機関として、防衛秘密に属
する事項、文書、図画または物件を取
扱うことを申します。国の行政機関の
長」とは、国家行政組織法第三条にい
うところの行政機関の長であります。
従いまして防衛庁については防衛庁長官、
通商産業省については通商産業大臣、
特許庁については特許庁長官を申しま
す。ここで「標記を附し」とは、具体
的には防衛秘密に属する文書、図画、
物件に、それが防衛秘密に属する旨の
表示を一行うこととございします。こ
の表示する場合の大きさ、寸法などに
ついては、この法律には規定がござい
ませんが、これは政令の規定にゆだね
られたものと解しております。また
「関係者に通知する」とは、先ほど申
上げましたが、たとえば防衛秘密を

取扱う民間業者、その他特に関係のあ
る者に、文書または口頭などで、当該
事項が防衛秘密である旨の告知をいた
します。その場合に、単に情報を伝え
る場合には標記の手段がございせん
ので、これは防衛秘密何々に属するも
のだから、十分に注意をしてくれとい
うように通知することになると思ひま
す。この「通知する等」とは、防衛秘密
の保護上とるべき措置として、標記及
び関係者に対する通知を例示したにと
どまりまして、それ以外にも秘密保護
上とるべき措置のあることを示すもの
で、本法律案はその他の種々な措置を
包括いたしまして、秘密保護上必要な
措置として、これを政令の規定にゆだ
ねたのでございします。防衛秘密の保護
上必要な措置」とは、前記の標記及び
通知を含めまして、広くその他秘密を
保護するため客観的に必要とされる措
置を言うのでございまして、具体的に
は政令で規定されることになつており
ますが、現在予想されておりますのは、
標記及び通知のほかには次のような
ことを考へております。それはまず第
一には、防衛秘密に属する物件の所在
地に適当な揭示を行う。たとえば工場
におきましてきやうなものを修理、
生産いたしておる場合には、そこに関
係者以外の者の立入りを遠慮してもら
う。あるいはその秘密兵器を使つて演
習をしておるやうな場合には、警戒の
者に部外者がそこに立ち入らないよう
な措置をするといふやうなことを考へ
ております。第二に、防衛秘密をその
内容の軽重に従ひまして、三段階程度
の等級を付することを考へております
れこれは機密、極秘、秘といふよう
な、大体三つの段階に区分をした等級

を付したと考へております。第三に
は、防衛秘密に属する事項の保管取扱
い等に関しまして、関係各省の長が定
める部内規定の基準となるべき事項を
定めるように考へております。なお従
来防衛秘密でありまして、それが一
たび公になつた場合には、その秘密の
範囲から除外されることになりま
す。すみやかに行政的措置もそれに順
応いたしまして、秘密の標記その他の
あれきを解除する措置をとりたいと考
へております。以上大体申し上げまし
たやうなことが、政令でうたわれる事
項だと予想しております。

○加藤(勸)委員 今のお答えは実に重
要でありまして、ここに示された標記
を付して通知するといふことのほか
に、もろ／＼のことがあげられました
が、その「必要な措置」が私は一番問題
だと思ひます。今お示しにはならな
かつたけれども、われ／＼が予想し得
られる一つの措置としては、今言われ
たやうな担当官吏と——外部にそれが
漏れるかもしれない。先ほど並木委員
は、たとえば増原さんから聞いたこと
を云々といふ例をお話になりました
が、そういう防衛関係の担当の官吏
と、官吏以外の者との接触によつて、
この秘密がもし偶然にかあつてはな
らぬとして、警戒される措置をおと
りになるのかどうか。

○山田政府委員 もちろんこの場合に
は、行政的措置は優先的に尊重して考
へますので、当該関係官吏が必要以上
に部外者に漏らさないやうに、十分
に注意を勵行したいと考へておりま
す。

○加藤(勸)委員 今も申しますよう
に、この法律の条文の中に、「わが国の
安全を害すべき」云々、こういう言葉
がはつきり書かれておるわけでありま
す。とすれば当然わが国の安全であり
ますから、武器の内容はどうあると
も——武器の点についてはアメリカの
通報に従つてきめられるわけでありま
すけれども、わが国の安全という以上
は、その秘密の内容というものは、当
然わが国独自の意思によつて決定され
なければならぬものであると思ひので
す。それが防衛協定の表裏一体をな
す関連を持つておるとすれば、勢い今
度はこの内容を決定する場合におい

てもアメリカ側の意見を聞かなければ
ならぬ、こういうことになるかと私も
は国内立法が外国の意思によつて、た
とい参考程度にしろ動かされるといふ
ことは、独立国として耐え得るべきこ
とではないと思ひます。この点につ
いてはどのようにお考へになります
か。

○佐藤(達)政府委員 臆なくいえ
ば、そも／＼大事な兵器そのものをよ
その国からもちやうといふことが、独立
国としてどうだろうかといふ気持はこ
れはあると思ひます。あると思ひます
が、先ほど申しましたようにきわめて
残念ではありますけれども、事態は、
現実には現実としてわれ／＼は認めざる
を得ないといふことであるわけでは
ありません。そこではその兵器は何のため
に使用しようかといふことは日本の防衛のた
めに使用することは事実であります。防衛
上の必要から、日本の独自の必要性か
らこれを保護しなければならぬといふ
ことも、これもまた事実であるわけ
であります。そこで今の借りものの関係
が、その方の裏面において結びつく
といふこともまた、これは論理からた
どつて行きますと、当然のことではな
く考へております。

○山田政府委員 もちろんこの場合に
は、行政的措置は優先的に尊重して考
へますので、当該関係官吏が必要以上
に部外者に漏らさないやうに、十分
に注意を勵行したいと考へておりま
す。

○加藤(勸)委員 今のお答えは実に重
要でありまして、ここに示された標記
を付して通知するといふことのほか
に、もろ／＼のことがあげられました
が、その「必要な措置」が私は一番問題
だと思ひます。今お示しにはならな
かつたけれども、われ／＼が予想し得
られる一つの措置としては、今言われ
たやうな担当官吏と——外部にそれが
漏れるかもしれない。先ほど並木委員
は、たとえば増原さんから聞いたこと
を云々といふ例をお話になりました
が、そういう防衛関係の担当の官吏
と、官吏以外の者との接触によつて、
この秘密がもし偶然にかあつてはな
らぬとして、警戒される措置をおと
りになるのかどうか。

ことなのですが、現実の問題として、今度の保安隊が自衛隊が知りませんが、その中には警務官というものが設けられておる。その警務官はこういう場合にどういう役割を勤めるわけですか。

○増原政府委員 警務官は、新しい防衛庁法案なり隊法案によりまして、一口に申しますと、自衛隊員の犯した犯罪、自衛隊に対する犯罪について、一般警察と同様の捜査権を持つというものであります。そうしてこの防衛秘密保護法によりまして、たとえば隊員が業務上の秘密を漏らしたというような場合は、この警務官がこれを捜査いたします。たとえば不当な方法で防衛庁の建物に侵入して秘密を探ったというようなものは、いわゆる自衛隊に対する犯罪でありまして、法文上からは警務官がこれを所掌してもいい建前になります。但しこれは警務官の数、それに伴う能力といいますが、そういうものにももちろん限りがありますので、現在の法文上、いわゆる隊員の犯罪であり、隊内における犯罪でありまして、一般警察等と協定をいたしまして、どういふものは警務官が最初に捜査をするが、どういふものは一般警察でやつてもらうという協定をいたしております。これを新しい法律では、基本的には政令をもつてその事項を定めるといふことになっておりまして、この秘密保護法に基く犯罪、外部の人、隊員以外の者が犯した秘密保護法違反の罪については、それは一般警察で捜査してもらおうというふうに政令にうたうことに長官の決定をしているわけでありまして。

○加藤(勲)委員 自衛隊ですか、保安隊ですか、まだどつちともつかないのだから、この隊内における犯罪関係については警務官が当られるということ、もとよりそうでありましよう。しかしこういう問題は、隊内だけにしておいて秘密保護法が起るというよりは、部隊と部隊外との両者に開通して行われる率が一番多いと思うのです。そうすると、もし実際に検挙するといふような場合に、警務官は隊内の者を調べ、片方の警察は隊外の者を調べる、こういうことはついにどうなるから、二つのものがそれこそ二者不可分でありまうから、一方を調べる者が他方も調べるということにならざるを得ない。旧憲法時代における軍隊においては、初めは憲兵隊は軍隊以外の者を取調べるとか検挙するとかいうことは決してなされなかつた。ところがいつの間にかやが憲兵隊は、軍人以外の者にまで捜査なりあるいは検挙なりの手を伸ばしている。これは現実にはわづか経験している。ところが今度政令でそういう点を明確に定められるといわれますけれども、そういうものは政令でなくして法律で明記しておかなければいけないじやないか。政令といふものは、行政府がかつてに自分の意図だけによつて、立法院の意思いかんにかかわらず行われるものなのです。そういうことで、行政府がかつてに政令によつてきめるべきものではない。むしろそういうものは立法措置によつて、法律として明確にしておくことが、この種立法の必要な条件だと思ふのであります。将来のこととはもちろんわからぬにしましても、過去においてはそういう危険の経緯を日本国民は味わつております。味わつておるだけに、今おつしや

るようなあいまいなきめ方、政令によつてきめるというような説明では、立法院としてはどういふ承知するわけに行かないのでありますから、この点について、ただ単に一片の政令できめるというふうなことでなく、明確に立法手段によつて法律として規定される御意思はありませんか。

○増原政府委員 現在の保安隊、警備隊、法律を提出しております。通れば自衛隊になります。こういう武力を持つた組織的な機構といふものは、隊内の秩序維持のために一般警察と似たような一様な組織といふべきか、似たような捜査権を持つて隊内の秩序を維持するといふことがどうしても必要である。そういうことで現在の保安隊も御協賛を願つておるわけでありまう。ただそれだけの秩序維持の限りの外に、さらには多少のまがい点が出て参りますから、やはり現在は協定という形でやつておられます。これを政令という形で明確にしようといふふうな法律的に一歩前進をするわけでありまう。抽象的に申しますと、やはり隊内の秩序維持という見地から、隊員の犯罪、隊内における犯罪については、一応警務官が捜査権を持つて——捜査権と申しまして、これは排他的なものであります。一般警察の捜査権を排除してはおりません。そうしてももちろん検事その他の指揮を仰ぐ。通常刑事訴訟法の手続に基いて行われるものであります。かりそめにも昔の憲兵隊が行つたようなあやまちを犯すことは、現在の法律下においては、やろうと思つてもできないし、もとよりさういふことは厳に戒めてやる建前をとつておるのであります。

○並木委員 関連でちよつと一言お伺いしておきたいのです。加藤委員から警務官についてのたいへんいい質問がありましたので、ちよつと今思い当りましたからお聞きします。かつての軍事裁判、これに相当するやうなものが、また将来だん／＼と、警務官制度に伴つて自衛隊の中に出て来るやうなことがあるのではないか、こういう心配がひよつと頭に浮んだわけでありまう。私は、よもや政府としてそういうことは考へておらないと思ひますけれども、将来だん／＼三軍——保安庁長官の言葉に従うと三軍隊であります。三軍隊が三軍となつて警備されて参りますと、ただいまの政府答弁の傾向から見ても、軍事裁判に相当するやうな自衛隊裁判といふものが考えられて来るのじやないか。政府は考へるのじやないか、こういう心配があるのです。この点については、憲法に統帥権といふものがあるから、憲法に統帥権といふものがあるから、憲法違反の疑問も出て参ります。そこで政府として、将来司法裁判とは別の軍事的裁判といふものを考へるにすることがあり得るかどうか、どんな場合でも絶対ないかといふこと、憲法との関係、そうしてもし将来第四種の、三権分立でなく四権分立の統帥権といふものが憲法改正に伴つてできた場合、この場合法律上不可能ではないかどうかといふ点につきましてお尋ねをいたします。

○木村国務大臣 ただいま加藤委員から重大なる御発言がありました。續いて並木委員からも御質問がありましたので、私から答弁いたしたいと思ひます。まず並木委員の御質問に対して答

弁いたします。政府は将来、昔のような軍事裁判を設置する意思ありやいなや、絶対にありません。またわが国の現憲法上においてさうな特別裁判所を設けることはできぬのであります。憲法改正のあかつきははいざ知らず、現下においてはありません。また憲法が改正された後におきましても、さういふことがあつてはならぬと私は考へております。

それから加藤委員のまことに御適切な御質問であります。このいわゆる将来の自衛隊のうちの警務官、それが昔の憲兵隊のような方であつてはいかぬじやないか、私もごく同感であります。そこでただいま御審議を願つております自衛隊法において、その権限を明確にしておいたのであります。自衛隊法第九十六条におきましてそのことをはっきりうたつております。「自衛官並びに陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部及び部隊等に所属する自衛官以外の隊員並びに学生及び訓練招集に應じている予備自衛官」すなわち広く隊員であります。この「犯した犯罪又は職務に關し隊員以外の者の犯した犯罪」これに限定しておるのであります。なお「自衛隊の使用する船舶、庁舎、營舎その他の施設、内における犯罪」、外部の犯罪じやありません。「自衛隊の所有し、又は使用する施設又は物に対する犯罪」と、きわめて限定しておるのであります。従ひまして警務官の、今仰せになりましたやうな秘密保護法に關する罪の問題におきましても、自衛官すなわち隊員のかような行為に対しては、警務官がこれを捜査することはもちろんであります。事いやくも秘密保護法に關して

は、部隊員以外の者に対しては何ら関与いたしません。また自衛官が犯した罪におきましても、今増原次長から答弁がありましたように、これは一般司法警察官においても捜査することを決して拒んでおるわけではありません。われ／＼の考えをいたしましては、警察官の職務権限の行使はきわめて限定したものであり、いわゆる昔の憲兵隊のようなあり方であつてはいかぬというところに十分の考慮を払つて処置をしてるおわけでありま。問題が起つた場合においては、むしろ警察官と普通の司法警察官と双方相連合して捜査する場合もあり得ると考えております。しかし結局においてはこれは警察官において最後の処置をするのでありますから、昔の憲兵のようなあり方は断じてとつていないわけでありま。さううな御心配は私はないと考えております。

○加藤(勳)委員 今長官から、将来憲兵化のおそれは断じてない、こういう力強い御答弁がございましたが、私どもはなおそれでもこういう点を心配します。たとえば隊内においての犯罪捜査の場合に、その被疑者として捜査される対象になつた隊員の身柄を拘束する場合にどうするか。現在の刑事訴訟法の規定によれば、当然警察官が判事に請求して勾留する権限を持つておるものであります。隊員の身柄拘束はどうするか、それからその期限、また身柄の拘束のままで一応捜査が行われ、それをただちに警察官に渡すのかどうか、そういう点についての疑義は、まだ今の御答弁からは解明されてないのではありません。この点もはっきりしておいていただきたい。

○増原政府委員 隊員の犯した犯罪について警察官がいわゆる第一線の捜査に当ります場合は、当初から捜事の指揮を受けてやります。身柄の拘束は、もよりの警察に委託して身柄を拘束することにしております。現在のところ保安庁内にそうした身柄拘束の設備を設けるというところは考えておりません。一般警察に委託をして身柄を拘束する、そうして捜事の指揮をまつて捜査を進行する、こういうことであります。

○加藤(勳)委員 そうしますと、今の保安隊の中には旧軍隊当時の營舎というふうなものはないのですか。

○増原政府委員 現在ございませんし、つくる意圖を持つておりません。

○加藤(勳)委員 それではその点は一応現在の段階においてはきわめて明確であると思ひますが、次にお尋ねしたいのは、条文によりますと、第一条の最後に「アメリカ合衆国政府から供与される情報」ということがありますが、この情報は情報というものは、私は、具体的な物質でなく、いわゆる情報は情報だと思ふのであります。この条文に掲げてあるイからニまでのそのそのの事柄に關して、これを今度は行動でなくして言葉で表明される、たとえば具体的にいふならば、新聞、雑誌あるいはラジオ等によつて表明されるような場合がこの法律に觸れるということに対しては、どういふ警戒措置をとりになるお考えでありますか。

○山田政府委員 その第一条第三項第二号の情報でございますが、この情報はもろろん前号を受けまして、「構造又は性能」製作、保管又は修理に關する技術「使用の方法」このイ、ロ、ハ、に關する情報に限るものでございませう。これがたゞ新聞なり雑誌に公になれば、もろろんこの秘密の範圍から除外されることになりま。現在まだ装備品がアメリカから供与されておらない。それが将来現物として来るか来ないかというところはわかりませんが、とにかく現物は現在来ておらないが、情報だけをもらつておるというものが、情報だけをもらつておるというものが、この点は極秘の情報であるということをおアメリカ側から日本政府が通告を受けまして、まず第一次的には、行政措置によつてできるだけその秘密の保持をする、また第二次的には最小限度の關係者に、これは極秘の情報であるという注意を添えて、これを渡すということになるかと思ひます。

○加藤(勳)委員 その点もまたきわめて重大だと思ひます。それが具体的な物質ならば、目で見ればわかるわけですが、情報でありま。今おつしやるように、将来物質が来るか来ないかわからぬが、とにかく情報が供与された、その情報であります。これが秘密の情報であるというところは担当係官は知つておられるけれども、それ以外の人には知らないわけでありま。その場合にたゞ／＼有能な新聞記者等がおつて、それをスクープして、一日も早く國民に知らせようという善意をもつて報道した。ところが結果からすると、それは秘密の情報であつたということから、この法律に觸れるようなこととなつたといふ言ひはないのでありま。そういう場合においてもなおかつこの法律に觸れるというように解釈なさいますかどうか。

○増原政府委員 報道關係の者がスクープするといふ場合には、第三条の「防衛秘密で、通常不当な方法によらなければ探知し、又は収集することができないようなもの」を新聞に書いたときに、該当があるわけでありま。従ひまして通常不当な方法によらなければ探知できないということについては裁判所で判定をいたすわけでありま。これは健全な常識のある者であれば、この方法によらなければ探知できないであらうという判断をするわけでありま。しかしこの情報と申しましても、これはイ、ロ、ハとありますが、「構造又は性能」製作、保管又は修理に關する技術「使用の方法」そしてそれは現在保安隊でもらつておるものにはこの類のものではないといふ種類のものではないといふもので、一言二言言つておるような、そういうものではないわけでありま。報道陣の方々がそれをこうとやらでスクープするといつても、なか／＼簡単にすぐできるものではない。そういうものであるならば、普通の常識のある人であれば、通常不当な方法によらなければ、これは探知できないのだといふことがわかる種類のものである。そうでなく、平穩な状態でわかるというものは、たとえば私が間違つてたら／＼とそういうものをしやべるとか、あるいはそういう書類を報道關係に渡したというふうなときでなければいけません。それは私という業務上關係の者が処罰を受ける。健全な常識を持つ人であれば、たとい私が平穩にしやべつたとしても、通常不当な方法によらなければ探知できないものかどうかという判定はできると思ふのであります。そういうふうに判定すべきかどうかは、最終的にはこれは裁判所で判定をされざるを得ない。しかしそこらにころがつておるようなもので、よくわからぬようなものを書いて、この法律に該当するといふうなことはどういふ考えられない。善意の第三者あるいは善意の報道人がひつかかるというふうなことはならないといふことをかたくわれ／＼は信じておるわけでありま。

○加藤(勳)委員 増原次長はさうおつしやいますけれども、新聞記者はやはり職業的競争意識もありま。これが普通不当な方法でなければ手に入らぬかどうかというやうな判断をするよりも、まず記事として國民に知らしめるといふ新聞記者本来の職業意識によつて私は鋭敏に行動されることがあり得ると思ふのですが、そういう場合にこれが不当な方法によらなければ入手できないものであるかどうかということは、今増原次長もおつしやいましたように、最終決定は裁判所がやるのでありますけれども、裁判所の決定をまつまで、つまり検査の端緒になる、行政措置の場合においてはそこで問題なのです。この法律の擴張解釈をなされれば、そのときに行政検査の権に當る人はまず一応疑いがあるからひつぱる、こうなりますね。けれども結果は裁判の結果でなければわからぬ。こういう問題は裁判の最終決定を見るまでは相当年月を要するわけでありま。その間、この人はそのために、自分は何ら故意なくして、きわめて善意をもつて國民に知らしめたいという意思でやつたにもかかわらず、行政検査

当局はこれを犯罪容疑者として検挙する。そうして長い間不幸な生活を、社会的な立場を失わなければならぬということになるから、私は問題重要だと思ひます。そこでそういう事情についてもきわめて明確にこれ／＼これ／＼というふうな、こういうものは私は列挙主義によつてきわめて厳重に境界を定めておく必要があると思ひますが、ただいまお話しするような最終決定は裁判所がやるのだということでは、私はこの立法措置としてはきわめて不適当であつて、決して国民に対して親切なゆえんであるとは思ひわれないわけだ。この点に對してはどのようなお考えになりますか。

○増原政府委員 御心配の点はごもつともな点が非常にあると考えますが、この一応論点になつております情報というものは、装備品に関する情報でありまして、これはいわゆる情報という感じで普通受けるような日に出るものではないと思ひます。おそろく書類になつておる、あるいは青写真になつておる、こういうものについては防衛秘密、いわゆる第二條による措置によりまして判ごを押し出すことを必ずやるようにと思ひます。その判ごを押し出さないという場合には、そういうふうな報道関係がこれをとつてスクープをしたという場合には、これは相當に情状として、通常不當な方法によらなければ得られないものであるかどうかという判定の場合には、非常有利になると思ひますが、防衛秘密であるという標記あるものを見てやる場合には、やはり通常不當な方法によつて探知したというふうな判断をされるということになる。列挙をしる

という御意見は非常にごもつともでありますが、これは秘密事項の性質上、いろいろと案を練つてみました。どういふものが秘密であるという列記が実は秘密保護法の本質と相矛盾するやうなことで、実は列記は非常に困難であるので、こういうふうな法文の体裁になつたのであります。

○加藤(勲)委員 先ほどの御説明の中に、秘密のものであつても標記に三段階を設ける。この三段階は、裁判所で罪の裁定をされるべき標準になる段階であるのか、秘密の重要度についての段階であるのか、この点はどちらですか。

○増原政府委員 段階は秘密の重要度についての段階でありまして、たとえば最上のものを機密としますと、これは大体においてだれとだれとのみを知るものである、次の段階のものを極秘としますれば、これは関係の局長までが知る、秘であれば課長及び係員まで知るとか、いふ秘密の重要段階によつて、取扱ひの範囲はきまるといふやうな種類のものがあります。

○加藤(勲)委員 そうしますと、従つて係官が万一、これは神様でない、人間である以上はあやまちがないとは言われませんが、あやまちをして判ごを押し出すのを忘れて標記をしなかつた。しかもそれが部外に流れ出た。こういうやうな場合にはどうなるのですか。

○山田政府委員 そういふ場合に部外者がたまた／＼それを承知いたしました。その文書が防衛秘密であるという認識がなければ、本条の罪には該当しないと思ひます。しかしながらその標記がなくともたまた／＼これは防衛秘密であるということを知り、これを

他に漏らしたやうな場合には第三條に該当するのであります。

○加藤(勲)委員 一体標記のないものをどうしてこれが秘密のものとして認定することができようか、そういう点を私はきわめて不明確だと思ひます。

○山田政府委員 それはたまた／＼標記のない文書を手に入れた、またあれこれこういふやうなことは秘密に属するものであるというやうなことを、別個のルートから情報として入手するやうな場合には、そのものについて秘密であるというやうな認識が得られると思ひます。さういふやうな場合には、たとい標記はなくても防衛秘密であることの認識を得た場合には、第三條に該当するやうなことが起り得ると思ひます。

○加藤(勲)委員 私はこの立法にあつては、さういふ説明はとも承認することではできぬと思ひますが、もしかりにさういふやうな場合があつて、これを探知した有能な新聞記者なり、雑誌記者なり、評論家なりといふものが、どうもこれは怪しいのだと思つたとき、これは怪しいか怪しくないかをどうして調べるのですか。

○山田政府委員 その有能な記者が、積極的にこれを何とかして載せてみたというやうなことで、たまた／＼保安庁なりあるいは通産省なりに照会があつたというやうな場合には、それは機密に属する旨の御連絡がきようかと考えます。

○加藤(勲)委員 その場合、これは言葉は検閲という言葉でないかも知れませんが、検閲と同じ意図を持つてい

るわけなのです。これを見せる方も検閲を受けるのだという意図であるし、これに對してこれは秘密文書であるということを言う方も、実際にいへば検閲というやうな潜在意識が強く働くと思ひます。そうすると、これは明らかに検閲ということになつて来るのであります。それでよろしいかどうか。

○増原政府委員 これはちよつと偶然な機会に入手したが、大分めんどうなことが書いてあるので防衛秘密ではないかという問合せがあつて、それをこつちでこれは防衛秘密であるといふことを言つた場合は、これは私は検閲に該当しないと思ひます。

○加藤(勲)委員 それが偶然の場合、ただ単に何年間の間に一べんというやうなことならそれは偶然と言われましようけれども、しかし日々を争つておる新聞記者としては、直接そのものが極秘であるか、機密であるかわからぬというやうなことがたび／＼起ると思ひます。これはわれ／＼が今日までずつ／＼という／＼な新聞を見ておりました痛切に感ずることなのです。さういふ場合これがたび／＼起つて、たび／＼同じやうなことが行われるといふことになりまして、これは検閲といふ概念に當はつて来るのではないかとと思ひます。

○増原政府委員 防衛秘密保護法で規定をいたしておりますこの秘密というものは、私どもが現在想像しますところではさうえらいたくさんになるものとは思つておりません。さうしてこれを扱ひます第一次的なものは関係公務員なり、修繕その他をする製造会社であります。こういうものがさうざらざ

らとそこらに流れ出るようになりまして、これはまるで問題にならぬのでありまして、さういふことには絶対に相ならぬと思ひます。出ますことがありまして、これはごくまれに、主として第一の原因は公務員、あるいはこれを取扱う会社等の過失なり疎漏なり不注意なりといふやうなことから出て来るわけでありまして、さういふこともさういふものが出て、報道人の目に觸れるなどといふことはあり得べからざることであります。さうして先ほど来申しておりますが、報道関係がこれは防衛秘密であるという認識を持たなければ、この法文には該当をいたさないことは繰返して申し上げた通りであります。

○加藤(勲)委員 その点きわめてあいまいですから、さういふことを、さういふあいまいなままのものが政令に規定されるといふことは非常に困るのであります。実際私は真剣にこれは考へてみなければいかぬと思ひます。さういふやうなあいまいなことが政令で定められて、政令は要するに行政官が行政事務をとる上においての一つの基準にすぎないのであります。何も國民を規定する法律ではないわけなのです。ところがややもすればこの政令の方が重んじられて政令による処置の方が、法律よりも實際具体的な行動としては先行する場合がしばしばあるわけでありまして、さういふ点からいって、私はむしろ政令といふやうな不安定なものでなくて、立法によつて明確に基準を設けるということが、当然考えられなければならぬと思ひます。しかも今お話ししたやうなあいまいな点が、たとい一回にしろ二回にしろ、

偶然の機会にしろあるということが当然予想し得られるわけであります。そうすると新聞なり雑誌なり、ことに最近は科学雑誌が非常に発展しておりまして、たとえば科学朝日なんかを見ますと、飛行機の構造、性能などが非常に詳しく出ておる。ことに最近はいろいろなものが、原子関係のものも發明される等で、だん／＼そういうものが出て来ますが、原子の問題はここには規定されておりません。それからまた飛行機の問題もあるとかないとか、いろ／＼議論もありましよう。しかし少くともアメリカから来る装備品等についてのもいろ／＼な情報が出されておるわけでありますから、私はこういうことはめつたにないということでなくて、今後はことに日本の方において保安隊が自衛隊にでもなつてます／＼軍事活動が盛んになつて来れば、その兵器の構造とかあるいは性能とかあるいは使用の方法とか、品目とか、数量とかいうようなことが、だん／＼知らず知らずの間に新聞記者諸君あるいは雑誌記者諸君の常識になつておつて、これは秘密であるか秘密でないかという判断よりも、そういう事柄から、日々の行動から受ける印象が常識になつてそれが報道される、そうするとそれがたまた／＼秘密であつた——秘密であつたというところを知ることの方がたまたまであつて、むしろ普通常識化して来る、こういうことになりまして、危険の度合いは非常に大きくなる。そこでそういう危険から免れるために、新聞の編集者あるいはこれを保安庁あたなりで見てもらえば間違ひがなかつたといつて持つて行つて見せる。つまり一種の事前検閲を受ける。大体日本の前

の新聞紙法なり何なりは事後検閲でありまして、事後になつて検閲されていけないものはやめたのであります。占領中には事前検閲ということも司令部においてなされておつた。そういうような考え方が今の保安庁やその他の関係官庁の間に、ことにあなた方のような高級官吏の間には戦争前のそういうふうな意識が潜在しているのではないかと、これは非常に危険なことでありますけれども、潜在しているのではないかと。そういう潜在が知らず／＼という立法条文となつて現われて来ておるのではないかと、こういうことを私どもは非常に恐れているのです。あなた方は十分新憲法の精神を体して公共の福祉のために尽そうというお考えであらうとは思いますが、しかし人のことですから、そういう古い意識が潜在していないとも限らない。そういう点から、新聞社から事前に見てくれ、こういう持つて来られると、ああそうか、これは大丈夫だとか、これはいかぬとかいうふうな判断を下して返される。これは明らかに事前検閲となると思うのですけれども、その点はどうでしょうか、これはひとつほんとうに腹を割つて答えてもらいたいと思ひます。

○木村国務大臣　これは私からお答えいたします。今の加藤委員の御心配はごもつともだろうと思ひます。そこで私はこの法案を作成いたしますについで最大の考慮を払つたのであります。繰返して申すようでありますが、まず第一に秘密の対象などどこに置かうかというところであります。これはきわめて限定をしております。(それは別問題で、すよ、長官」と呼ぶ者あり)黙つてい

らつしやい。——それから第二条においてこの対象物を一般の人によく周知せしめる。何が防衛の秘密であるか、これを第二段に考えた。そこで第三条においては、いわゆるこの防衛の秘密をまず第一に考慮しなくちやならぬ。わが国の安全を害する意図をもつてこれを周知探索する、これは最も危険なことである。これに重点を置いているのであります。これは普通のいわゆる新聞記者なんかではあるべきはずはないのであります。わが国の安全を害する意図をもつようなものを探索する、ということば、私は日本国民としてあり得ざることであると考えている。あつたらたいへんである。これをどうしてもわれ／＼が目的の対象にするのは当然であると考えております。第二には、普通の人間として防衛秘密だということの認識をもつて他に漏らすというようなことは、これまた非常に日本の安全を害するのであります。これも縛つて行かなければならない。これに重点を置いた。第三には、いわゆる装飾品などについて、将来修繕なんかする取扱者がある。これから漏れてはたいへんだということに思ひをいたした。われ／＼は限定的の意味でやつてゐるわけでありませう。報道人として私は特に考えていただきたいのは、いかに報道の自由といつても、これは無制限のものではないと私は考えている。日本の安全を害するような報道をしてもらつては困るのである。お互いに日本人である。故意に日本の防衛秘密を漏洩して国民に知らせるという必要は私たではないと思う。私はそういう新聞はないと思う。新聞が常識でもつてスクープしてやる。これはこの法案の

どこにもかからない。報道人は自由に御活動になつていいのです。そういう意図をもつてやるという場合に危険がある。これは私は新聞人といへども慎んでいただきたいと思う。普通の手段でもつてスクープする場合は、どこから見てもこの法にかかることはないのであります。私はこの法案をつくるについて、昔のいわゆる行き過ぎが十分頭にこびりついておりますから、そういうことがあつてはならぬという最大の考慮からして、あらゆる点から限定いたしましてこれを作成したのであります。報道人の普通の活動において私は何ら不便を感じないということを確信しております。

○上塚委員長 加藤君にちよつと申し上げますが、まだたくさん質問がありますか。

○加藤(勘)委員　まだくあります。

「思ひますから、午後二時半から再開してさらに続けていただきたいと思ひます。」

○加藤(勸)委員　今の一項だけ締めくくりをしておきたいと思います。

ただいま長官からお答えがございましたが、これを要約すれば、要するに

この法律はスパイ活動を警戒するものである、この一語に尽きると思うので

す。もちろんわれ／＼もスパイという
ような反国家的、反民族的な行動につ

いてこれを許す気持はひとつもありません。しかしながらそのことがよほど

嚴格に、明確に規定されておらぬと、これが拡張解釈されて、スパイでない

者がスパイの嫌疑を受ける。これは過去に、たとえば治安維持法のごとき

は、立法のときの政府当局の——私は

当時の速記録をちゃんと持つておりま
すけれども、当時の立法する意思、国

会における立案者の政府当局の説明と、その後今度これが適用される場合

の行政措置としての解釈とはまるで違
うのです。非常に拡張解釈されてしま

つておるのです。それは現実なので
す。従つて立法者は非常に善良な意図

をもつて立法に当られましても、解釈の点において拡張解釈をするような余

地がある規定でありますと、その危険が出て来るわけなのです。スパイなど

というものは一人もかけらもあつてはならぬ、その一人もかけらもあつては

ならぬことを規定するために、そうでない多くの人がいろいろの場合におい

て迷惑を受けております。治安維持法のごときにおいても、被疑者でない者

がその治安維持法の被疑と称する名前によつて何万という人間が犠牲になつ

ておることは御承知の通りであります。ところが、今のような善良

な長官なり局長なりの衝に當つておられるときには間違ひはないであります

ようけれども、いつも一人の人が同じ
ポストに貼るわけではない、もし少し

く意図の違つた人が出て来たときに、
解釈はどうでもできるというようになつ

とでは困るのです。そこで私はそういうものについてははつきりと疑義を残

さないように、拡張解釈を許さないように明記するということが必要であ

る、こういうふうに思うのであります
が、この点についてのお答えを得て、

あとの条項はまだ五項目ばかりござい
ますから、この点だけお伺いしておき

木村国務大臣　私も昔の治安維持法

がいかにも国民に対して迷惑を及ぼした

それに対してこちらとしては、こちらの希望あるいは考え方ということとをさうに申しまして、向うで考慮してもらおうということをお願いした。従つて、今回の捕鯨船の場合におきましても、もちろんこれは先方に通達することとなるわけでございます。なおその調査の結果が危険なものであるということになれば、さらに抗議その他の適当な措置をとるということにしたいと思ひます。

○並木委員 それならば、今度のこの鯨の事件も、調査が済んだら至急それをしていただくかと思ひます。ことに、まぐるに次いで鯨がだめということになりますと、われ／＼の食せんに上るすべての魚があふなくなるのじやないかというふうな、当然これは恐怖を養ひ起して参りますので、ぜひあの政府の最初に申入れをした通り、できれば実験を延期してもらいたいこと、それから事前に必ず通告をすること、なるべくその危険区域を狭くしてもらいたいということを実現するようにがんばつてもらいたいと思ひます。この鯨の調査が済み次第先方に、その結果によつてはさらにおつかけて申入れをする、あるいは抗議を申し込むということをこの際約束をしていただきたい。

○中川(副)政府委員 第五捕鯨丸の事件が発生した以後におきまして、先ほども御報告いたしました、若干放射能を持った船が入つて来たのでありまして、その放射能の程度は人体に危険がないということ、何らの処置が船自体についてはとられなかつたのであります。そのような場合にも、逐一その事情は先方に通告してあるのであります。アメリカ側もまた、

放射能を若干でも持つてゐる船があれば逐一知らしてもらいたいということをお願いいたしております。従つて、今回の捕鯨船の場合におきましても、もちろんこれは先方に通達することとなるわけでございます。なおその調査の結果が危険なものであるということになれば、さらに抗議その他の適当な措置をとるということにしたいと思ひます。

○並木委員 もう一点、補償の問題でありますけれども、これは今までのアメリカとの交渉ではどういうふうになりましたでしょうか。補償という名目であるか、あるいは見舞いという名目であるか、いづれにしても何らかの具体的話合いができたと思ひます。それからまた、直接損害のみならず、間接の損害に対しても補償してやらなければ、気の毒な点が数々ございします。たとえばまぐるの刺身が売れなくなった、従つて、俗に刺身のつまと言つたのですけれども、あのつまに使うわさが売れない。思ひぬところに間接の被害が来たのでななびつくりしてゐる。三題話みだになつてしまつて、話しておるわれ／＼は笑つておられるかもしれぬけれども、当事者になつてみれば笑つてはおれない問題です。こういうふうな間接の被害というものを調べてみる、以外に大きいのではないかと思ひますけれども、直接間接の被害に対してどういふふうな補償されるか。もしアメリカの方で十分な補償がなされなかつた場合には、日本の政府としてはどういふふうになされるおつもりであるか伺ひたい。

○中川(副)政府委員 第五捕鯨丸の事件が発生いたしましたあとにおいてア

メリカ政府が声明した中におきまして、今回の事件に伴う医療費、それから災害を受けた方々の家族の生活費といふものについては、アメリカ政府においてこれを支払う用意があるということをお言つておるのでありますが、感謝その他いろいろ、ただいま御指摘のありましたような直接間接のその他の被害については、その声明では言及されておらないのであります。従つて、アメリカ政府で補償する範囲がどの程度に及ぶものであるかということにつきましてもは判断としない点があつたのでございします。それらの点につきましてアメリカ政府と話し合ひまして、アメリカ側の考へておりますところをできるだけはつきりさせたいといふふうな考へて、すでにその趣旨の交渉を日下開始しております。しかしながら、われ／＼の考へておりますこと

といたしましては、できるだけ災害を受けた方々に満足行くような補償をいたすように折衝したいと思つておりますけれども、その折衝の方法につきましては、ただいまのところは、できるだけしかつめらしい形をとらないのがいいのじやないかと考へていたしております。なお、十分な補償がとれなかつた際にどうするかということにつきましましては、ただいまのところ、補償ということにまず第一に折衝するといふことにいたしております。それ以外の場合の措置につきましては、まだ政府としてはどのような措置をとるかというところについての結論は出ておらない状況であります。

○佐々木(盛)委員 私はアジア局長がたま／＼お見えでございますから、ほかに加藤さんの質疑があると思ひま

すので簡単に緊急に御質問申し上げたいと思ひます。それは本日いよ／＼日本とフィリピン間の賠償交渉がフィリピンにおいて行われるという重大な日でありまして、局長は御承知かどうか知りませんが、先日日本から送り出しました村田省蔵氏を首席全権とするわが方の代表団が到着して、きょうから交渉を始めるといふときに、フィリピン側におきまして、この村田首席全権に対して非常な不満の意を表明しておる、こういうことであります。もとより首席全権に対しては国際慣例上フィリピン大統領の承認ということが必要であると思ふのであります。フィリピン側において非常な不満を示しておるということをフィリピン政府当局は言明をいたしております。まだ最終的な大統領のイエス、ノーは決定をしていないのであります。そういうことについて何か御承知でございますか。

○中川(副)政府委員 今度フィリピンにおきまして賠償会議が開かれるという見通しはあるのであります。しかし突のところまだ賠償会議を開くというところを両国政府で最終的にきめる段階にまで至つておりません。これは新聞の報道が実は少し先走つた感もあるわけでありまして、先般フィリピンに駐在いたしております大野公使が東京へ帰りまして、大体の話をまとめまして、昨日フィリピンに帰任いたしまして、本日フィリピン政府とその最終的な点につきまして打合せをいたすことになつております。その打合せがきまれば、それで初めて賠償会議を開こうということがきまるわけでありまして、きまればそれに

基いて日本側は全権と随員等を任命することになるかと思ひます。村田省蔵氏が首席全権になるといふことがすでに新聞に既定事実として伝えられておるようでございますが、政府としてはいよいよでございます。従つてまだ日本側でどういふ人を選任するかというところの最終決定はないのでございします。しかしながら村田省蔵氏が現在フィリピンにおきまして非常に入望のある人物であるといふことは、いろいろな情報でわれ／＼もさうであるかと考へておるのであります。新聞等によりますと、多少村田氏についての反対があるといふ情報はあるのであります。一方フィリピンの方で、村田氏が全権として来るという報道はきわめて歓迎すべきであるといふことを、昨日非公式でありましたが、言つてゐる報道が、これも同じく新聞報道として来ております。従つて村田省蔵氏が首席全権となるといふことが最終的に決定いたしました場合に、われ／＼としてはさしてフィリピン側において支障はないのではないかと考へておるのであります。特定の人につきましましては、ことにいふ／＼人望がある人であればあるだけ、また他方に反対の人があつたかと思ふのであります。ここからはさして心配する必要はないのではないかとわれ／＼としては考へております。

○佐々木(盛)委員 関連してもう一点だけ……。ずつと前に外務省の設置法ですか、これが審議されます場合におきまして、私はまたおのずから異なつた観点から申したこともあるのであります。それは外務省で出しますとこ

ろの外交使臣つきましては、大使や全権というような者は国会の承認を得るようにならなければならないこと、私は主張いたしたことを記憶いたしておるのであります。今日日本とフィリピン間の賠償というものは、日本人の生命に関する重大な問題であります。そのときにおきまして吉田総理も特にそうでありまして、今日まで特に東南アジアにおけるところの国民感情を終始懸念し続けて参つたわけでありまして、申すまでもないこととありますが、村田氏個人の人格については非常に尊敬するものであります。経歴から申しますと、戦争中フィリピンの大使をしておられた方で、フィリピン側から言わせると、これは日本がフィリピンで行つた未曾有の虐殺事件、あの当時おられた。こういつたことでフィリピンの国民感情からして難色を示すといふこともまた一面の真実だと考へなければならぬ。村田省蔵氏の人格が高潔であり、フィリピン人から非常に慕われているといふことも、あなたは現地にいられたから御承知でありまして、同時にその反面そういういふきさつを考慮しなければならぬ、私はかように考えるわけでありまして、従つてこの重大な交渉が始まろうといふやうさきにおいて、フィリピン側がこれに對して難色を示すといふことはたいへんな問題だと私は思ふ。喜んでフィリピン側を迎へようという人物を送つて、両國のために有利な交渉をすること、一番必要なことでなかろうかと思つておるのであります。向う側がそういう難色を示したといふことにつきましましては、ただいまお認めのようにあります。万一向う側におきましてそ

ういつた難色を示しても、やはり依然として村田さんで押し切るといふお考えをお持ちになつておるのですかどうですか。また村田氏をお選びになるにあつては、すでに内交渉があつたと思ふのですが、それは一体どういふお考えに立つて人選なさつたのでありますか。

○中川(勸)政府委員 フィリピンとの間に賠償交渉が開かれます際に、その全権としてどういふ人を出すのが一番適當であらうか。これは先方の全権の構成とある程度関連して来ると思ひますが、それらのことは大野公使が本日フィリピン政府と打合せする手配になつております。従来大野公使がフィリピン政府と打合せした経緯その他からわれ／＼が推定いたしましたところでは、村田省蔵氏のような人に来てもらへば非常に都合でなかろうかといふような空氣がフィリピン側に非常にある、むしろ強いといふことを聞いておるのであります。御指摘になりましたような新聞報道がはしたほどの程度事実を伝えるものか、それらは現地に於いて見ないとわからないので、それらのことにつきましては大野公使の報告を待ちまして、最終的に決定したいと考えております。

○上野委員長 それではこれより秘密保護法案について質疑を継続いたします。加藤勸十君。

○加藤(勸)委員 私は午前中の質問におきまして、主として言論関係の報道に對して事前に、これはその法律に觸れるものか触れないものか、秘密の事項に属するものか属さないものかを問ひ合せた場合には、単にこれは秘密に

触れるとか触れないという処置をするだけであつて、これは検閲といふこととは違ふ、こういうことをおつしやつたのであります。なるほどそれが何年間に一べんというやうなことであれば、そういうことも言われると思ひますが、これが今後、ここに限定された範圍ではあります。あつたれた諸項目については、自衛隊といふが保安隊といふものの数がふえるに従つて、演習等の行われることも頻繁になるに従つて、私はそういう事態がひんびんとして起つて来るのではないかと思ふのであります。そういう場合に、制度として何も検閲制度といふものが存在しておるわけではありませんか、それとも、そういうことがしばしば繰返されるならば、これは一個の検閲制度ではないか。これがたゞ重なるつて自然に成文化されない検閲制度といふものが発生して来るのではないか、こういうように思ひますが、この点は当局の先ほどの御説明によつて、一応それをそのままにしまして、しばらく今度事後において、報道された後において、これがこの秘密保護法に觸れるといつて、その刊行物のどういふ意味においてかの差押えが行われるとか、あるいは報道担当者、編集担当者、被疑者として検挙が行われるとかいふことになる、これはどういふことになるのでしょうか、検閲ではないのでしょうか、この点ひとつ法制局長官からお伺ひしたいと思います。

○佐藤(達)政府委員 検閲といふ言葉に私は別に直接関係のないことと存じますが、たとえば午前中のお話についてもそうでありまして、ただいまのまた事後といふことでありまして、も、とにかくこの法律できめておりますことは刑罰であり、いわゆる事柄が犯罪事件になる、これはもう明らかであります。従ひまして、犯罪事件になるという段階におきまして、捜査の活動として、刑事訴訟法の許す範圍のいろいろ活動ができる、これも当然のこととあります。出版物の關係におきまして、保護刑行物といふ問題になるならば、やはり刑法違反の問題として捜査の対象になる。選挙違反の問題にしろ、あらゆる犯罪についてこれは共通の部面であらうと思ふのであります。その限度において、これもまた一つの犯罪である以上は、当然のことであるといふことは申し上げ得るのであります。これだけに獨特の何か事後検閲的な活動がなされるといふやうなことは、私は考えられないと思つておるわけでありまして。

○加藤(勸)委員 問題はその点にあるのです。要するに問題はお互いに犯罪を未然に防止するといふことに立法の趣旨もあると思ふのです。従つてそういう危険、不安を感じるやうなことがしばしば繰返されるといふことについて、これを食い止めるやうな適當な規定がなされなければならぬのではないかと、こう思ふのです。もしそういう規定がない場合には不安であるから、編集者の方から進んで検閲を求めるやうになる。犯罪の嫌疑を自分で阻止するために、進んでこれを見てくれこれを見てくれと言つて来られる。われ／＼は検閲といふ文字にとらわれてはならぬと思ふのです。実体が検閲になるのではないかと、こう言ひのであります。

○佐藤(達)政府委員 その御趣旨はまったく同感で、私もその立場でお答えをいたしますが、たとえば今のお話に出ました午前中の事前の問題にしまして、筋をたどつて考へて行きますれば、ただいまお話に出た第三條の第二号の場合、本人は標記も何もなかつたためにわからないといふ場合にはどうなるかといふことからお話がスタートしたわけでありまして。その場合を考へてみますと、この罰則にかかります場合は、まず防衛秘密であるといふことを、本人が認識しておらなければならぬといふ条件が一つ、それから通常の方法によらなければ探知できないものであるといふ認識がなければならぬ、この二つがそろわなければ罰則されないものでありますから、開きに行く必要も何も本来はないのであつて、それを知らなかつたといふ、認識がないことさえ明らかになつておれば当然無罪になる事柄なのであります。そこで先ほどの話に出ましたやうに、開きに行くといふ場合は、これは抽象的に考へればあり得ると私は思ひます。先ほどもちよつと触れましたけれども、選挙の時期の前になりますと、議員候補者の方々が私のような者にとりかかるといふことをしたとどころにさへ、こういうことをしたらどうだろつたかといふことを聞きに参られます。そういうやうな意味では、今のこの秘密保護法ばかりでなく、選挙問題にせよ、あるいは刑法の問題にせよ、一般にあるのであります。何かこれだけについて獨特の事前の云々、あるいは事後の云々といふことがあつたかどうかといふ点について、これは私はあるはずがないといふやうに考へておるわけでありまして。

○加藤(勸)委員 私は具体的な法律の

条文から離れてお伺いしたいと思ひましたけれども、今具体的に述べたから、寧ろ私も法律の条文の文句に触れるのでありますけれども、第三條一項一号の「わが国の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で」と二つ並べてあるわけですから、そこで「用途に供する目的をもつて」といふ、この「目的をもつて」といふことが、犯罪を構成するかどうかという大きなわかれ道になると思ひます。同時に「不当な方法で」といふことも、また犯罪を構成するかどうかという大きなわかれ道になるわけでありまして、その「目的をもつて」といふことは一体何を基準として判断するのか。これは人の心理状態でありまして、具体的に客観的なもので立証できるならば別であります。その被疑を受けた人の心理状態によつて目的を持つておつたのかおとなかつたのかをきめなければならぬわけでありまして、しかも「又は不当な方法で」といふ、その不当という事柄も何を基準として不当というか。普通常識的には不当といふべきは暴力をもつて、あるいは相手に脅迫觀念を起させて、恐怖の結果しやべらせるとか、そういうことが普通の常識では不当な方法ということが言われましようけれども、そこまで明確にならない、お互いの話合ひの中に出て来るという場合もあり得るわけでありまして、しかもこの「不当な方法で」といふことも「目的をもつて」といふことも結果論でありまして、裁判の結果、一切の審理を終つた後に、初めてそういう目的を持つたかどうかということが客観的に証明されるわけでありまして、ところが最初検挙の端緒になりますと

きには、そういう目的があつたかなかつたかわからない。問題はそこなのであります。裁判されてしまつた結果から目的を持つたといふならば、それは罪される人も得心するかも知れません。ところが最初全然そういう意圖なく、偶然にか、あるいは無知にか、あるいは善意にかであつたのが、一応被疑者としては「目的をもつて」か、あるいは「不当な方法で」といふように認定され、それが検挙の端緒になる。こういうことになるわけでありまして、そこを明確にする必要があると思ひます。この制局長官はどのようにお考えになつておられるのでしょうか。

○佐藤(達)政府委員 御心配の点は、さきの刑事特別法の場合にもわれ／＼いふん苦労したのであります。それらの研究の結果、結局刑事特別法という法令が出ましたからそれによつておるわけでありまして、要するにただいまお話の通り、この「目的をもつて」といふのが一つであつて、この「又は」以下はまた別の問題であるわけでありまして、順序で行きますと、この「目的をもつて」といふのは一応これは主観の問題であることは明らかであります。但しこれが犯罪事件として処罰されるかどうかという問題になります。と、御承知の通りに自由のみをもつて証拠とするわけにも行きませんし、事柄の实体から申しましても客観的にそれを裏づける証拠がなければ、ただその人が持つておる主観だけで処罰されるというものは絶対にあり得ないわけでありまして、それから「不当な方法で」といふことは、これはもう初めから主観的ではないのであつて、初めから客

観的に認定されるべき事柄と考えております。従つて社会通念から見て、普通の場合には用いられないような方法といふことで、今のお話にもたしかあつたと思ひますが、普通には立入りの許されないようなところへ入つて行つてやるとか、あるいは酒をうんと飲まして心身の平衡を失せしめて事柄を探り出すというような場合、これは社会通念に照らして客観的に判断できる。かように考へておるわけでありまして、

○加藤(勲)委員 さらにそれに関連して当然必要な条件は、「目的をもつて」といふことにあるいは「不当な方法で」といふことにあるいは、直接業務を担当する人から知り得る場合のことをいふと思ひますが、その第三号には、「業務により知り得し」といふことがあります。この業務という範囲は、先ほどこまかく一々担当官の職掌をおあげになつたその範圍のことであるのか、あるいは広い意味のそれに直接間接に関連する業務という意味であるか、この点がこれだけでは不明確であると思ひます。もちろん政府の方ではこれがこゝういふ種類の立法の場合の用語上の立法例となつておる。たとえば前の軍機保護法の場合でも、刑事特別法の場合でも、軍機保護法の場合でも、第三條に「業務ニ因リ軍事上の秘密」云々といふことがあります。この「業務により」といふ、こゝういふ不確定な、どうでもとれるような広汎な字句ではなくして、直接防衛担当ならば防衛担当の業務、こゝういふふうになるならば、範圍はきわめて明確に限定されるのでありますけれども、立法者は、立法の意思は先ほどお示しになつたような直接防衛業務を

担当する關係官を言うのでありまして、うけれども、これを今度は實際に行政運営をするときには、広汎な意味に解釈されても、それをどうすることもできないのであります。でありますから、こゝういふような業務に携わつておる直接關係のない人々も非常に不安を感じるであらうし、あるいは一部で問題にされまして、あるいは報道等にも携わつておる人々でも、やはり報道という業務、これもその業務の中に含まれるのか、もし政府の意圖が明確に、直接防衛業務に關係するものであるといふならば、防衛關係なり、あるいは防衛の直接の担当者なりといふように業務といふことを明確に限定されたならばどうですか、その点は立法例であるからこゝういふような文字を使つておるといふことだけでは、なか／＼一般は得心しないと思ひますが、いかがでしょうか。

○佐藤(達)政府委員 これは粹いて言へることかどうかという問題が前提になるわけでありまして、ただいまのお言葉にありますが、防衛担当の者といふようなことではまだこれは満足できないといふことであらうと思ひます。先ほどもお答えしておきました。思ひますが、防衛担当といひまして、特にこの秘密の兵器なら秘密の兵器といふものを自分の職務として扱ひ、あるいは接觸するといふ人を押えなければ、幅が広過ぎるわけでありまして、その階段といふものは、今のたとえば民間工場にこれを修理させるといふ場合におきまして、その直接修理に當つておる者は、業務關係者でありまして、うけれども、同じ職場でありまして

も、その隣ではかの仕事をやつておる者は、これはもうおおよそ兵器の修繕ではありまして、当該秘密兵器の修繕を扱つていない者であれば、これに當つておらないといふことになるわけでございます。こゝういふことは、先ほどお触れしましたように、「業務により」といふ言葉で今までも限定されておるものであるといふことは、私は確定をしてゐるのだと思ひます。非常にこまかく碎いて精密を期し得るということであれば、これはまた別でありますけれども、午前中触れましたように、これはまた人間の力の限界といふことでもあらうと考へておるわけでありまして、

○加藤(勲)委員 どうもその点は明確でありませんが、私一人で質問を占めてはいかぬと思ひますから、あとに譲つておきます。さらに進んで、この秘密保護という立場からすれば、この秘密保護という立場からすれば、この法律は、要するに罪人をつくるのが目的ではなくして、秘密の漏洩を防ぐといふのが目的だと思ふのです。ところが不幸にして実際に悪意を持つた、この法律に触れるような人が裁判にかかると、問題はそこにあると思ふのであります。憲法三十七條によりまして、当然すみやかに公開の裁判を受ける権利を有する、こゝういふことになつております。これを秘密にして公開を禁止するといふような事柄は、憲法の規定の中にはないわけでありまして、そこで、こゝういふあるいは懲罰罪であるとか、その他社会の安寧に害があるとか、公共性をそこなうとかいふ場合にはやむを得ぬといふお言葉があるかも知れませんが、少くとも憲法に規定する限りにおいては、公開裁

判を受ける権利を持つておる。この矛盾をわれ／＼は先ほど申しましたように、新しい憲法の精神から行くならば、この憲法の規定をどうしたならば守つて行くことができるかというように立法する建前になつておると思ひます。従つてこういう点から行けば、公判開裁判が行われるということになれば、秘密事項というものは煙のごとくに消え去つてしまひまして何も意味をなさぬことになる。のみならず刑事訴訟法の五十三条によりますれば、訴訟關係人は裁判書類の謄本もしくは抄本を自分の費用で請求することができ、これも書いてあります。そうすればこの訴訟關係者は、公判に関する関係書類を、費用さえ出せばその謄本なりあるいは抄本なりを請求することができ、このわけであります。当然これは裁判部外にも持ち出される、こういうことになると秘密を保護しようとしたことの法律の規定というものは死んでしまひます。こういう關係が起つて来るが、これらの点に対して政府はどういうように考えておいでになりますか。

○佐藤(達)政府委員　ごもつともな御疑念であると思ひます。これは実は例の第十三回国会に同じ刑事特別法を出しましたときに——そのときは国会ではあまり問題になりませんでしたけれども、私どもの仲間ではいろいろと研究いたしました問題でございます。それでその結論は、要するにこの憲法八十二条の場合というものは、これは一に最終的には裁判所がみずからの運営としておきめになることでありますから、政府としてどうであるときめて、この場合には秘密をやつてもらいたいというような指令は出せる立場に

ないわけでありますから、われ／＼が言つたことが権威を持つかどうかは別といたしまして、われ／＼の結論といたしましては、要するにこの憲法八十二条があるからといって、すべてこの法案で保護せんとしておる秘密事項は、かりに裁判が公開されたとしたしましても、公開の結果がただちにもつて秘密事項の公表ということにもならないのではないか、たとえば卑近なこととでございませうけれども、この間私のある先輩が、チャタレー事件の裁判の証人でありますか鑑定人に呼ばれて、これが猥褻に当るかどうかということを開の法廷で聞かれた。そのときにいろ／＼抽象的な意見を述べたそうです。そうしてそのときに、私が悪いと思うところをここで読みましようかと言つたところ、いやそれはよろしいと言つて、そこはうまく森が納まつたという話を聞いたのでありますが、そういう面からも私は、裁判の運営の方の適當なる措置というものもあり得るのではないかといううなことで、こまかくこれはまたいろ／＼議論があらうこととは思ひますけれども、この法律で保護せんとする秘密が、今の裁判公開の原則からしてナンセンスであるという結論にはならないというふうに信じておるわけであります。

○加藤(勲)委員　憲法八十二条の場合には、同じ憲法の規定であつても、この三十七条のまったく特殊な例外だと私は思ふのです。原即ちやはり公開裁判が原則であつて、裁判官の総員の考え方で初めて八十二条の適用がなされると思うのです。だから、もしあのチャタレー事件の公判のような場合、もしくは単に猥褻罪等で公の公判をはばか

るといふような場合には、私は大した問題はなと思うのです。しかしいやしくもこういうようなスパイを目的として、そうしてこの法に触れることを意識して公判にかかつたというような場合に、それを一体どうやつて防ぐか、これは私は防ぎようがないと思います。たといどういふ意味において公開は制限されましたも、関係書類はこれを請求する権利を持つておると思ふ。そうすると、その書類がそれからそれへ伝わつて来れば何にもならぬではないか、こう思ふのですが、この点はどういふお考えですか。

○佐藤(達)政府委員　これは横に法務省の専門家がおりますから、こまかいことはその方からお答えできると思ひます。私どもの半分思ひ出話でございませうけれども、研究をやりました段階においては、たとへば猥褻事件にしたところ、どこが悪いという理由がはばらつきり判決の理由書に出て来る。だるらう、それを今のお話のように、当該関係人はもらえるじやないか、それを今度はジョー・ウインドーが何かに飾つてみたら、それは一体猥褻の文書の公衆展覽というような罪に当るか当らぬかというところまで、多少は興味半分ではございましてけれども議論したのであります。しかしやはりその文書そのものの本来の使命と申しますか、意義というものがあつてありますから、たま／＼その判決の理由書におもしろいところがあるからといつて、それをジョー・ウインドーに飾る、そういうことになれば、これはそのときには判決文というものの性格を失つてしまつて、やはりその面においては猥褻文書になるのじやないかとい

ういとまで、実は議論したことがありません。私どもも学校出てからもうざいぶん長い間たつたものでありますから、半分は興味本位だったと申し上げますのが率直だろうとは思いますが、そういふものじやあるまいかと私は考えておるわけであります。

○加藤(勸)委員　今の法制局長官の論理で行きますと、裁判関係の書類を自分の費用で関係者が受取つて、今度またそれが何らの機会に他の人の日に触れる。たとえば具体的に言うならば、弁護士なら弁護士がその関係書類の原本を持つておる。今度その弁護士が自分の書類に公判記録としてそれを置いておいた。それをいつの間にやらだれかに持つて行かれた、そういうことになる、今の長官の論理から行くと、当然やはり秘密条項に触れるということになるわけであります。そこで、この法律は一体人を規制する効力を持つておるのでしょうか。

○佐藤(達)政府委員　どうも私はつきり意識しておりませんが、最初に申し上げましたように裁判官の運用上の良識というものが一つあると思ひます。従ひまして、今のお話のような、公判に供せられた文書そのものが、一体非常に精密に、秘密の内部までも書かなければならないものかどうか、私自身はその方の専門家ではございませぬけれども、それ自体に疑いを持つてわけであります。それを書くか書かないかというような問題は、裁判官の良識、あるいは法廷の運用上の一つのやり方としての問題、そこに幅があるのじやないか。これは専門家が来ておりますから、その方からお確かめに

なつた方が、あるいは正確かもしれない。
せん。

○加藤(勸)委員 それはとてもない話なのです。いやしくも十年という刑期を規定する法律のもとに裁判をされる場合に当然徴に入り細をうがつて、こまかく被告に対して追究されるのです。それでどんなこまかいことまででも公判記録には載つております。それこそ通俗な言葉でいえば、そこらで犬が小便したことまで載つているわけであります。具体的なことを言うならば、そは屋でそばを一ぱい食つたこともちやんと載るのです。それがいやしくも十年という刑期を持つた法律による公判の建前です。だれがあいまいな抽象的なことで罪せられて、その罪に服する者がありますか。具体的な事実を一々示されて、どうしても客観的条件がこうであるからといつて、初めて自分の自由とそれが一致する場合に、刑が確定するのです。ことにこの問題は、この点が罪になるかならぬかということは、ちやんと規定してある。この規定の事柄が公判記録に載らなければ罪にならない。従つてそういう場合において、その公判記録があるいはどういふ関係からか、他の第三者なら第三者に伝達される、こういうことは当然予想し得ることです。もしこれを予想しないというならば、あまりにも私はうかつだと思ひます。私は二度も三度も裁判を受けた経験を持つておる。裁判は決してそんな甘いものではないませぬ。それが記録に載らなければ、何も物的証拠がない。口で言つた言わぬだけになってしまう。必ず文書に書かれる。従つてこういう規定があつても、そこから逃げて行くならば、

これは何にもならぬじやないか、こういう感じを強く抱くのですが、どなたか知らぬが、専門家のお説をひとつ聞きたい。

○桃澤説明員 ただいまの問題でございしますが、もしもその事件が憲法第八十二條の二項但書に該当する事件として公開された場合、この場合は多くの場合、本法第一條の第三項で公になつていないもの、これが要件になつておられますので、その場合には、公になつたものとして、その後の責任はなくなるのではないかと申します。その後公になつたものとして、そのあとの方は防衛秘密ではない、かような關係に相なると存じます。もしもこれが憲法第八十二條の二項の但書に該当もないうとして、裁判官の全員の一致をもちまして、公の秩序を害するおそれありとて非公開になつたという場合を考へますと、刑事訴訟法の第五十三條の第二項で、これらの記録は公開しない手続がとられることができるわけでございます。その場合には、いまだ公になつていないものとして、やはり秘密を保持しなければならぬ……。

○並木委員 ちよつと関連して、非常に専門的な問答で、私もしろうとですが、その点はむづかしいのですけれども、今の答弁ですと、秘密の裁判の場合にはなおそれが秘密で残る、公開になつた場合にはその結果は公にされたものとなるというふうに私聞いたのですが、もしそれがほんとうの答弁だつたら、裁判の形式によつて秘密が秘密でなくなるといふ矛盾した結果になるのじやないでしょうか。私は秘密というものは、客観的なものであつて、裁判のいかんにかかわらず、秘密であるものならばやはり秘密として、一方において存続されて行くのじやないかと思ふのです。そこでさつき法制局長官の非常な苦心した答弁になつたと思ふのです。なおこれがアメリカ軍から供与された設備として秘密なんだというところで継続する必要があるならば、その部分は巧みに裁判の中で公にならないうように、うまくやつて行くのじやないかというようなことを含めて、法制局長官の答弁じやなかつたかと思ひます。従つて御二人の御答弁に食い違ひが認められます。その点をもう一度はつきりしておいていただきたいと思ひます。

るものならばやはり秘密として、一方において存続されて行くのじやないかと思ふのです。そこでさつき法制局長官の非常な苦心した答弁になつたと思ふのです。なおこれがアメリカ軍から供与された設備として秘密なんだというところで継続する必要があるならば、その部分は巧みに裁判の中で公にならないうように、うまくやつて行くのじやないかというようなことを含めて、法制局長官の答弁じやなかつたかと思ひます。従つて御二人の御答弁に食い違ひが認められます。その点をもう一度はつきりしておいていただきたいと思ひます。

○桃澤説明員 私の申し上げましたことは、非常に抽象的になつたかと存じますけれども、たとえば新聞で防衛秘密が公になつた場合を考へてみますと、その場合には、新聞で公にしたところまでは防衛秘密として取縮られるのでございしますが、その新聞を見て、それを第三者に告げた者、そういうものは第一條の第三項の防衛秘密に該当しないといふことで免責せられるのでございします。それと同様でございまして、もしも憲法八十二條の絶対公開の規定に該当する事件でございまして、その秘密が法廷において衆人の前にさらされた、あるいはその記録も、刑事訴訟法第五十三條の規定によりまして、請求があれば閲覧される状況にあるのでございしますから、もしその記録に、先ほど法制局長官の仰せられましたように技術的に、あるいはその取扱ひ上、秘密そのものが出ていないような処置が講ぜられていた場合には別でございしますが、そうでなくて、法廷で、たとえば証人の証言等によつて初

めて機密の内容が十分明確にされたという場合には、この法律の適用の上から申しますと、やはり公になつてゐるものといふことにならざるを得ないのであるから、かように考へてゐるのであります。

○加藤(勳)委員 ただいま桃澤さんのせつかつの御説明であります。第一條第一項第三号にありますが、公になつていないものをいふ、という意味の半面解釈を御説明なさつたのです。ところがこの公判に付せられた事案そのものは、初めから「秘」なり「極秘」なり「機密」なり、そういう標記のしてあるものに基いて公判されたのです。それで公判の途中においても、そのものは依然として「秘」なり「極秘」なりあるいは「機密」なりという標記がなされておるわけである。もし公判の途中においてそういう標記が抹消されるならばこの公判は当然無効であります。そうでしょう。従つてそういう秘密文書を中心として公判されてあるものが、たゞ公判において公開されたからといふても、秘密という本質そのものには依然としてかわりはないわけでしょう。それが外部に漏れるのですから、その漏れたものをどうするかといふことが当然問題になつて来る。それで一方においては秘密の標記をしておきながら、他の一方ではどうも公判を通じて外部に漏れて行くといふことになれば、この秘密保護の目的は達せられない、こういうことになるのではないか、この点についていかがですか。

○佐藤(達)政府委員 ちよつと頭を整理して出直してみたいと思ひますが、今の公開裁判の問題について、まず先ほど桃澤君が触れましたように、裁判官の全員一致で秘密になればこれは御安心だろつと思ひます。そうでない場合のことであるわけでありまして、そこを、そこでない場合の問題としてわれわれの考へられますのは、たとえば選挙違反の事件であるような場合であれば、お茶か、お菓子程度のものではあつたかといふ点で今度の問題になつてこまかく追究される。そういうことは今度の場合を考へてみますと、これが防衛秘密であるかどうかということが一つきまりさえすればそれでいいことである。それから先ほどの目的の問題、あるいは不当の方法でやつたかどうかといふ問題が証明されればいいことでありまして、今のお茶の程度であるかどうかといふような角度からのこまかいせんさくといふことは、必然的にまず出て来ないであらうといふことが一つ。それからあとは裁判官の法廷の運用の問題といふことと二つが組み合されて、この法律が憲法八十二條によつて全然ナンセンスのものであるといふふうには、どうしても言い切れないと考へます。

○加藤(勳)委員 ただいまの法制局長官の言葉は、顧みて他を言うの類だと思ふのです。あなたは裁判を受けられた経験をお持ちになつていない。私どもは治安維持法のもとにおいて裁判を受けた経験を持つてゐるが、そんなことではありません。さつきも言つたように、それこそさつき一ぱい食つたことが状況判断の資料として取入れられるのです。実に何といひますか、どこで何時何分たれと會つたといふ、今でい

え、予審といふものはありませんけれども、その当時ならば予審制度のもとにおいて、治安維持法でいえば、重刑は最高死刑までである。そういうような重刑を科するような重罪でありますから、裁判官自身は恩恵は何もないのだから、従つて公正を期する意味において非常に微に入り細をうがつてやらなければならぬ。この秘密保護法の問題にしても、解釈がいろいろあるから、行政措置としては、ときによれば拡大解釈をされる。全然そういう目的を以ていなくて、犯意のなかつたものが公判に付せられることがある。そのときに、ほんとうにこれが秘密かどうかといふことを根拠に裏切りを証明するのです。それは個人の人權を尊重する上からいつても、裁判の公正を期する上からいつても当然なことなのです。それが現実によつてゐるのである。そういう場合に、これが秘密であるといふことが一つわかれればよいとか、あるいは犯意があつたか否か一つわかれればよいといふような、そんな単純なものでは裁判の公正は期せられないのであります。従つて裁判の公正を期するといふ点からいへば、根拠裏切りを追究されて、それがたれからも指摘されないようにして初めて最後の判決が下されるわけでありまして、そういうことがなされますから、その関係書類がその関係者によつて外部に次から次へと喧伝流布され、それは宣伝とはいひませぬけれども、相次いで喧伝流布されて行く、これは免れることのできない事実だと思ひます。そうすると、今申しましたように、一方においては秘密の標記がなされておつて、一方ではそれがどん／＼

と裁判を通じて簡抜けになつて行くおそれが確かであると思ひます。今までのこの種の種類の法律のもとに裁判を受けた者の実績からいひましても、私はあり得ると思ふのです。しかもそれは合法的なものです。合法的に外部にだん／＼依つて行く。そんなつたらこの秘密保護法というものはどうなるのですか、これについてはいかがでありますか。

○佐藤(達)政府委員 次々とそれが喧伝されてどうということ、今度は正当性の問題がまたあると私は思ひます。先ほど狼狽文書の例でおしかりを受けたまはれども、その例でも同じことでありまして、かりに判決文の中に、あるいは理由書の中にこまかく狼狽事項が書いてあつたという場合に、それをその当事者が持つております分にはもちろん合法でありますけれども、それが店頭で陳列され、あるいは転々としてまわつて行くという場合にはまた別にチェックされる。この法律によれば、不当な方法によらなければ通常は収集し得ないようなものといふことでありますからして、それを何ら正当の理由なくしてほかへまわすといふことは、そのこと自身問題になると思ひます。しかし、それにもかかわらずそれを犯して公にしてしまつた、公になつたことはこれは事実でありますから、それは今桃澤君が言われましたように、公になつてしまつたことは事実として、その方はその方としてやむを得ない、これは論理上さうなことであると思ひます。

○加藤(勳)委員 それではこの点はひとつあなたの方で整理して御答弁願ひたいと思ひますが、公判を通じて公

になつたらその秘密の標記はただちに撤去されるのですか。公になつてはもう罪せられないというなら、それらの秘密の価値がなくなつたから、秘密の標記は撤去されなければ両方合致しないわけですか。そのときはどうなりますか。

○佐藤(達)政府委員 どうもこの問題は、むしろ前の方の、公になつていないものというのとは何かということであつて、公になつた以上はもう第二条によつて秘密性がなくなるのであります。そこで公になつた原因が何にあるかといふことです。まだ裁判事件にならない前に公になる場合もありましよう。それによつても秘密性はなくなつてゐるといつておるのであります。裁判事件の前であつた後であつた、おおよそ公になつたという事実があれれば、これは秘密性はなくなるのであります。裁判の前後を問わない問題であります。桃澤君の言つたのはこの点を言つたわけでありまして、私はこれはもうあたりまえのことを言つてゐるのだらうと思ひます。

○加藤(勳)委員 その点腹の中は法制局長官と桃澤さんの御答弁は明らかに違つてゐる。あとから速記録を見れば明白であります。食ひ違つておるといふわけならばぬわけでありま

す。この点について、かんじんの標記を一番中心に扱われる保安庁の御解釈はどうでしょうか。

に、今までの秘密保護法とは少し趣が違ひまして、公になつていないという特別のものがあるわけですか。これは今までの御説明をしました、その公になつた原因が違法であつても、不当であつても、合法であつても、とにかく公になつたら、公になつた以後はもう防衛秘密ではないのであります。しかしその実体は公にならうが、実は秘密にしたいというものはあるわけですか。あるわけであるが、しかし犯罪取締りの刑罰法として、公になつた以上はいわゆる秘密として扱わな

い。罰しないといふことにしたわけなのです。これはどういふかといひますと、実体的には秘密なものは公にならうがあと／＼秘密として扱いたいのですが、公になつたものを秘密として扱うことはできない。これは公にしたものが不法であれば公にした者を罰する。従ひましてある者が不当な方法で防衛秘密をとつて来た、その人は明白にこれが防衛秘密であることを知り、不当な方法でこれをとつて来たものであるならば、その人はこの法律で罰せられる。しかしそれが絶対公開の公判であれば裁判にかつたものと公になる。それ以後は秘密ではありませ

ん。しかしその秘密を公にさせる原因をつくつたその犯罪者といふものは、やはりこれによつて罰せられるのであります。その人の罪はなくなりませ

ん。標記との関係は、われ／＼の方では標記をみなつてみますが、標記であつても公になつて実体がもう防衛秘密でなくなつたものは、いかに標記がありましても、それを何かあまり事情を知らぬ人が見て、防衛秘密と書いてあるし、

大事なものと思つて他人に漏らしましても、もと／＼防衛秘密でないでありますから、いわゆる不能犯に属するもので、犯罪にならぬのであります。

○加藤(勳)委員 佐藤法制局長官は狼狽の場合には、これを陳列されたり、人に見せられたりした場合においては、おのづから別個になる、こうおつしやつた。ところが今の説明を聞いておると、それも公判で公開されたものであるならばもう問題でなくなつてしまふわけだ。それでなければ論理は一貫しない。それから桃澤課長のお答えは、裁判によつて公開された後は、もう秘密の標記があつてもこれは秘密でない、こうおつしやつたのです。ところがそれならばもう秘密の標記というものは意味をなさぬから当然とられるべきであるし、おとりになるであらうと思

ひますが、もしこれでそのまま秘密標記が附されておりました、公判のあつたことを全部が全部知つておるわけではな

いわけですから、実際に行政の、検査等を担任する司法警察官にしても、検査にしろ、それはときによると、裁判でどうなるか知らぬけれども、その秘密の標記がある以上は、これを漏らした者は検挙に値するといつて、公判の結果は不能犯として無罪になるかもしれない。免訴になるかも知れ

ません。しかしながら公判に行くまではやはり検査の対象になるのです。そこで公判において公にされた後は、その公にされたものについての秘密の標記は当然撤去されなければならぬわけでありまして、その点ひとつはつきりしておいていただきたい。

りますから、防衛秘密でないものに秘密の標記をつけてはなりません。これは行政措置としてそういうものについては防衛秘密の標記を撤去するように措置をいたします。

○加藤(勳)委員 そうしますと、具体的にこの秘密の標記のあるものはいつ幾日のどういふ公判において公開されて、もうすでに明らかになつてしまつたから、かりに秘密の標記が附してあつてもそれは秘密ではないということとを関係各庁に全部通達されるわけですね。

○増原政府委員 その言ひ方はどういふようになりまして、趣旨はそういうことであります。防衛秘密と書いてある標記を抹殺するということになると思ひます。

○加藤(勳)委員 次に移ります。そこで秘密の公判の問題であります。先ほど下田局長が並木委員からアメリカの軍隊の秘密保護法で罰せられた者の資料を要求された。これに対して下田局長はそれは自分の手元にはない、アメリカの軍隊も、軍隊の名譽のことではないから発表しないと思ふといふことを答弁されておる。そうするとこれは発表しない裁判記録といふならば秘密裁判ですね。そうするとこのアメリカと日本とが防衛協定をやつた義務としてこの法律が生れて来たものでありますから、従つてどういふアメリカにおける軍事秘密の秘密裁判の類似として、アメリカから日本にこれは秘密裁判にしようといつて、要求といふことはないでしようけれども、少くとも希望が述べられたときに、日本の政府はこれをどういふようにお扱いになるか、政府は行政官であつて司法官と違

うから、アメリカの希望は単に希望として聞いておくにすぎないと言われるのか、それとも一体両方の政府の合意により云々ということがある関係から、どうやって合意をお互いに通達されるのか、その通知し合う機関はどういうように構成されようとするのか、その機関と、今のそういう場合の日本の裁判に対しての関係はどういうようになさうとするのか、これらの点についてはつきりした御答弁を願いたい。

○増原政府委員 MSA協定の条文そのものに書かぬでもないことでありましたらうが、皆さんのいう／＼なあれもありまして、念のためにそれ／＼憲法に従つてやるといふことがちやんと書いてあるわけでありまして、わが国の裁判は憲法その他法律に基いて行われるわけでありまして、その裁判についてとかくの申入れを受けるというようなことは考えておらないわけでございます。

○加藤(勳)委員 それは防衛援助協定そのものの九条の中に、双方の国の憲法の規定の範囲内で、こういうことが規定されているからかまわぬ、こういうつしやる意味だろうと思ふのですが、しかしながらわれ／＼は防衛援助協定の第八條の軍事的義務の点について疑義を持つてゐるし、今第三條の秘密を保持するという義務、これはやはり第九條と独立の条文として存するわけです。だから第三條の解釈をするときには第三條の解釈、第九條の解釈は第九條の解釈という、そういうしやくし定規の解釈もしようとするばなし得ると思ふ。そこにわれ／＼が第八條に非常な疑義を持つたゆえもあるわけでは

す。第八條に対して疑義を持つたと同様に第三條に対しても疑義を抱くわけなのです。そこで私もはそういう点から何かアメリカとの——双方の政府の合意によつて秘密の内容を決定するということになつておる。従つてその場合にどうやって双方の政府の合意をはかるうとされるのか、この機密をどういうように構成されようとしておるのか、そのときの話し合いで一つ／＼きめられるのか、たとえば行政協定のためには日米合同委員会ができておる、そういうものをおつくりになる意思があるのかどうか、こういうことをお尋ねしたのです。

○増原政府委員 私からお答えするのは少ししよけいなことのようにですが、九條の書き方は「この協定のいかなる規定も」と書いてあるものでありまして、これはもとよりあつてもなくともいい規定だと思ひますが、規定の書き方にしても、この協定のいかなる規定も憲法に従ふのでありまして、その意味において八條なり三條なりが別に解釈できるなどということは、私はどこからも出て来ないと思ひます。それは私の答弁すべき条項ではございません。『両政府の間で合意する秘密保持の措置』というものは、わが方で今提出しました秘密保護法案というものの御審議を願ひまして、これによつて措置をするならばよろしいという建前でございませう。

○加藤(勳)委員 そうすると特別な機関はおつくりにならないのですか。日米兩國の政府の合意によるということでありまして、その合意をするための特別の機関というものはおつくりにならぬで、日本の外務省とアメリカの大

使館とが始終話し合つておきめになるわけですか。

○増原政府委員 秘密保護の個々の具体的問題について、こういう秘密事案が起きたからというところでアメリカと一々連絡をとつてどうこうするとうようなことは考えておりません。そういう事案が起つたときにこの防衛秘密保護法案に従つて憲法に基く裁判を行つて措置をする、それでいいという建前でありませう。

○加藤(勳)委員 私の質問の要旨は、ちよつとお答えと食い違つてゐるのです。つまりこの防衛協定の第三條によりましてこの法律が生れて来たわけなのです。この法律は、私は形式的には日本の国内立法として、防衛協定とは切り離して考えたいといふことを午前中にも申し上げたわけなのですけれども、實質的には防衛協定の第三條から生れて来たものであつて、法制局長官がお答えになるように、これは表裏をなすものである、これもはつきりしておるわけなのです。この三條に日米兩國政府の合意によつて云々といふことがあつたから、今この法律ができれば、合意によつてできたものである、こうは私は認めたくない。いやしくも独立国が外国との合意によつて国内立法をするなどというところは／＼間違つておる。そういう意味からそうではないと私は思ひたい。そこで秘密事項の第一條の定義、秘密の範囲といふものがきめられるのに、一ぺんこれをアメリカ側ときめたならば、もうそれ以上にも何も話し合う必要はないのか、それとも話し合う必要のあるのか、これをお伺ひしておる。

○増原政府委員 お話の趣が十分微妙なところがあるようで、少しわかりかねるところもありますが、合意をするのがいやだといふふうにおつしやいませうが、防衛協定というのは国会の承認を得るならば、これはもう協定としての成案になるわけですから、そこで『両政府の間で合意する秘密保持の措置を執る』こういうておるのではありませんか、いやだといふても合意したものはやるよりしようがないのです。その合意をする措置といふのを、法律でつくるといふことはこれで約束しておりません。しかし日本政府としては、秘密保持の措置としてはこの防衛秘密保護法をつくることによろしいと判断した。その判断に対してアメリカ側でもそれによろしいといふことであつたわけでありませう。法律をつくることはこの協定においてはきめてありませんし、約束をしておりませんが、しかし措置として日本政府はこの秘密保護法をつくることによろしいと判断した。そうしてこの措置によつて秘密を守ることだけつこうだといふアメリカ側の合意がある、こういうことでございませう。

○加藤(勳)委員 だから特別な機関はつくらない、こういう趣旨なのではないですか。

○増原政府委員 そういふ趣旨でございませう。

○加藤(勳)委員 それからこれはこの前私は外務大臣にもちよつとお伺ひしたのですが、そのときにも御答弁はきわめてあいまいでありましたけれども、この第一條第三項の一号にイからニまでの規定がある。これがいわゆる秘密の範囲に属すると思うのでありますが、この中でたとえば「構造又は性能」、これが中心であります、この構造は外形上の形式をいうのでしようか、それとも内部の組立て機構一切含めたものをいうのでしようか、どちらでしようか。

○山田政府委員 ここで申し上げております構造とは、外形は含みません。内部の組立て方のみをさしてあります。

○加藤(勳)委員 そこでたゞ／＼学者が独自の立場において研究をしておつた、その研究の符合といひますか暗合といひますか、その偶然の一致といふものは世界の学者間にもしばしばあるわけですから、そういう点で日本の学者が研究をしてたゞ／＼性能あるいは機構において一致した点があるといふ場合に、それを学者が自分の研究成果として発表される、ところが何ぞ知らん、それは一方においては機密事項として標記がなされておつた。こういう場合に、これはもちろんこの法律でいうところの日本の安全を害するといふ目的を持つてもいなければ、あるいは不当な方法でいふこともないわけでありませう。その点明確なのだけども、しかし発表されたものだけを見るにと、秘密の標記がなされてあるものとたま／＼一致しておつたといふところから、これが検査の対象になり得るおそれがあると思ひます。そういう場合に公判を待てば明白ですが、公判の最終決定を見るまでの間この人は被疑者として苦しめなければならぬ。こういうことも起り得るのです。が、こういう点に対してはどういうふうにお考えになつておるのでしょうか。

○山田政府委員 学者の研究でたまたま偶然に一致しえおつたといふ場合には、今度の対象にはなりません。

○加藤(勳)委員 検査されるというこ

とは明確なですよ。あなた方はそういうことがないから何も関心を持つておいでにならぬけれども、ほんとにこれが法律になつてごらんない。そういう事態が起れば必ず検挙される。それはもう疑いなく検挙される。検挙された結果は裁判は無罪にきまつておる。法の対象にならぬというだけでは逃げられぬ。だからそういう場合の保護規定がはつきりなければいかぬ。

○増原政府委員　これは實際上の個々の具体的な問題についての難点であると思います。しかし防衛秘密になりますようなものは、この性能というようなものが一致をするというような場合ももちろんありましようが、いわゆる防衛秘密として書いてありますものは非常にこまかいことが書いてある。それと一字一句違わないようなものができるということとは、およそ想像できぬと思います。ですからそういうまじめめなる学者がやつておるといふ過去のいろ／＼な実績もありますし、そのでき上つたものを発表するような人であれば、経過的にもいろ／＼発表しても

おりまじしよし。これは刑事政策としても捜査面の慎重な考慮によつて、そういう人を被疑者として逮捕檢挙するやうなことのないうにすることは十分できるのではないか。防衛秘密というものはやたらにあるものとは違ひのうであります。先ほど兼加藤委員の御發言、御心配を聞いておりますと、防衛秘密というのはそこら中に非常にたくさんあるもののごとくにお考えのようでありますが、これは件数としても少く、一件について配付される文書といふものもごく制限をされて、主として關係の公務員のそれ／＼担当をする

く少數の者、そうしてそれは鎖鑰のあるところに納めるといふような嚴重な取納方法も譯じてありますし、また業者等にごいふものを修繕するときに渡しますときにも、限られたごく少數の部數のものをやつて、平素の保管は鎖鑰のあるところにちゃんと持つて行き、使つたらだちにそれを取納する、そういう規定も政令以下には定め

るわけであります。従つて善意の人が
うっかりしていたら目につくようなと
ころに行くという性質のものではな
い。そういうものが渡るときには、い
わゆる悪質犯意あるスパイ等が活動を
する。そうしてそのスパイなども、普
通の善意の第三者が見てもよくわから
ないような人に漏らすのは一向目的で
なくて、外国その他に漏らして國に害
を与えるとか、自己の利をはかるとい
うことでありますので、やたらに方々
に防衛秘密書類が出て来るというよう
な前提は、この前提としてお考えにな
つていただかないことが事実として適
当であらう、こう考えるのでありま
す。

○加藤(勸)委員 私は少くともこういう法律の立法の過程にあゆむる角度から疑義が究明されて、そうして実際にこれが適用される場合に、こういう点も、立法過程においてこういう議論があつた、だからこれは触れないのだ、そういうことが一つの行政執行の面においての大きな参考になると私は思うのです。だから私どもはこまかいほど根柢り葉柢りして追究しておいて、お互いが隔意なく、立法についてこういう意図を持つておつたのだということをも明確にしておくことが必要だと思ふのです。そういう意味において私は少

しくどいようであるけれども——これはわれ／＼の過去の実際の経験から生み出した議論なのです。そういう点で、くどいようでありますけれども、あくまでも追究しておきたいという気持ちが私をしてこのような——私はめつたにあまり法律論なんかやりたくないし、議論もしたくないのだが、一応は質問をしておくわけなのです。

たたいま増原次長のお答えになりましたように、十分にあらゆる点において注意されて、できるだけ犯罪が成り立たないように努められるということとはもつともありますが、さらに使用の方法であるとか品目、数量というふうなものは、ややもするとこれは外部に現われがちなのです。たとえこれによくこの委員会においても質問なさつたことと思いますが、演習の場合であるとかあるいはその他の場合において、あるいはわかり得る条件のもとにいてあるのではないかと思うのです。これは主として報道関係に属すると思ひます。この報道関係において、もし数量であるとかあるいは使用の目的なんか

を、報道人がこれが機密のものであるということに気がつかないで報道されてしまつた。そうしたらあとから見るとそれは機密の標記がなされておる、機密事項に属するのだということがわかつた場合もあり得ると思ひます。こういうことはえてしてあり得ると思ひます。そういう場合にこの新聞報道はどのようなのか、やはり責任を問われる対象になるのか、全然懸念なく、いわゆる第三条に規定するところの不当な行為なのか、あるいは日本の国の安全を害する目的を持つていなかつたとかいふ理由によつて、初めから檢挙の対象

にならぬのか、その点はどうでしょうか。

○増原政府委員　通常参観をし得るような演習をやつておるところへ報道人も来られて、そうしてたま／＼われわれの方では防衛秘密に属する兵器を使つて、その使用方法等をやつておつた。それを見て報道人が書かれるという場合は、これはいわゆる防衛秘密としての意識がありません。犯意がないいのでありますから、全然犯罪は成立いたしません。状況としても、そういう一瞥の参観しておるところで書かれたようなものをあれした場合には、全然こちらの方で捜査とかんとかいいうことを行ふということもいたしません。

○加藤(勉)委員　その場合にその報道された新聞記事を見て、今度それが何うか意識的な者に伝えられた。こういうときに、出所は直接の担当官でもない、誰れが悪意のある者でも何でもない、善意の人が動機になつてこれが意識的なところへまわつて行つた。こういうことともあり得ると思うのです。そのときにその報道はどうなるか、これはどうでしょう。

○増原政府委員　これはもう先ほど一応御議論がありました、新聞で一度公になつたものでありますから、そことはもういかように悪意を持つて動かされようがどうしようが、これは防衛秘密ではございません。

○並木委員 関連して。私はさつきから聞いておりまして、秘密を保持しようという側に立つたときに非常に心細いということを感じたのです。それだけ裁判の関連で裁判で公開になつてその記録がつくられてみるとそのとたん

にもはや秘密というものは公になる、
そういう結論です。聞いていて、私は

逆にそれでいいのですかと聞きたい。機密を保持しようという目的のための秘密保護法であるならば、そんなまきやさしいものでいいのですか。そこで、法制局長官にお尋ねしたいのですが、法制局長官の先ほどの答弁では、そこに期するところがあるようにも受取れたのです。たとえば秘密裁判の制度とかなんとかいう方法によつて、公にしないで済まされるような方法があるのかどうか。もしあるならばこの際明らかにしていただきたいと思います。

それから公開の裁判になつたとたんに途中で公になつてしまふことも、十体さつきの笥弁でうかがわれたのでせうけれども、途中で公になつてしまへば、その事態が不能犯になるのではないが、ペンディングになつてゐる係争中の問題は、もはや犯罪の對象にならなうか、といふのではないか。そこで常にびつぱら出された嫌疑者は無罪釈放というよゝきな結論になつて来るのではないでしうか、そういう点について疑問がありますので、はつきりしておきたいと思ひます。

○佐藤(達)政府委員　大前提として申し上げたいことは、第十三回国会において成立いたしました刑事特別法は、これは、これよりもつと幅広い秘密を保護しているわけであります。それにもかかわらず、先ほど柔の答弁にもありますように、今まで一件も起訴になつたことはないというぐらいに厳に——これはおそらく当局者の努力であると思ひますけれども、守られてきているわけです。従つてその根元を断つております保安庁当局者なり、関係

当局者がこれを嚴重に管理している時分には、いろ／＼な御心配というものは実はないことだと思ひます。しかし理論は理論でございますから、お尋ねがあればこれはもちろんお答えをしなければなりません。そういう角度から申し上げますならば結局今のお尋ねはあまりにもたよりないという氣持のようでありまして、これは率直にいえば、元の軍機保護法のようにすばつとこうやつてしまへば頼もしいかもしれませんが、頼もしいかもしれませんが、また一面において加藤委員の先般來の御懸念のような、あるいはまた憲法の精神と

いうようなものをかみ合せての最小限度の線をどうしても引くべきである、引かねばならぬものであるという要請があるわけでありまして、そういう意味で今の一面のお感じが出て来るわけでありまして、これはあらゆる総合的の觀察の結果として、この辺の境界線が最小限の必要な境界線というところで、刑事特別法と同じような建前でこれをつくつて來てゐるわけでありまして、

裁判の問題にしましても、先ほど來申し上げておりますように、とにかく裁判公開という道も憲法上あるわけでありまして、そこは裁判官の認定の問題になりますが、従つて裁判官が責任においてこれは公開にすべきもので非公開にすべきものではないときめれば、これは觀念上そういう場合もありまして、その分についてまた心配が出て来るであらうと思ひますが、その心配につきましても、裁判運営の狀態から考へて見ますと、すなわち公開が必ずしも秘密の公開であるということにはならないのではないかと、私ども

もは刑事特別法のときから考へてゐるわけでありまして、

それからもう一つお尋ねがありまして、公にしたという犯罪によつて起訴されてゐる。ところが裁判所に行つたときにはもう公になつてしまつたのだからそれは罰しようがないのではないかとお話でありますけれども、この処罰の原則はその犯罪行為があつたときを現在として考へるわけでありまして、その現在において公になつていないものをその人がとつて來て、その人の手によつて公になる、それがすなわちこの罰しようという事件でありますから、その人のやつた行為そのものとして、これは當然処罰されるべきものであることは間違いない。ただその人が犯して漏らした、あるいは公にしたことを、今度はほかの人がまたそれを他人に話したとかあるいは公にしたという場合には、そのときはすでにある犯罪者の行為によつて公になつてしまつたあとでありますから、その人の分については秘密性はなくなつてしまふ。こういう筋のものと考へております。

○加藤(勸)委員 それでは原案に伺ひます。アメリカから供与された情報についてであります。これはこの法律の第一條第三項の二号に規定してあるわけでありまして、それはその前の第一号のイからニまでのものに限定されて、通報の状況が一体これらのたゞ形式だけを表示して來るのか、あるいは一々こまかい内容にまでわたつてアメリカから情報として提供されるのか、その点はどうかでしようか。

○増原政府委員 この二号の方は一号の全部でなくてイ、ロ、ハだけであります。

まして、ニの品目及び数量は抜けてあるわけでありまして。この情報というものは通常の形は、裝備品等に関するものでありますから青写真、その使用法といふふうなものがこの情報であります。インフォーマーションといふわけでありまして、普通情報々々といふ言葉の情報とは大分趣も違ふ。青写真と通常考へていただければいいやうなものであります。従つてそれは非常なこまかいものであります。それに従つてこちらの相當な技術者、工員であればたとへば優秀な大砲がつくれるとか、通信機がつくれるといふやうなものであります。一号の方は現物をく

れる、その現物についての秘密保護、二号の方は現物はくれないで情報を知れる。ですからその情報に基いて、日本では新しい兵器をつくることがあり得るといふやうな趣旨のものであります。

○加藤(勸)委員 そうしますと、この情報というものはイからハまでの事柄についての詳細なもの、それから日本での情報に基いて生産される兵器の種類、構造等にも及ぶといふわけなのですね。

○増原政府委員 さように解釈しております。

○佐々木(盛)委員 私は増原次長に特指名をしてお聞きしておきますが、もう時間なので簡単に終りますからしばらくお願いいたします。

このたびの秘密保護法というのは、アメリカから貸与される武器についての秘密の保護であります。保安隊並びに將來できる自衛隊には、日本独自の秘密というものが一体ないのですか。

○増原政府委員 現在兵器関係は、保安隊にしろ、警備隊は船舶貸借協定で全部向うから借りておる。現在借りておるものについては、秘密保護はないとアメリカは言つておるのです。ひとつも秘密保護はない。われ／＼の方の希望としては、自分の方で鉄砲でも大砲でもだん／＼つくれるやうにしたいといふことは長官も常に言つておりますが、經費その他のことを考へますと、早急に自分でつくれるかどうかはな／＼わからない。われ／＼が独特の秘密兵器をつくるというところは、この当分の間はまずあるまいといふやうに考へております。

○佐々木(盛)委員 秘密兵器ばかりではなくして、もう少し広汎な軍機といふものは——どの国でも独立国には、國家機密といふものは存在するものです。日本の場合においてはそういうものはないといふお話ですか。

○増原政府委員 ただいま提出しております防衛庁設置法案なり自衛隊法案なりが可決確定いたしますと自衛隊といふものができまして、自衛隊が外部からの直接侵略に対処するといふことになるわけでありまして、通常の常識的に從つて考へてみましても、いわゆる防衛の計画といふやうなものができ。いよ／＼防衛出動を國會の承認に基いて總理大臣が命じたあと、その行動といふやうなものは、これはあけつづるべきではないかといふことは常識的に考へられるわけでありまして、そういうものについてどうするかといふことは、いろ／＼論議を政府部内ではいたしました。さしたりの問題として、さきの戦争で軍の機密保持という形において國民が非常に暗い思いと

いうか、それ以上の思いをなま／＼しうさせられておる餘餘を持つてゐる現在において、今ただちに必ずしも言わないでもないやうした秘密を保護するための法案を出すことはどうか、これはさらに慎重に研究をして、慎重研究の結果の判断に基いてあらためて考へてよからうといふ意味で、今回はこの限定した秘密保護法案を提出した次第であります。

○佐々木(盛)委員 ただいまの御説明によりまして、もとよりやうあるべきであります。國家の機密といふものがあるもので、特にたとえば防衛出動のやうな場合におきましては、日本の防衛のために防衛上の機密が生れて來ることは私は當然のことだと思ひます。ところがこの法案そのものは、アメリカから貸与されるときだけに限つておる。むしろこれはアメリカの秘密保護法なのです。日本の秘密保護法ではなくして、アメリカの秘密保護法を日本において實際行おうと考へておる。先ほどのあなたの言ひによつて、日本の防衛上重大な秘密にしなければならぬことがあるのだといふことになれば、アメリカから貸与されるものとはよりのことであるが、日本独自の秘密保護法あるいは軍機保護法と申しましようか、これは今日一人前の独立国になれば——たとへばアメリカでも、イギリスでも、フランスでも、スイスのごとき永世中立国においてすらこれはあるわけなのであります。しかし政府においてもういふことをお考へになつておつたやうに承るわけでありまして、それがをひつちめたという理由は、今のやうなやうな簡単なことであります。さういふ事情でありますか。

○増原政府委員 出したりひつめたりしたわけではありませんが、いろいろ研究はいたしております。しかしなおそういう点を法案にして提出するに、一層慎重な研究をして、その結果に基づいて判断しようということ、この際はそういう意味の法案は提出しないということにしたのであります。

○佐々木(盛)委員 そういう日本の防衛上の秘密を保持する必要がある、そのためには何らかの立法措置が必要であるという必要はお認めとなつておるのですか。

○増原政府委員 必要があると認めておるか、政府側として申しますと、それは慎重研究の結果判断をしたい、こういうことであります。

○佐々木(盛)委員 むしろそういうことは、ほんとうに必要だということをご政府側から大いに強調してもらいたいと私は思う。しかし現段階においてはこういうことになつたけれども、國家にも秘密があるのだということは、私は大いに政府の方面からもつと遺憾なく言つてもらいたいと思う。

なおついでに承つておきますが、今のお話だと、防衛出動の場合におきましては、臨時立法によつて秘密を保持しようということをお考えになるのですか。

○増原政府委員 まだそこまで別に考へておりませんが、なお勉強し、研究すべきものは問題としていろいろあります。研究すべき事項の中にはそういうことも考へていいのじやないかと思ひます。

○佐々木(盛)委員 この際私承つておきますが、先般も三重の保安隊におき

まして、共産党の事件が起つたことは御承知だろうと思ひます。これは外部から保安隊の内部に対して共産党が働きかけをしておる、そしてその受入れ態勢が保安隊の中にあつた、Y工作とかなんとか、そういうこともあるわけでありまして、そのときに、たとえば今日共産党は、保安隊にどういふ呼びかけ工作をやつておるかといひますと、保安隊員に対して反戦の空気を扇動するあるいは武器の持出しをさせようとする、あるいは反乱を起させようとする、そういうことをしきりにやつておるわけでありまして、たま／＼そういうことをやつて隊内の秩序を乱したり、機密を漏洩したり、そういう保安隊員は、今も処罰の対象になるのであります。よし、またこれからこの秘密保護法ができますれば、これの対象になるかも知れません。しかし外からそういう反乱を起せ、あるいは武器を持ち出せとか、反戦気分をあふれとか、ことをいくら扇動しても、これは取締りの対象にならないのであります。うか、いかがですか。

○増原政府委員 共産党のいろいろな工作についてお話がありました。これは警察予備隊として二十五年に発足以来、共産党関係としては相當に、継続的に熱意を持つて働きかけをしておるのには事実であります。これに対してわれ／＼の方としては、そういう働きかけを無力ならしめる措置を續けてとつて参つておるわけでありまして、いろいろ方法でやつて参つておりますが、概括的にいふならば、われ／＼の方、これに対する措置がおおむね適当に行われておるということをおし上げ得ると思つております。それから外

からいろいろやるものを処罰する手があるか。内部の者は、防衛秘密保護法がありませんが、別に公務員としての服務規律があり、それについてやはり公務上の秘密保持の規定がありまして、防衛秘密でなくとも、職務上の秘密を漏らせば、刑罰にも該当する。そのほか服務規律に基きまして、刑罰に該当しなくても、行政罰をこうむつたりすれば、不適当な者としてこれを免職する。いろいろ措置がある。外部から来ます者は、これは刑法等各刑罰法規によつて措置するほかは、保安隊、警備隊関係として特別にそういう法規は今ないわけでありまして。

○佐々木(盛)委員 今日保安隊の中には共産黨員がおりますか。

○増原政府委員 共産黨員と正式に名乗つておるのはおりません。疑いある者でいろいろ調査をしておる者は若干名あるのであります。

○佐々木(盛)委員 それはあなたの方の調査がきわめて疎漏だから、そんなふうののんきにお考えになつておるかも知れません。現に三重の事件は明らかに共産黨員じやないですか。ついでであります。三重事件のきわめて概略でけつこうでありますから、どういう性質のものであるか、ちよつと明らかにしていただきたい。次長がわからなければ、ほかの方でもいいです。

○山田政府委員 ただいまお尋ねの三重の事件につきましては、確かに外部から共産党あるいは朝鮮関係の働きかけがあるようでありまして、われ／＼の探知いたしましたのは、昨年の暮れあたりからでございます。所在の国警その他関係当局が目下嚴重に捜査中でございますので、今ここで明らかに申し上げ

げることではできないのであります。○佐々木(盛)委員 起つた事件は先般御承知でありましよう。この期に及んで捜査中であるというふうなことで、まだわからないのですか。

○山田政府委員 ある程度一部の者については判明いたしておりますが、その一部の者と連累を持つておる者を現在追究中でございます。この間の消息が明らかになつてから処置をとりたい、かように考へております。

○佐々木(盛)委員 それによりまして、一体共産黨員なり、共産党のシンパサイザーである者がどのくらいおつたのですか。

○山田政府委員 まだつきりしたことは申し上げられませんが、また私どもにもわかつておりませんが、現在のところ約二十名前後ということになつております。

○佐々木(盛)委員 ただいまの御説明は、私の國警の方から聞いたのによりますと大体そのようであります。ことにこれは重大なことでありまして、こうしてわれ／＼が一面においてはM SAによる軍機保護法をつくり、一面においては防衛庁設置法によつて自衛隊をつくる。そして今日日本の防衛を託するものは自衛隊以外にないのであります。その自衛隊の内部の人が赤化しておるではありませんか。内部における赤化工作が三重において露呈しておる。こういうものにわれ／＼が安心して武器を託するといふことはできない。一体今日まで、私は特に非常な反共的な立場に立つておるのであります。共産主義というものの對する一般の政府の諸君たちの認識が、どうも不足しておるのじやないかと思ふので

あります。まだ正式黨員である者はおられませんという話であります。たれも私が正式黨員でありますといふことを、人の前で言つておるばか共産黨員がおりますか。だれでも共産党に關係があらまへんといつて、成績はきわめて優秀で勤勉に働くのであります。しかし彼らに与えられておる使命といふものが何であるかといふことは、おのずから明らかであります。従つて彼らが時期の来るのを待つて内部からどんな行動に出るか。今日世界共産黨員に課せられておる至上命令といふものは、それ以外にないじやありませんか。そうだといたしますと、先般来ここにたくさんの参考人の方が見えられましたが、その中の元参謀本部におられた参謀の方でも、まご／＼して、スイッチの切りかえを間違えれば、自衛隊といふものが赤化しないんだが保証できるか、こういうことを言つた。私は傾聴に値するものだと思つて承つておつた。現にその芽ばえが三重事件となつて起つておる。私はこの事件といふものはきわめて重要視してよいと思ひます。私はそういう意味におきまして特に長官の御出席を求めて承りたかつたのであります。あなたに専門にその方面を事務的に担当しておられるのでありますから、承るのであります。こんなことで一体安心ができますか。そこでなぜ、採用する場合にも、もとより共産黨員であるとか、それに疑わしい者、そういう経歴のあつた者はこれは排除しないのであります。共産黨員あるいは共産黨員らしいといふ疑ひのあつた者はこれを排除する。このような措置をとつておるかいなか。あれはどうも共産党

員くさい、従つて万一の場合は鉄砲をどちらに向けるかわからぬぞというところがわかつておつても、これを排除することができないということでは、われ／＼は安心して日本の防衛を託することはできないと思ひますが、いかがですか。

○増原政府委員 佐々木委員は共産党については御関心もあり、御知識もあるうと思ひますが、私が正式の共産党員はないと言つておるのは、名乗つて出る者がないと言つたのじやありません。いわゆる正式共産党員というものは、身分を秘匿して来ておる者にもないといふことでございませう。共産党についてはいわ／＼は当初より最も重要な問題として重視しております。もとより関係の人間の整備なりその腕前なり知識なりが／＼できておるわけですから、完全無欠に初めからやつてゐるとは申し上げられませう。だんだんとそうした方面でも当初よりは整備がされておる。そしていゝわゆる誘引されたシンパというものがあつて、さういふ人たちの行動というものは、もとより巧妙に外部からの働きかけの際にすでにさういふ秘匿の方法なり何なりを承知をさせられてやつておると思ひます。動きは非常に微妙であるといふことはな／＼わからなかつたことだと思ひます。さうしてまたさういふ者が出来来るときには、おおむね一人ではありませう。いろ／＼と連絡をとつてだ／＼といゝわゆる目をつくり、網を張りという、形になるのであります。さういふ者の挙動を十分注意しておりまして、ある程度挙動不

審を発見したときには、その一人の人をただちに排除する方法をもつてしては、おおむね所期の目的を達しない。さうした一連の者の動きを国警その他の関係当局の援助を得て調べて、好ましくない者は一括してこれを排除する措置が必要であることは、私が今あらためて申し上げるまでもなく御承知のことと思ひます。さうしたことのため、昨年の暮れ一応の検討を尽しまして、内部的に国警その他と連絡をとりまして、その方面の特別な査察なり援助なりを得つて、だ／＼と事情を調べておるといふ事情になつておるわけでありませう。

○佐々木(盛)委員 共産党員である、あるいは共産党のシンパサイザーであることによつてその隊員を排除する、つまりやめさせるということはたゞいま可能でありますか。

○増原政府委員 共産党員たるの理由をもつては排除できません。保安隊員として不適当であるという理由でなければ排除できません。

○佐々木(盛)委員 だから私は重大な問題があると思ふのです。一体共産党員に課せられた使命というものは、要するに暴力をもつて国家を転覆させるのだといふ使命をもつて来はるものだからおのゝけです。機会来れば目的を果さうと思つて潜入をいたしておるものであります。これをその目的が明らかであるにもかかわらず、外部に排除することができないといふところに、私は今日の自衛隊、保安隊というものの大きな欠陥があると思ふ。そこにわれわれの安心することのできない危険性が潜在いたしておると私は考へるわけですから、従つてどうしても共産党員で

ある、あるいは共産党のシンパサイザーであるといふことが明らかになつたときは、これをただちに部外へ排除する法律上何らかの措置をし得るようになつておかなければならぬといふことを私は特に痛感するわけでありませう。あなたはその必要性をお考へになりませうか。

○増原政府委員 現在の保安庁法にも提出しました防衛庁設置法案、自衛隊法案にも、暴力をもつて政府を転覆しようといふ企圖を持つ団体等に加した者は当然排除されるといひますが、当然自衛隊員でなくなるといふ規定があります。ただ現在のところ政府としては共産党といふものを、暴力をもつて政府を破壊する団体だとまだ見ていないわけでありませう。いゝわゆる非合法団体と見ていないといふことであります。

○佐々木(盛)委員 共産党が暴力をもつて国家を破壊しようといふ団体であることはわかつておるが、実際はあなたのおつしやる通りです。社会通念はさういふように認めておるが、法律上は共産党は合法政党として認められておる。従つてあなたのおつしやつたように共産党員であるがゆゑに部外に排除することができないことになつておるのです。これは徴兵制度によつてすべての国民が徴兵の対象になるならば別ですが、保安隊に入つて来るのは一種の契約によつて入つて来るので、さういふときに共産党員は採用しないといふことになつて、ここに法律的措置をしたところが何の憲法違反ですか、それは憲法違反になるか、いかがですか。

○増原政府委員 その点はちよつと今ここですぐにお答えができませんが、法律的に政府が合法団体と認めておる限りにおいて、共産党員であるものは当然採用しないといふ規定をつくることは、相当の疑義があるとはいひないかと思ひます。但し、行政措置として、保安隊員たるに好ましくないものをとらないことは長官の自由であります。われ／＼は共産党員とわかつておるもの、あるいはシンパとわかつておるものは絶対採用しておりませう。また採用しないといふことを方針として宣明しております。しかし法律にそれを書きますことはどうか、ちよつと私、疑義があるように感じます。

○佐々木(盛)委員 それでは調査課長はお見えになつておりませうか。あなた三重の事件を詳しく御承知であるから、もう少し承知したいのですが、この三重事件の処分がおそらく問題になつて来ると思ふ。これは一体どういふものが処分の対象になるのですか。今のお話ですと、実際の破壊行為、これはむしろ服務規律といひますが、隊員であるものが守らなければならぬ義務であるとか、あるいは秩序を乱すものは処罰するといふことはあるでしょう。さういふことに直接触れなければ処分ができない。明らかに外部と連絡をしておるといふ形跡が歴然としてわかつておりまして、今のお説によりますと、具体的な暴力行為が起らなければ処罰できないといふことになつておるのです。三重の事件はどういふふうにして処罰しようとしておられるのであるか、その点をもう少し承りたいと思ひます。

○増原政府委員 三重の事件は私の方にも現在の段階まではわかつておりませんが、先ほど保安局長が申しましたように捜査中のことに願ひますので、ただいまここで経過を詳細申し上げることは差控へさせてもらひたい、さういふ意味でございませう。措置につきましては、それ／＼において適当に措置をしたと思ひますが、これは終局的には保安隊員とし、適当でないという判定に基いて措置をすることにならうと思ひます。何か刑罰法規に触れるような事犯がありませうれば、さういふようなものによつて参りますが、普通の刑罰法規に触れるといふことはおそろくないのではないかと。隊員として資格を欠くといふところで措置をするといふことに、まず／＼なるのではないかと一応見通しを持っております。これは全貌が明らかになりませうと、しかとしたことは申し上げられませう。

○佐々木(盛)委員 三重の事件ほどのあまり大がかりのものでなくとも、共産党の問題でさういふ事件を起したことが、過去において相当ありましたか。

○山田政府委員 今までは幸ひにございませう。

○佐々木(盛)委員 先ほどの増原次長のお話によりますと、共産党であるといふことだけによつてこれをやめさせることはできないといふお話でありましたが、今まで何回かにわたつていゝわゆるレッド・ページが行われたことを記憶しております。このときはいかなる根拠によつておやりになつたのですか。

○増原政府委員 保安隊ができました、いゝわゆるレッド・ページといふものはやつたことがないと思ひま

す。よけいなことかもしれないが、私もが知事をやつておりましたときにはレッド・パージがありました。そのときでも、いわゆる共産黨員であるとか、シンパであるとかいう理由によつては、やめさせていないのが事実であります。

○佐々木(盛)委員 私はこれで打切つておきますけれども、先日もここで私が問題にいたしたのでありますが、日本という国は、実際スパイ行為、国家機密の漏洩を取締るというようなことは、今のところ何らできないという、まことにスパイの都といつてもいいようなほどに法律上はなつており、現に実際上もそうなつておるのであります。率直に言つたならば、このたびアメリカからいられてアメリカの機密を日本人が守らなければならぬというものが、このMSA協定に基づくところの防衛秘密保護法であると私は思ひます。しかし日本が少くとも独立国として今日存在する限りは、当然国家機密というものが存在するのだから、従つて国家機密というものは野放しにすべきものではない、これは当然守らなければならぬ、かように私は考えます。特にこのたびの防衛庁設置法によりまして、保安隊も従来とは非常に性格をかえて来て、外敵の侵略に対抗する新しい使命を持つて来ておる。われわれはこれによつてのみ国土の安全を保つことができると思ふ。国民の運命はただこの自衛隊にかけられておる、こういうときでありますから、このMSAによるもの以外に、日本独自の国家の機密というものを何らかの形によつて防衛しなければならぬ、かように私は考えるわけです。そういう見地か

ら考えますと、今日のように日本が世界各國のスパイのつばになつて、スパイが百鬼夜行するような状態になつておるといふことは、放縱することはできないと私は考えます。

同時にもう一つは、先刻来もお認めのように、共産党そのものに對する政府の認識について、従来の占領時代から積つてられたような考え方でもつて、言論、結社、思想は自由であるからといふようなことによつて、共産党を野放しにするといふことは、今日の段階に及んでは、自己反省し考え直すべきときじやなからうかと考えます。現にわれ／＼が運命を託しなればならぬところの自衛隊の中に共産黨員がいることがかりにわかつても、これを部外に排除することができないといふようなことでは、どうしてわれわれは安心して國家の運命を託することができますか。そういうような観点から考えますと、今申しますような日本独自の國家の秘密を保護するといふ必要上、それからまたもう一つは、共産黨に對する考え方を直して再出発すべきだといふ点から、これに對する何らかの法的措置をとらなければならぬ段階に到達しておるのではないかと、このことを私は特に強く痛感するのでありますが、最後にこれに對する御所見を承つておきたいと存じます。

○増原政府委員 共産黨といふものを法的にどういふふうに取り扱ふかといふことは、政府内部においても私どもの分野ではございませんので、他の關係方面においてそういうことについて研究しておることと考えております。ただ行政的の措置としては、私どももいろいろ共産黨なり、共産黨のシンパなり

が保安隊、將來の自衛隊に入つて来ることは適當でないと考えますので、そういう者を入れないようにしよう、そういう者が出ましてもこれを排除する措置をとりたい、かように考えております。なお秘密保護の一般的適用と申しますか、スパイの防止についての貴重な御意見を承りましたので、十分慎重に研究して参りたいと思ひます。

○上塚委員長 本日はこれをもつて散会いたします。

午後五時二十五分散会